

平成 2 7 年

国見町議会会議録

第 5 回 定例会

平成 27 年 9 月 8 日開会

平成 27 年 9 月 16 日閉会

国 見 町 議 会

平成27年第5回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
諸般の報告	5
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
陳情の委員会付託	6
議案の上程（報告第13号～議案第61号）	6
町長提案理由の説明	6
協議会関係の報告	12
代表監査委員の報告	13
散会の宣告	14

第2号（9月9日）

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
遅参及び早退議員	16
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	16
本会議に出席した事務局職員	16
開議の宣告	17

一般質問	17
1番 松浦和子君	17
①国見町における女性の活用について	
5番 佐藤定男君	21
①いじめ問題の対応について	
8番 松浦常雄君	25
①児童の安全確保のための危険箇所の点検と安全対策について	
②町の防災訓練と防災対策について	
2番 村上 一君	34
①若者交流事業・婚活事業について	
②農業開始資金等の有効利用について	
③空き家対策について	
3番 井砂善榮君	40
①道の駅建設にかかる工事の進捗状況について	
②道の駅における防犯対策について	
10番 阿部泰藏君	47
①鳥獣被害防止について	
7番 渡辺勝弘君	56
①マイナンバー制度のスタートに伴う、当町の対策と今後の利活用について	
11番 浅野富男君	69
①「くにみ市場」の開催について	
散会の宣告	75

第3号（9月10日）

議事日程	77
出席議員	78
欠席議員	78
遅参及び早退議員	78
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	78
本会議に出席した事務局職員	78
開議の宣告	79
報告第13号 健全化判断比率の報告について	79
報告第14号 資金不足比率の報告について	79
報告第15号 町が出資している法人の経営状況について	79

議案第 5 5 号	国見町個人情報保護条例の全部を改正する条例	79
議案第 5 6 号	国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例	85
議案第 5 7 号	平成 2 7 年度国見町一般会計補正予算 (第 2 号)	89
議案第 5 8 号	平成 2 7 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	98
議案第 5 9 号	平成 2 7 年度国見町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	98
議案第 6 0 号	平成 2 7 年度国見町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	99
散会の宣告		99

第 4 号 (9 月 1 6 日)

議事日程		101
出席議員		102
欠席議員		102
遅参及び早退議員		102
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名		102
本会議に出席した事務局職員		102
開議の宣告		103
認定第 1 号	平成 2 6 年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	103
認定第 2 号	平成 2 6 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	119
認定第 3 号	平成 2 6 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	120
認定第 4 号	平成 2 6 年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	121
認定第 5 号	平成 2 6 年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	122
認定第 6 号	平成 2 6 年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	122
認定第 7 号	平成 2 6 年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	124
認定第 8 号	平成 2 6 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	124
認定第 9 号	平成 2 6 年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について	125
認定第 1 0 号	平成 2 6 年度国見町水道事業会計決算認定について	126
議案第 6 1 号	平成 2 6 年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について	126
常任委員長報告		

陳情第 8 号 「所得税法第 5 6 条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書…	129
追加日程の議決…	131
町長提案理由の説明…	131
議案第 6 2 号 工事請負契約について…	131
同意第 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて…	132
諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて…	133
発議第 5 号 「所得税法第 5 6 条の廃止」を求める意見書…	133
議員の派遣について…	134
常任委員会の所管事務調査について…	134
町長挨拶…	134
閉議及び閉会の宣告…	135

国見町告示第29号

平成27年第5回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月28日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成27年9月8日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成27年第5回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年9月8日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 陳情の付託
 - 陳情第 8号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 4 報告第13号 健全化判断比率の報告について
- 第 5 報告第14号 資金不足比率の報告について
- 第 6 報告第15号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 7 議案第55号 国見町個人情報保護条例の全部を改正する条例
- 第 8 議案第56号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第57号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第58号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第59号 平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第60号 平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 認定第 1号 平成26年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 2号 平成26年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 3号 平成26年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 4号 平成26年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 5号 平成26年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 6号 平成26年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 7号 平成26年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 8号 平成26年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 9号 平成26年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第10号 平成26年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第23 議案第61号 平成26年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第5回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会議務局長。

議会議務局長（羽根田孝司君） 議会関係についてご報告いたします。

平成27年第4回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より、別紙議案提出書のとおり、報告3件、議案7件、認定10件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情2件であります。

一般質問の通告は8議員で、お手許に配付の一般質問通告書、通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査監査の結果について、監査委員から報告があり、その写しを配付してあります。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について、本席より、私から福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

8月31日午後2時より、議会が開催され、提出議案は第4号から第7号までの4件と、報告事項1件でありました。

議案第4号は、平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算、議案第5号は、水道用水供給事業会計決算認定の件、議案第6号は、水道用水供給企業団公告式条例の一部を改正する条例制定の件、議案第7号は、水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件でしたが、いずれも原案どおり可決承認をされました。

詳細は、お手許に資料を配付してありますのでごらんいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、村上正勝君及び渡辺勝弘君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの9日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇陳情の委員会付託

議長（東海林一樹君） 日程第3、本日までに受理した請願・陳情は、陳情2件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第8号は所管の総務文教常任委員会に付託し、陳情第7号は資料配付のみといたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第13号～議案第61号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第4、報告第13号から、日程第23、議案第61号までの報告3件、議案7件、認定10件を一括上程いたします。

なお、この20件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第13号から議案第60号までの9件については、10日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第1号から議案第61号までの平成26年度各会計決算認定及び水道事業剰余金の処分につきましては、最終日の16日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成27年第5回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、平成26年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算をはじめ、当面する重要な案件を提出をいたしてございます。

まず、平成27年6月第3回議会定例会以降の町政執行等の主なるものについて申

し上げます。

はじめに、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」について申し上げます。

まず、除染対策事業につきまして申し上げます。

住宅、宅地の除染につきましては、9月4日現在、3,016戸の除染作業が完了したところでございます。これまで3カ年で町内全戸を実施する計画で進めてまいりましたが、計画を前倒しし、9月中には、現場での作業を全て終了する見込みとなっております。この間の関係者の皆様のご理解とご協力に対しまして改めて感謝を申し上げます。

なお、事業所や店舗等の除染につきましては、9月4日に業者と委託契約を締結し、現在、説明会の開催や現場作業に向けての準備を進めているところでございます。

次に、県北浄化センターの汚泥問題について申し上げます。

これまで、とめ置きされております2万5000トンの汚泥は、仮設汚泥乾燥施設の運転開始以来、8月末までに約1,342トンが減容化されまして、焼却施設に搬出をいたしておるところでございます。

次に、原発の事故に伴います健康管理事業の実施状況について申し上げます。

まず、ホールボディカウンターによる内部被曝検査でございますが、高校生以下の検査を7月中に終了しまして、既に個人宛てに結果を通知いたしたところでございます。現在は、希望される町民の皆様の検査を実施いたしておるところでございます。また、ガラスバッジによる外部被曝検査につきましては、中学生以下の児童生徒の希望者と、高校生以上の一般町民の希望者を対象といたしまして、8月から10月までの3カ月の期間で実施をいたしておるところでございます。

次に、平成27年産米の全量全袋検査について申し上げます。

これまでも、福島県産米の信頼性の回復と、食の安全、安心の確保のために取り組んでまいりましたが、今年度におきましても、引き続き取り組みますとともに、今月中旬の検査開始に向けて準備を進めているところでございます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

トップセールス及びPR事業につきましては、7月から8月のモモの収穫期にあわせ展開したところでございます。まず、7月1日にはJA国見共撰場の稼働にあわせ、東北自動車道国見サービスエリアでのPR事業を皮切りに、岩手県平泉町、東京都羽村市、北海道札幌市、ニセコ町、岐阜県池田町、大阪府吹田市、東京日本橋、八王子市などにおいて、モモ農家の青年後継者とミスピーチとともに、トップセールス等を展開し、国見町産のモモのおいしさや品質の高さをPRしたところでございます。

今後とも、風評対策、特産品PRに積極的に取り組んでまいります。

次に、あんぼ柿の産地再生に向けた取り組みについて申し上げます。

平成27年産のあんぼ柿の加工、出荷につきましては、震災前の75%1,157トン为目标に、管内の生産農家、行政、農協が一体となって取り組みを進めてまいります。

また、国見町は昨年に引き続き、全地区がモデル地区となりまして、今年度からは

モデル地区内での原料柿の移動が可能となるために、管理方法や出荷に向けた生産工程管理などの協議をいたしておるところでございます。

次に、観月台文化センターのホール事業について申し上げます。

現在、ホールは、役場機能の移転に伴う修復工事を進めておりまして、12月には再オープンできる見込みとなったところでございます。

そこで、和太鼓フェスティバルを皮切りに、ベーゼンドルファーの帰還記念としまして、木住野佳子さんによる演奏会、若者に人気のある川嶋あいさんのコンサートを行うこととしてございます。

次に、「安全安心な町政の実現」について申し上げます。

まず、各地区防災訓練についてでございます。昨年度は、各地区ごとに防災訓練を実施いたしました。今年度も引き続き、各地区ごとに防災訓練を実施したいとの要望を踏まえ、準備をいたしてきたところでございます。10月11日には、藤田・山崎地区及び石母田地区の2地区で、10月18日には、小坂、森江野、大木戸、大枝の4地区において実施することとなったところでございます。

次に、空き家対策検討委員会について申し上げます。

8月10日には、第1回目の有識者による検討委員会を開催したところであり、福島県、警察署、消防署、町内会長連絡協議会、消防団などからそれぞれ選出をいただいた有識者の皆さんに委員を委嘱し、今後、「(仮称)空家等対策計画」及び「(仮称)空家等対策条例(案)」の議論を進め、年度内に計画及び条例の制定を図ってまいりたいと考えております。

続いて、「活力ある町政の実現」について申し上げます。

まず、第20回目の節目を迎える「義経まつり」について申し上げます。

今回は、合併60周年記念事業でもあり、義経公行列には、義経役としまして俳優の松田悟志さんを、それから静御前役には福島市出身の白羽ゆりさんを起用することといたしました。更に、藤田商店街を「藤田宿グルメ街道」、文化センターを「くにみっ子わんぱく広場」とし、幅広い年代の方々に楽しんでいただけるように工夫をいたしたところでございます。

次に、「ふるさと産業祭」について申し上げます。

今年度は、昨年度も実施をいたしました、ふるさと祭と産業祭を一体化しまして、ふるさと産業祭として開催することといたしました。8月18日には実行委員会が組織されまして、来る11月7日、8日にかけて、上野台運動公園内の「グリーンアリーナ923」での開催が決定されたところでございます。

次に、国見町応援団事業について申し上げます。

8月1日から2日にかけて実施をいたしました、夏の国見女性応援団ツアーは、タレントの林マヤさんを団長に、伊達みらい農協、伊達果実農協、商店街などの案内を新たに組み入れ取り組んできたところでございます。

これまで実施をいたしました応援団の女性サポーターの中には、トップセールスや地域間交流において、現地の販売ボランティアとして参加された方々もおりまして、

今後も、国見町のPRにご協力いただけるものと期待をいたしておるところでございます。

次に、地域間交流について申し上げます。

8月21日には、東日本大震災の復旧に職員を派遣いただいた縁で、これまで相互訪問するなどの交流を重ねてきました岐阜県池田町と、友好交流協定を締結いたしました。今後は、民間レベルでの交流も視野に入れた連携を強化してまいります。

次に、「(仮称)里まち文化ステーション」について申し上げます。

まず、造成工事につきましては、調整池及び水路工事がほぼ完成しまして、擁壁工事及び盛り土工事を行っているところでございます。国道4号線及び県道浪江・国見線の拡幅工事におきましては、それぞれ、国県より発注が行われておりまして、新設の町道につきましても、今月中には発注予定となっておりますところでございます。

建物の建築工事では、建築確認申請を行ったところであり、今後、発注に向けた手続を進める予定となっておりますところでございます。

また、ソフト事業といたしまして、「くにみ市場」、「くにみ花市」を実施し、12月まで展開を予定しておるところでございます。更に特産品の製品化に向けて、ジャム用のアンズとあかつきのピューレ加工、ワイン用のあかつきの搾汁が完了し、桜の聖母短大との連携による、国見産の「ももスイーツ」の試作も行っております。

また、米につきましては、米粉麵の試作を行いますとともに、「天のつぶ」による日本酒醸造の準備を進めておるところでございます。

次に、「思いやりのある町政の実現」について申し上げます。

まず、平成25年9月にグランドオープンをいたしました、「くにみももたん広場」について申し上げます。

去る、9月1日に入場者7万人を達成し、また、9月4日には2周年を迎えた記念セレモニーを行ったところでございます。

次に、旧大木戸小学校の活用について申し上げます。

旧小学校校舎活用基本構想において、財源の確保ができた段階で整備することとしておりましたが、歴史まちづくり計画の認定を背景に、文化財展示、収蔵施設として文化庁と協議を進めてきたところでございます。そこで、平成27年度及び28年度の継続事業ということで事業化のめどがついたことから、今回、補正予算をお願いしたところでございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」について申し上げます。

まず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について申し上げます。

6月19日に有識者会議を立ち上げ、これまで3回開催してきたところでございます。現在は、町のさまざまな課題や各先進事例などから、目指すべき大枠のテーマが確認され、根幹となる事業と枝葉の事業の具体化を検討している段階でございます。

また、8月22日には、「まち・ひと・しごとシンポジウム」を開催しますとともに、「おかあちゃんの座談会」として、食と農をテーマとしました講演会を実施いたしましたところでございます。

なお、プレミアム商品券発行事業につきましては、7月11日と19日に販売し、7月30日までに完売してございます。今後、地域内での消費喚起に期待をいたしておるところでございます。

次に、「歴史を活かしたまちづくり」について申し上げます。

2月の歴史まちづくり計画の認定によりまして、文化庁の補助を受け、歴史的建造物の調査に取り組んでいるほか、8月30日には中間報告会を開催し、外観調査で1700年代前期の寺社があることが判明いたしました。

また、国登録文化財「奥山家住宅」に隣接して、薬局が開所いたしました。往時の町並みを思わせるものとなり、景観への配慮に対し、この場から心から感謝を申し上げる次第でございます。今後は、町並みも文化であることを町民の皆様と一緒に考えながら、歴史を活かしたまちづくりに向け、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、「域学連携」について申し上げます。

桜の聖母短期大学とは、食育推進プロジェクトが進められておりまして、福島大学と進めております集落活性化では、2年目となります内谷地区での調査が始まっております。本年度は、学生から提案されました民泊や空き家活用などを試験的に行う予定でございまして、これらの取り組みが、まちづくりにつながるように期待をいたしておるところでございます。

次に、若者交流事業について申し上げます。

国見町若者交流事業実行委員会「スマイル国見若人の会」が実施主体となりまして、7月25日に若者の出会いと交流促進を目的としまして、バーベキューパーティーを開催したほか、8月28日には町が主体となりまして、町内のさまざまな分野で活躍する若者等の集いを開催し、国見町の未来と活性化について語り合いながら、交流を深めたところでございます。

次に、個人県民税優良市町村知事感謝状について、申し上げます。

平成26年度の国見町の個人県民税収納率は、現年、滞納分を合わせまして98.35%となりまして、震災の影響による平成23年度を除き、9期連続で管内のトップとなったところでございます。このため、去る7月28日に昨年を引き続き、国見町に対し知事感謝状の贈呈が行われたところでございます。

更に、ファイナンシャルプランナーによる生活改善相談会では、生活再建及び滞納整理について、一定の改善を見ることができましたことから、今後も、継続した取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、貝田地区のほ場整備事業について申し上げます。

貝田及び山根地区のほ場整備事業につきましては、地元推進委員会の皆様のご協力をいただきながら、事業採択に向けた取り組みを進めておるところでございます。7月28日には、平成28年度からの県営事業としての採択と、町及び地元負担の軽減に向けて、県などへの要請活動を私が行ったところでございます。現在は、11月に予定されております本申請に向けて、事務レベルでの協議を重ねているところござ

ございます。

次に、7月の議会臨時会において議決をいただきました県北中学校外壁等改修工事の進捗状況について申し上げます。

特別教室の屋根改修は、夏休み期間に作業を進め、既に防水作業に入ったところでございます。引き続き、安全管理に十分配慮しながら、工事を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げた各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第13号「健全化判断比率の報告について」及び報告第14号「資金不足比率の報告について」の2件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、監査委員の意見書を付して議会に報告をするものでございます。

報告第15号「町が出資している法人の経営状況」につきましては、地方自治法の規定によりまして、国見まちづくり株式会社の経営状況について報告するものでございます。

議案第55号「国見町個人情報保護条例の全部を改正する条例」につきましては、番号法の導入に対応するため、マイナンバーの利用について条例に規定しますとともに、個人情報を扱う事務を適切に行うために所要の改正を行うものでございます。

議案第56号「国見町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、マイナンバーに係る再交付手数料を規定し、住基カードに係る規定や住民票写しに係る一部規定の廃止を行うものでございます。

議案第57号「平成27年度国見町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出にそれぞれ6億5530万8000円を追加し、総額を119億6384万1000円とするものでありまして、交流の場整備事業で、資材や労務単価の上昇等に伴う4億3995万8000円の増、仮設住宅の入居期限到来に対応するため、町営住宅の改修工事5000万円の増等が主な要因でございます。

議案第58号「平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」から議案第60号「平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」は、交流の場整備に係る関連事業の補正、前年度事業精算に係る予算の補正などでございます。

次に、各会計の決算認定についてでございます。

平成26年度は、「復興・絆・国見町の未来をみんなでつくりましょう！」をスローガンに、東日本大震災からの早急な復旧・復興などの、国見の未来を作る5つの目標のもと予算を執行してきたところでございます。

まず、認定第1号「平成26年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

歳入決算額は、111億5603万2000円、歳出決算額は、105億5601万7000円となりまして、形式収支から繰越財源を除いた実質収支額は、4億7693万2000円の黒字となったところでございます。

住宅地の除染対策事業、役場庁舎の建設に取り組みますとともに、交流の場（道の

駅)整備事業に係る用地買収等に着手いたしましたことから、平成25年度よりも更に決算規模が大きくなりましたが、震災復興特別交付税や国県補助金の十分なる活用など、一般財源の圧縮に鋭意努力した結果、財政調整基金の取り崩すことを行うことなく、昨年度と比較いたしましても1億7800万円を超える黒字決算となったところでございます。

次の認定第2号「平成26年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から、認定第9号「平成26年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件につきましても、いずれも黒字決算の内容でございます。

次に、認定第10号「平成26年度国見町水道事業会計決算認定について」及び議案第61号「平成26年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」申し上げます。

水道事業の運営にあたりましても、一層の経営健全化に努めており、当年度の未処分利益剰余金は減債基金積立金並びに建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すこととするものでございます。

なお、これら特別会計、事業会計につきましては、補正予算も含め、それぞれ管理会、運営協議会、経営審議会などでご同意をいただいております。

以上、平成26年度の各会計の決算概要について申し上げますが、各会計につきましては、監査委員の審査をいただき、その意見書を添付しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、本定例会にご提案申し上げます各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げますが、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ち、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、任期満了に伴います教育委員会委員の任命及び人権擁護委員の候補者の推薦の意見、また文化センター太陽光発電設備設置工事に係る請負契約の追加提案を予定いたしておりますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長(東海林一樹君) 町長より、提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇

◇協議会関係の報告

議長(東海林一樹君) 続いて、協議会関係について、担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長。

住民生活課長(吉田義勝君) それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る8月20日、桑折町役場応接室におきまして、平成27年第2回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出されました案件は、1件であります。

認定第1号「平成26年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計歳入歳出決算認定

について」であります。

歳入決算額は1651万111円、歳出決算額は1562万568円であり、歳入歳出差引残金88万9543円は、翌年度へ繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1523万4000円でありまして、そのうち、国見町分は426万6000円で、負担率28.0%でありました。

歳出の主なものは、火葬場施設費における需用費の560万3626円と委託料の968万7824円でありました。

需用費の内訳といたしましては、燃料費の288万1422円、修繕料の166万7196円などでありました。

また、委託料の内訳といたしましては、火葬場施設管理の189万8円、火葬業務委託料の741万4416円などでありました。

なお、国見町の火葬場利用状況は、平成25年度より1件増の142件でありました。

以上、決算書については、原案のとおり認定されてございます。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをごらんいただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明と協議会関係の報告は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇代表監査委員の報告

議長（東海林一樹君） 次に、平成26年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（佐藤徳正君） 決算審査報告。平成26年度の各会計決算審査及び財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率について、審査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

審査に付されました平成26年度一般会計並びに特別会計の決算、財政健全化法に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして、8月17日から8月31日までの期間の中で審査をいたしました。

まず、決算審査手続につきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書など、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、更に財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ、各会計とも黒字を維持しており、計画的な財政執行により、収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判断比率の算定と、その基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに実質収支は赤字でないで、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は8.1%であり、早期健全化基準である25%を下回っているので良好と言えます。

将来負担比率は75.1%で、基準の350%を下回っているので、良好な状態があります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をごらんいただきたいと存じます。

簡単ではありますが、決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

10時50分より、委員会室において議案調査会を行い、その後、各常任委員会を開催いたします。

あす9日は、午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時39分)

第 2 目

平成 27 年第 5 回国見町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 27 年 9 月 9 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成27年度第5回定例議会におきまして、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

国見町には、国見町振興計画審議会をはじめとして各種委員会が多数あります。私は本年3月まで町体育協会の会長として各委員会に出席してまいりましたが、どの委員会も女性委員の割合が少なく、女性の声が反映されない場面を感じておりました。

委員会における女性委員の構成比率を高めて、女性ならではの感性や発想力を大いに活用すべきではないかと常々感じておりました。委員の選定基準について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、議員ご承知かと思いますが、去る8月28日、いわゆる「女性活躍推進法」が国会において成立をいたしました。これは各企業、国、地方自治体などが意欲、能力のある人材を確保する必要性が高まっている中で、女性の積極的な社会参加を促すものとして大いに期待されるものでございます。

国見町におきましても、既存の「男女共同参画社会基本法」と今回成立いたしました「女性活躍推進法」などに基づいて、積極的な女性の参画を推進すべきものと当然に考えておるところでございます。

さて、さきの町議会選挙におきまして、松浦和子議員におかれましては、ご自身がトップ当選を果たされましたことは、町内の多くの方々からの女性に対する活躍の期待のあらわれであったものと認識をいたしております。心からご活躍をご祈念申し上げます。

このような中で、町の女性の各種委員会における女性委員の構成の数が少ないのではないかというお質しでございますが、実は私、町長になりまして、いろいろとアッ

プしてきておりますが、各種委員会等の震災前の平成23年度の女性の比率は15.9%でございました。その後、ずっとアップしてまいりまして、平成27年度は20.7%となっており、5ポイントのアップを図っております。それから、町役場職員のことで恐縮でございますが、平成23年度女性の正式職員は35名でした。それが現在41名でございます。更に、女性の係長以上の役場職員でありますけれども、女性の比率が、平成23年度が13.2%でありましたけれども、今年度は実は26%で倍増いたしております。等々、女性の登用に十分意識をして、対応してきておりますけれども、半分半分ということが一つの目標でございますから、私自身まだまだだなと認識をしておりますので、今後更にそのアップに向けた対応をしっかりとやってまいりたいと思っております。

ただ、私、いろいろとこの町の状況を見ております。実は、いろいろと女性の方にモーションをかけるんです。ところが、なかなか家庭の事情、何の事情、何の事情ということで、非常に優秀な方はおるんですが、なかなかご就任いただけない。実はそういうジレンマにも入っておりますので、やはり人材の今後の発掘といいますか、あるいは接点の対応の仕方、人材いっぱいいらっしゃいますので、その辺が重要なのかなと思っております。更に町役場職員41名おりますけれども、実は非常に優秀な職員多いんです。今後、私、非常に期待できると思います、この町役場は。非常に女性の方、優秀な職員多いので、十分それもいろいろな面で登用を図ってまいりたいと考えております。

今後、女性の立場から、町行政、特に委員会等の採用について、逆に私にいろいろとアドバイスをいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。そんなことで、今後とも女性登用、十分意を配して対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 今までの流れから言いまして、やはり女性が参画できる場が非常に少なかったことも、なかなか積極的になれない一因を占めているのではないかと思います。

今後、女性が積極的に参画しやすい環境作りを是非進めていただきたいと思ひますし、意識して女性委員の構成をもっともっと高めていっていただきたいと思ひます。

次に移ります。

先ほど、町長からもございましたが、安倍総理も女性の輝く社会の実現が重要だと再三、口にしておられます。国も女性が結婚、出産後も安心して働ける環境作りの法整備に着手しており、301人以上の企業と雇用主としての国や自治体が対象という制限はありますが、女性活躍推進法もつい最近、国会で成立し、国も本腰を入れて取り組む姿勢を強調しております。また、積極的に取り組みを始めた地方自治体も出てまいりました。強いては、このことが将来、人口の増加につながるかもしれません。国見町においても、意識した取り組みが必要ではないでしょうか。先ほどと重複する

かもしれませんが、お伺いたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

国の法整備と国見町における女性の活用を意識した取り組みについてであります。まず、議員のお話がありました、「女性が結婚、出産後も安心して働ける環境作りの法整備」とは、先ほどの町長答弁にもありましたように、8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」が参議院本会議で可決、成立いたしましたものでございます。

この法律は、従業員301人以上の企業や国、地方公共団体に、女性登用に関する数値目標と行動計画の策定、公表を義務づけたものであります。なお、この行動計画の策定の指針については、10月ごろ示される予定と聞いてございます。

また、女性の活用を意識した取り組みについては、平成11年に制定されました「男女共同参画社会基本法」の理念に基づきまして、各種施策をきめ細かく実施することが重要であると考えてございます。

そこで、先ほどの町長答弁にもありましたように、町民の皆様、さまざまなご意見が反映できますように、特に女性の参画を十分に意識しながら、積極的な取り組みを進めてまいりたく考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 根気のいる地道な取り組みが必要だと思います。国見町がほかの自治体から注目されるような女性が輝くまちづくりの実現を是非お願いいたします。

次に、「道の駅くにみ」については、株式会社を設立し、平成28年度のオープンに向け、造成工事も順調に進み、町の指導のもと、着々と整備されているようですが、非常に町民の関心が高いものがあります。町の活性化のためにも是が非でも成功させなければならないと思います。それには、女性の活用が大きなポイントになるのではないのでしょうか。道の駅くにみにおける女性の役割、活用、期待をどのように考えておられるか、お伺いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

町が平成25年12月に策定をいたしました「1000年のまち。これから1000年のまちづくり基本計画」は、復興のシンボルとしての道の駅機能を核とした複合交流施設「（仮称）里まち文化ステーション」の設置をうたい、この施設の全体テーマを女性の力、女性力を活かして、町の宝ものと暮らしの知恵や手わざをはじめとした里まち（国見町）の文化を発信することとしております。

更に、施設運営の基本コンセプトも、女性の力（女性力）を最大限に活用することとしておりますから、この施設を核に、この施設に携わる全ての女性たちは、大きな期待と役割があるものと思っております。

まず、出荷者としての役割であります。出荷組合員の2割を占める女性たちへの期

待であります。

2つ目は、施設の利用者、顧客としての役割であります。家庭での購入決定権を持つ消費者としての女性たちへの期待でもあります。

そして、3つ目は、この施設で働く者としての役割であります。現時点では、パートを含め約60名ほどの雇用が見込まれるところであります。施設運営のかなめとしての期待でもあります。

また、道の駅の成否は、携わっている女性たちが生き生きとしているか否かにかかっていると思っております。町とまちづくり会社は、女性の役割、協力に期待するところ大でありますから、平成28年度以降、それぞれのセクションで募集の時期が到来した時点で、女性の募集等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からも答弁をさせていただきたいと思えます。

道の駅への女性の役割、活用などについてでございますが、基本的にただいま課長が答弁したとおりでございます。

まず、この施設は、女性の皆さんのまさに活躍の分野で、女性のご支援なしにはできない道の駅になるものと認識をいたしております。まず、運営面では、直売所、レストラン、カフェ、ここは雇用面で女性の進出分野、かなめとしての役割の分野でないかなと、私自身思っております。

また、交流の場のママカフェにつきましては、これは女性のまさに聖域のエリアになるものと考えております。更に、活用面におきましても、直売所、カフェなどの顧客としても、大方が女性の方々に占めるのではないのかなとも考えておるところでございます。

したがいまして、この道の駅交流の場につきましては、女性の皆様のご支援とか、あるいはご活用がなければ、機能をしない。女性のかなめの施設になるものと、強く強く認識をいたしておるところでございます。どうぞ松浦議員をはじめ、女性の方々からさまざまなアドバイスをいただきながら、この道の駅の運営、円滑に運営できるように、いろいろとアドバイス等をお願いできればと思えますので、あわせてよろしくお願い申し上げたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 国見の宝は何といっても人だと思えます。そして、今までお母さんたちに代々継がれてきた母の味も、実はすごい宝と思えます。道の駅は、食が中心になるのではないかと思います。食べること、販売すること、食につながるものが中心になっていくと思います。「道の駅くにも」で何を食べたいですかと尋ねたら、私はほとんどの方が郷土色豊かな家庭料理、つまり農家レストランで出てくるような素朴なメニューが並ぶと思えます。応援団ツアーで来町された方たちも、小坂地区のそばの会や貝田地区のお母さんたちの手作りのおもてなしに感激されたと聞いております。

そのおもてなしこそが、国見の女性が大切に守ってきた国見の宝であり、ふるさとの味ではないでしょうか。外部の声に耳を傾け過ぎず、国見の食の伝統を再認識し、多くの知恵と工夫を結集させ、「道の駅くにみ」が真に実のある活性化の突破口となることに期待をし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

いじめ問題の対応についてであります。

岩手県の中学校で、いじめを苦に自殺したと見られる痛ましい事件が発生いたしました。2年前の天津市の事件を受けて施行された「いじめ防止対策推進法」が十分に機能していなかったと思われております。いじめの問題は、いつでもどこにでも起こり得る問題であります。改めて本町におけるいじめ対策についてお聞きいたします。

まず、文部科学省は8月はじめに、全小、中、高校に対し、いじめ問題に対する組織体制が整っているか再点検をなさいと通知していると報道されております。その点検内容と結果についてお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の通知は、8月4日付、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長発出の「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」でございますが、大きく2点でございます。

1つは、「法に基づく組織的な対応に係る点検について」として、9項目の点検を指示しております。

2つ目が、「児童生徒の自殺予防について」であります。

まず、1つ目の「法に基づく組織的な対応に係る点検について」でございますが、これは各学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止等の対策に係る組織が、いじめ防止推進法並びにいじめ防止基本方針の趣旨を踏まえたものになっているかを点検するものです。

具体的には、各校のいじめ対策組織が実効的に働く組織になっているか、いじめの未然防止の対策や早期発見、対処の取り組みが計画的、組織的になされているか等について、点検を指示しております。

点検結果につきましては、いじめ対策組織についてと学校基本方針及び学校基本方針に基づく取り組みの内容についての2点に整理してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、いじめ対策組織についてでございますが、法及び国の基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、対処を実効的に行うための組織として、校務分掌にも位置づけております。中核的な取り組みを行っているところです。

組織の構成につきましても、校長、教頭等の管理職のみならず、事案により適切な教職員で構成することや、また必要に応じては心理や福祉の専門家が参画できるよう

にしております。実効的な組織であることを確認しております。

次に、学校基本方針の内容及び取り組む内容等についてでございます。

学校基本方針がいじめの未然防止、早期発見、対処の行動計画となるように年間計画を作成して、具体的な取り組みを進められるように作成されているかですが、年間計画を作成して具体的な取り組みを進めているところです。また、方針に基づいて、学校教育活動全体を通じて、多様な取り組みを進めているところです。児童生徒が積極的に学校生活に取り組むことがいじめの防止にとっても大切でありますので、ふだんの教育活動の充実が第一ですが、教育相談やアンケート調査など、いじめを含めて児童生徒が抱える悩み等を早期に発見し対処できるよう、年間計画に位置づけ、実施しております。

以上のことから、各学校がいじめ防止推進法並びに基本方針に則した取り組みをしていることを確認しております。

しかしながら、例えばインターネットの進歩によるLINEなどの普及、そういうことによるいじめの早期発見の難しさや成長期にある対人関係のトラブルとの関連など、いじめの対策においては、常に点検、改善しながら進める必要があります。この点検を一つの契機といたしまして、更に取り組むを進めてまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 点検の結果、法律の趣旨にのっとって適正に運営がなされているということでございます。

それでは、今回の通知が出ておりました、その調査結果ということなんですが、今後この調査によって変更となり、新たな方針を作成しなくてはいけないとか、そういう面はございますか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

各学校では、いじめ対策防止委員会として小中学校ともに組織しております。また、いじめ把握についても計画的に進めているところでありますので、基本的にはこれまでのとおりでございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、岩手県の事案などにつきましては、十分な情報共有がなされずに、組織的な対応に課題があったと考えられるものですから、全ての教職員がささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴え等があった場合に、一人で抱え込まずに学校全体で組織的に取り組むことを改めて指示しております。

また、教育相談やアンケート調査など、年間計画に基づいて確実に実施すること、及び校内研修の実施等についても指示しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） いじめ問題につきまして、具体的に少しお聞きしたいと思うのです

けれども、例えば、いじめを認知した事象があるような場合、どのような手順を踏んで対応していくのか、学校として決めてあるその手順をお教えいただきたいと思いません。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 学校内でいじめ、ないしは児童生徒の課題等を把握した場合には、きましての手順ということでございますが、まず先ほども申し上げておりますが、いじめに関する対策委員会が学校にございます。生徒指導委員会だったり、生活指導委員会だったり、と名前はいろいろですが、そういう委員会にまずは報告して、組織として共有、共通理解を図ることになっております。その委員会で話し合いをして、調査、指導、それから事案に応じては保護者と相談、またこれも事案に応じてというよりも、ほとんど教育委員会には報告があるわけですけれども、そのように報告をして、こちらでも指導、指示をしたりしながら解決に向かって進めていくことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 岩手県の今回の事件では、行われるべきいじめの調査が学校側の都合で実施されておられません。このような場合、何らかのチェックが働くのではないかと私は思って、とても理解ができないんですが、我が国の教育委員会のチェック体制は十分になっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

まず、本町に限ってでございますが、チェック体制は十分かというお質しですが、校長には、いじめ問題に限らず報告、連絡、相談をしっかりと指示しており、教育委員会が学校課題を共有しながら進めるように努めているところです。

具体的には、定例の町校長会はもちろんでございますが、学校訪問、それからスクールソーシャルワーカーからの聞き取り等を通じて、適宜チェックをしているところでございます。特に、いじめの早期発見、対処につきましては、基本方針のもとに組織的に進めているところであります。

国としてということですが、基本的に各学校と町教委、市教委等が連携を図って進めるところがまず第一歩でございますので、国見町の場合ですと、小中学校との連携をまず密に図ると、そこでチェック機能をきちんと働かせると、重大事態に至ったときには、町長に報告し、また県のほうにも報告し、というようなことで進めるようにいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） チェック体制についてはわかりました。

それで、いじめの調査なんですけれども、これは年に何回行われるとか、そういうふうな時期は決まっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 国の指示で何回しなさいということは決まっておりません。

本町の場合でいいますと、小学校、中学校ともにアンケート調査については各学期1回は実施しております。それから、教育相談、教員と児童生徒が1対1で話し、または保護者を入れてという相談ですが、それも年に2回は位置づけております。ただ、制度的な位置づけとは別にといいますか、いじめの発見等については子どもたちからの相談や先生方の日常の観察などから発見されることが一番多いので、先生方については、日常の子どもたちとの触れ合い、保護者との連携を大事にするように指示をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） いじめの認知件数がゼロという報告があっても、現実には自殺など問題が起きております。いじめの線引きは非常に難しい問題ですけれども、いじめゼロを評価する学校や教育委員会の成果主義が背景にあるのではないかという指摘もあります。国見町では、その調査につきまして、いじめゼロを数値目標としているのかどうか、お聞きしたいのですが。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） いじめゼロを数値的な目標としているかにつきましては、そういうことはございません。ただ、いじめのない学校作り、それは当然でございますので、いじめ撲滅週間などでの児童生徒の活動も含めまして、そういうことを目標にしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） いじめはあってはいけないことでありますが、現実には完全になくすことは難しい問題です。対策マニュアルとは別に国見町独自の対策、注意が特であればお聞かせ願いたいのですが。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

国見町独自の対策があるかということですが、それはなかなか難しいところであり、先ほど来、答弁させていただいておりますが、いじめの発見については、まず児童生徒からの相談とか話し合いとかが、本当に先生方に気軽にということでしょうか、できるような雰囲気を作ることがまず第一と、それから相談の窓口がいっぱいある、保護者も学校に相談ができる、教育委員会に相談ができる、あるいは法務局とか警察とか、いろんな相談窓口がありますので、そういうところで相談ができる、そういういろんな窓口があることの周知を図りながら、いじめの把握に努めていきたいと思っております。

いじめの把握については、特に陰湿になればなるほど逆に本当に見つけにくいことがありますので、こういう対策で十分だということではなくて、更に学校とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 2年前の9月の定例議会におきまして、私の一般質問で教育長に、いじめ根絶には何が一番重要かとお尋ねいたしました。教育長は、豊かな人間性を育むことに尽きると明言されました。私もそう思います。しかし、現実には割り切れない問題が多々あると思います。ここまでのいろんな対策、現状をお聞きしてまいりましたけれども、最後に、いじめ問題ということにつきまして、教育長の思いをお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 私の思いということでございますが、本当にいじめというものは、一旦起きてしまえば、本当に被害の子どもにとっては人生を狂わせるような大きな問題です。あってはならないものだと思います。ただ、これももういろんな場面で言われているところではあります。社会性を身につけるといふ発達途上の子どもたちが集団の中で生活をする場合においては、これは何事もないということ実はあり得ないので、さまざまな課題を抱える、それを克服しながら成長していく面もあるのが現実でございます。

そうですので、学校では豊かな人間性を育てるために、教科の授業の中でももちろんですが、道徳とか特別活動とか学校行事、あるいは本町で昨年度から始めました幼小中一貫事業などで、幼小中で触れ合う場を大切にしながら、本当に子どもたちが豊かな人間性を身につけられるように、いろいろ私たちも企画を練りながら頑張っているところだと思います。これは地域の皆様方にも、保護者の皆様方にも、いろいろとご協力いただきながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 是非、教育長の思いが教育の現場で活かされていきますように願っております。

これで質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） さきに通告しておきました2点について質問いたします。

最初は、児童の安全確保のための安全対策についてであります。

去る7月12日日曜日の朝8時から国見小学校大枝方部の保護者による危険箇所の点検が行われました。私も保護者の一人として参加しました。点検は、昨年度作成された点検表に基づいて、通学路、ため池、防火用水、あるいは用水路、河川など、35カ所挙げられていましたが、それぞれ18カ所と17カ所に分けて、2班で点検をしました。これらの点検はPTA活動として毎年行われているもので、私はその活動に参加して、幾つか疑問に思うところがありましたので、質問をします。

まず、児童の通学路の危険箇所の点検は、PTAのほかどこが主体となって、ど

のように行っているのか、伺います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 8番松浦議員のご質問にお答えいたします。

緊急合同点検といたしまして平成24年度に、警察署、県北建設事務所、町の建設課、教育委員会、そして学校の5者で実施をしております。その後、毎年、学校が基本的に主体となりまして、年度はじめの4月に安全な集団登校の指導時、また必要に応じて低学年、中学年、高学年のブロックごとに教師が分かれ巡回を実施しているところでございます。更に、先ほど議員お質しのとおりに、小学校のPTA育成委員会の方部委員長さんが中心となりまして各地区の点検を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 危険箇所はどのくらいあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

平成24年度に点検しました通学路の箇所数、及び昨年度方部委員長から報告いただきました件数を参考とした数について申し上げます。なお、本年度については集計中であります。

地区別に申し上げますと、小坂地区が4カ所、藤田地区が8カ所、森江野地区が3カ所、大木戸地区が4カ所、大枝地区につきましては先ほど議員お質しのとおりに35カ所のうち4カ所で、合計の23カ所です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 以前私が伺ったところでは危険として指摘されている箇所は五十何カ所あるということでした。

保護者と一緒に点検して歩いてみて、その点検表にも特にここは注意しなければならぬと太い文字で示してありました。あるところはカーブミラーが必要だと書いてあるのですが、一緒に見て回った保護者は「ここも毎年挙げているんだけど改善されていないんだよね」と、ただ点検しただけで終わっているのではないかという声が聞かれるわけです。それで、この3年間でどのくらい改善されたのか、おおよそのところをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

改善とのお質しであります。道路、通学路に関して申し上げますと、それぞれ道路管理者に安全対策を講じていただくようお願いしております。町の施設については対応済みですが、県道については未対応の箇所が1カ所、県道五十沢国見線の原町地内ですが、これは県も承知済みの箇所、この部分については継続して強く要望しているところでございます。

あと、見直しということで、毎年実施しているPTAの事業において、子どもの目

線から危険箇所の把握に心がけ、見直しを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） P T Aは毎年行っているということですが、警察とか県北建設事務所、あるいは建設課、あるいは教育委員会、学校関係、あるいは交通安全協会とか、そういう組織が一緒になって点検してから3年ほど経過しているわけですが、年ごとにいろいろな事情が変わってくるわけですし、道路事情でもね。ですから、できれば毎年、あるいは2年置きとか、近いサイクルでやっていかなければ実態に合わなくなってくる面が出てくるのではないかと心配されます。今後、警察を含めたこういう組織的な点検は考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

町の庁内各課においてそれぞれ、道路ですと建設課、交通安全に関しては住民生活課とか、あと、沼、ため池については産業振興課と連携を図りながら、また警察とか、関係機関との連携も図りながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今後も努めていくということですが、やはりなかなか前に進まないのは、横の連絡ももっと必要なのではないかと思うわけですね。それから、どこかが主体的に推し進めていくという取り組みがなければ、なかなか進まない感じがします。私としては3年も4年もたってからもう1回やるとならないようお願いしたいと思うわけです。とにかく、これは今後の努力ということで要望したいと思えます。

それから、次に、児童の交通安全指導をどのように行っているのか。また、地域の協力をどのようにして得ているのか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

交通安全指導につきましては、学校における安全教育をはじめ、特に交通安全運動期間における交通安全母の会、交通安全協会の街頭指導、また警察官による交通安全教室、保護者などを交えた通学路等における交通上の危険箇所の把握などに努め、家庭でも交通安全に対する意識を高めているところであります。

地域の協力につきましては、町長を会長とする国見町交通対策協議会に参画する関係機関及び地域の団体の皆様方等で協議をいただき、交通安全指導等の事業推進にご協力をいただいているところでございます。これからもご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 年何回か行われております交通安全運動の期間なんかでは、交通安

全母の会とか、あるいは交通安全指導の方とか、地域の方々が朝早く出て、そして児童の交通安全の指導を行っている姿がよく見受けられまして、この点では良く努力しているなど私も感じているところです。今後ともこういう点は続けていただきたいと思っているところです。

次に、ため池とか川、用水路、防火用水などの危険箇所の点検は、PTAのほかにはどこが行っているのか、また危険箇所はどのくらいあるのか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

基本的に学校が主体的に行っておりまして、何度も出てきておりますが、特にPTAが中心となって実施をしております。

数についてであります。沼を含めたため池が31カ所、橋も含めた川が31カ所、用水路が17カ所、防火用水が22カ所の合計101カ所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） かなり多い危険箇所があるんだなと感じます。こういう危険箇所をただ調べるだけでなく、それを保護者、地域の人、学校、あるいは教育委員会、多くの人が認識するというか、認識を共有して対処していくことが重要ではないかと思うところです。

この危険箇所については、小学校で調べたものは教育委員会に毎年上がっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

学校から危険箇所ということでマップ等を作成していただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 7月に行った点検では、危険箇所であることを示す看板が反対向きになっていたり、反対向きになっていて用をなしていないとか、草が生い茂っていてよく見えない、さびて何が書いてあるのかよくわからないものがありました。

また、看板の設置者の名称が2通りありまして、1つは国見町青少年健全育成会、もう一つは国見町、また両方が併記されているものもありました。どこが主体的なのかとちょっと疑問に思ったわけです。国見町と書いてあった場合は、国見町のどこの部署で設置したのかはちょっとわからなかったのですが、こういうものの不具合がそのままになっているところは問題であると思います。

例えば、防火用水の扉のところは、横に棒を差し込んでそれに施錠するようになっているのですが、その横棒と上が段違いになっていて段差ができちゃって施錠もされていない。あるいは、その金網が破れたものがそのままになっているところは、本当はその担当するところが補修などするのが筋だとは思いますが、結局、その

ままになっているんです。こういうのを補修するのは、どこかが主体的に取り組んでいかなければ、ずっといつまでもそのままになってしまう恐れがありますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

国見町青少年育成町民会議等で設置した看板については、町民会議に参画する各団体にご協力をいただいて更新しているところでございます。

また、防火用水扉の補修については、消防施設の維持管理を所管する住民生活課が行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 残念なことに、その所管のところでその補修まではやっていないわけです。それをやるためには、やはりどこかが、これはあなたのほうだよ、こっちはここだよと言っているけど、進まないの、その辺、何かいい方法はないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

児童生徒の安全を守ることは、本当に最優先に取り組むべき課題と認識しております。私どもでは、児童生徒の安全対策枠を3つの面から考えたいと思っております。

1つは、命の大切さの指導、安全指導をしっかりと行うということ、子どもたちがしっかりと自分を守る。

2つ目は、子どもたちをしっかりと見守る。

3つ目が、今ご指摘がありますように、いろいろな危険箇所について改善を図っていくことであります。

青少年育成町民会議でも今までずっとやってきていただいておりますけれども、小学校の統合等もありまして、十分把握できていない、課題もあるところもありますから、今後につきましては、子どもたちの安全を所管する教育委員会が中心となって、その上で住民生活課とか、建設課とか、国・県の施設機関と連携を図りながら教育委員会が中心となって進めていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） これまで各地区にありました青少年健全育成会というのが全然機能していないところも出てきております。そんなこともあって、こういう安全面がなかなか進まない状態が続いてきたと思うのですが、ただいまの教育長の答弁で大変心強く思いました。やはり、どこかが主体的にリードしながらやっていただければ、横の連携もうまくいって改善されていくのではないかと思います。

次の質問に移ります。

町の防災訓練と防災対策についてであります。

町の防災訓練の目的を考えますと、町の防災訓練の時期を変更することが必要ではないかと思えます。ことしは10月18日日曜日が町の防災訓練の日になっています。この日は、国見小学校の学習発表会があります。昨年も同様でした。そうしますと、できるだけ多くの地域の人々が防災訓練に参加してこそ意味があると思うんですけども、それができなくなっているんです。町には町の事情があり、学校には学校の事情があって動かせないということで、このようなことが続いているわけですが、やはり防災訓練の時期をずらす考えも必要なのではないかと思うんです。以前は10月の第4日曜日が町の防災訓練の日だったんです。いつの間にか第3になっている。学校の行事も、学校単独では動かせない事情もあるんです。郡内のいろんな学校関係の行事がありますから、そういう中で決めていくので、なかなか動かせないとすれば、町の防災訓練をもっとおくらせるか、あるいは早めるか、国では9月はじめころ、やっていますよね。そういう柔軟な考え方で、もっと多くの人が取り組めるような日を設定すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

防災訓練の時期についてでございます。いわゆる防災訓練の目的といたしましては、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証、そして確認と、住民の防災意識の高揚であります。そのためには、町民各層が訓練に参加していただきまして、その有事に備えることがとても重要になると思われまます。

このことから、多くの町民の方が参加できる日程の設定が、議員のお話のとおり、大変必要であると思っております。

ただ、平成27年度の防災訓練の実施日につきましては、先ほど松浦議員からも経過等の説明、お話がございましたが、町民の代表の方々とお話をし、その合意により設定したものでございます。ちなみに、ことしの防災訓練は各地区ごとでございまして、10月11日日曜日が藤田・山崎地区、そして石母田地区の2地区であります。そして、10月18日日曜日が小坂地区、森江野地区、大木戸地区、大枝地区の4地区でやるようになります。

以上、町民の代表の方々とお話をし、合意をし、このような設定と至ったものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） その原案としては、やっぱり町から出していただいたので、町としては10月18日を考えているということだったわけです。町内会の事情によっては、お祭りとおぶつかるか、何かいろんな事情があって、前にずらしたところも出てきていますが、最初の原案でやっぱり10月18日は町から出てきたものです。私は、その第3日曜日ということ、今年度はこのままやるしかありませんけれども、次年度からはその辺、柔軟に考えていただきたいという要望なわけです。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

この部分については、もう来月ということで、実際準備をしている部分あります。松浦議員、お話しのとおり、来年度の実施につきましては、十分に時期も含めて、あるいは内容等も含めて、ことしも防災訓練実施した後に、関係する機関の方、あるいは住民の代表の方も含めて、来年に向けた協議の場を設けて、来年の防災訓練に向けて検討を進めたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） そのようにお願いします。

では、次にですが、防災関係の施設、設備の充実の問題です。

具体的に言いますと、防災倉庫の設置増と発電機などの備品の充実を図ることが必要ではないかということです。さきの3.11大震災のときは、前年度に作った防災倉庫が大変役に立ちました。倉庫には、アルファ化米や乾パン、水、投光器などが備えてありまして、アルファ化米は避難所に避難してきた人々に食料提供できました。水や乾パンも大変役に立ちました。しかし、あの寒さの中で、ファンヒーターを動かす発電機がないために、民間の方から借りて部屋を暖房したわけです。投光器は2台ありましたが、別の避難所で持ち出したために、活性化センターには1台しかなくて、調理室を照らすことができなかつたんです。それで、消防屯所の投光器を借りて明かりをとって作業したということです。

災害がいつ、やってくるかわかりません。暖かい時期だけやってくるわけではないので、こうしたことを考えますと、まず必要なものを重点的に設備していくことが必要だと思えます。私は、投光器も必要だし、是非、発電機も必要だと考えているわけです。一度に何もかもはできないと思えます。さきの震災で使いましたこの備蓄米とか、水とか乾パンについても、まだ100%補充にはなっていません。しかし、あと2年ぐらいで期限が切れるものも出てくるので、これは計画的に今後進めていかなければ、不足で困ることにならないかなと心配しているところです。

こういう備品についての取り組みについて、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

まず、防災倉庫の備品の充実ということでございますが、現在、町内には7カ所の防災倉庫を設置してございます。それらの防災倉庫には、議員お話しのとおり、発電機であったり、水用のタンク、あるいは毛布といった防災関係資機材の整備も進めているところでございます。

そこで、大規模災害時ですけれども、現段階での食料の備蓄量、あるいはそれら資機材の整備状況では、不足を来すという恐れもあります。現在も計画的に備蓄を進めておりますが、今後とも計画的に充実強化に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、その防災倉庫の中の備蓄と更新についてでございます。

現在、その7カ所の防災倉庫には、食料、水として保存水やアルファ化米、あるいは乾パンといった、それら保存用食料を備蓄してございます。しかし、その食料についても、決して十分な量とは言えない現状でもあります。

このことから、町ではことしの3月に改正いたしました町地域防災計画に基づきまして、町民が1日3食とることができる備蓄量を目指すと計画でうたってございます。それに基づいて年次計画により備蓄拡大を進めているところでございます。

また、保存食料につきましては、5年で消費期限を迎えるということでございますから、その5年の保存サイクルの確立、そして極力廃棄しないような有効活用も進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 是非その備蓄米とか補充、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、防災倉庫が、従来は5カ所だけでしたが、このたび石母田地区、それからこの役場庁舎内に設置されまして、藤田地区としては3カ所ということになりました。町内会長連絡協議会でも再三お願ひしてきたところですが、増やしていただいたことは大変ありがたいと思ひます。ただ、この藤田地区の人口を考えますと、それでも十分とは言えないと思ひます。

今度新しくできる道の駅は、避難場所にも想定されているようですが、是非そこにも防災倉庫が必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答え申し上げます。

現在、造成工事を進めておりますけれども、建築本体工事の中に備蓄倉庫ということで、これにつきましては緊急防災事業という取り組みの中で備蓄倉庫を設けることになっております。

また、国土交通省のほうにつきましても、別途、備蓄といひますか、防災、災害時における資機材の倉庫を設けることにしておりますので、そういった意味から道の駅完成後には、住民生活課所管になりますけれども、防災計画の中にきちんとした防災拠点としての位置づけをしながら、そういった内容を図ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 大変ありがたいと思ひます。そこまでいけば、国見町の防災の設備については、近隣にないほど充実したものになるのではないかと思ひます。

次に、防災無線の戸別受信機の点検と活用について質問します。

戸別受信機が設置されてから4年を経過し、乾電池などの交換は各自の責任で行うべきものですが、聞こえない状態になって、そのままになっているものもあると聞いております。正常に働いていない受信機がどのくらいあるのか点検する、調査する時期に来ているのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

各家庭にございます戸別受信機の点検と活用についてでございます。この戸別受信機、町内各世帯に設置し活用してございますけれども、議員お話しのとおり、聴取がしにくいと、聞きづらいということもお聞きしております。

このことから、一昨年、昨年からだったでしょうか、毎朝6時に時報チャイムを放送いたしまして、各家庭の戸別受信機の状況を確認できるように皆様をお願いをしているところでございます。

実際、今お話しありました、どのぐらい正常に聞こえないものがあるのかということでございますけれども、先ほどもお話ししました、ことしの防災の訓練で、防災訓練それぞれ地区ごとに避難指示をこの戸別受信機を使って放送をいたします。今まで、役場仮庁舎、文化センターに行きましたけれども、今度はこちら本庁舎に来まして、防災無線の放送を出す基地局も向こうからこちらに引っ越し、新たに聞こえづらくなった地区もあるとお聞きしております。今回の防災訓練の時期を、そのタイミングを活かしまして、是非とも全世帯から防災無線の聞こえる、聞こえないということも含めた調査も実施したいということで、それぞれの地区の防災訓練の実行委員会の中で今お話をしております。その対応を進めるように、現在準備をして進めておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 是非調査をお願いしたいと思います。

次ですが、町は自然災害の起きやすい場所を地図に示して各戸に配布しました。平成25年3月作成のもので、これ、大きなものなんです、これは表側ですね。中は地図になって、国見町ではどこが土砂災害が起こりやすいか、どこが浸水しやすいところなのか、良くわかります。阿武隈川とか山側だけでなく、この滝川というんですか、その周辺も浸水しやすいところがあるんだということが良くわかります。これは、町全体を示したものなんです、地域によってはこれではちょっとわかりにくい面もあるのではないかと思います。それで、地域ごとにもうちょっと簡素化した防災マップが必要ではないかと。例えば、避難所はここですよと、その避難所に行くにはこういうところを通って行くと安全ですよとか、迂回路はこうですよとか、簡略化したような地区ごとのマップが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

防災マップについてのお話しでございます。これは25年度に改定いたしまして、現在に来ておるという状況でございます。先ほど、松浦議員のお話しありましたように、年ごとにどんどん防災の状況というのは変わってきておると。例えば、土砂災害エリアがどうなっておるかとか、そういった部分が非常に変わってきておりますので、今年度、この防災マップにつきましては、改定する予定といたしております。そ

ういった中で、今、議員のおっしゃったような若干細部のものも中に網羅できないかどうかも含めて十分検討しながら、今後の町民の安全、安心にしっかりと対応していければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今年度、新しいものを作っていくという、大変うれしい答弁をいただきました。私、こういう立派なマップをもらったんですけども、一つ心配なのは、しまい込まれてしまわないかなんです。受け取った後、どこかにしまい込んで、いざというときに、あれ、どこにあったんだっけかなとなりかねないので、是非新しいこの防災マップを作ったときには、例えば、中央集会所に張り出しておくとか、それからいつでも常時、目につくようなところに掲示しておくことも必要なのではないかと思います。とにかく町民に常に防災を意識した生活を促していくことが大切ではないかと思うんです。昔、聞いた言葉で「災害は忘れたころにやってくる」という有名な言葉がありますけれども、防災を常に意識して生活していくことを、町民に訴えかけていくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時25分まで休憩いたします。

（午前11時16分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

2番村上 一君。

（2番村上 一君 登壇）

2番（村上 一君） 通告に従い、質問させていただきます。

1つ、若者交流事業・婚活事業について、質問いたします。

私たちの地区には適齢期の男性、女性の方がおり、親さんをはじめ地区の方々も配慮しております。町では婚活イベント等実施しておりますが、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるためにも、私たち自ら手助けをしていかなければならないと思えます。町の対策を伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 2番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

若者交流事業・婚活事業について、町の対策についてのご質問ですが、若者の交流や出会いの場を支援するため、昨年11月に、農業や商業の若手を中心とする若者交流事業実行委員会を立ち上げ、「スマイル国見若人の会」として発足をいたしました。

先進地の研修を行いながら若者の出会いと交流に向けた事業を企画し、町が支援する形で事業を実施してまいったところでございます。ことし3月に若者向けの結婚セミナーや、更に交流事業としまして、栃木県那須方面にイチゴ狩りバスツアーを行い、男女23名が参加いたしました。今年度は7月にバーベキューパーティーを開催いたしましたして、男女それぞれ10名の計20名の参加者がバーベキューやゲームなど楽しく交流いたしました。今後もさまざまな交流事業を企画し、実施する予定をしているところでございます。

また、町の取り組みといたしましては、先日8月28日に、くにみフレッシュボーイ&レディ交流事業といたしまして、国見サービスエリアのピーチレディ&ボーイの慰労を兼ねた町内の若者交流を行いました。ピーチレディのほかには町内の若手の農業者、商業者、そして役場職員など約50名が参加し、交流をしたところでございます。

今後ともさまざまな機会を捉えて若者交流、出会いの場を設けていきたいと考えておりまして、そうした取り組みを重ねる中からカップルの誕生、そして結婚に結びつけばと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 前年度実施された婚活イベントに年齢制限があって参加できない方があったと聞いておりますが、年代別にこだわらず幅の広い交流が必要だと思いますが、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

先ほど申し上げました7月に実施いたしましたバーベキューパーティーにおいては、特に年齢制限を設けることなく、あるいは女性については町外からの参加者もおりまして、そういった形で今回実施をした状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） こういう婚活イベントに参加される方より参加されない方に手を差し伸べる必要があると思います。以前、地区ごとに婚活を取りまとめる世話人、仲人役がおりました。今後、地区ごとに世話役の方々を任命し、情報を交換して取り組んでもらうこともいかがだと思います。町では以前、1組をまとめると奨励金を出していた経過がありますが、これを復活できないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

後継者の結婚媒酌人奨励金制度というものが、昭和60年ごろですか、制定をいたしまして、仲人、媒酌をされた方に報奨金を差し上げておったところでございます。議員ご承知のように、媒酌人、仲人を立てた結婚がどんどん減ってきている。数字で見ますと、もう5%未満になっていると、そんな状況でございます。町の報奨金制度、まだ廃止はしておりませんが、生きていることなんですが、そういった媒酌人の減

少によって運用が現在なされておらない、休止の状態になってございます。今後、この報奨金制度、どのように復活すべきかどうかも含めて、いろいろ検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 私も自ら婚活事業に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、農業開始資金等の有効利用について、質問いたします。

農業を取り巻く情勢は、東日本大震災後、更に厳しくなっております。しかし、その中で新規就農者に夢と希望を持ってこれからの農業を担ってもらわなくてはなりません。そのために、農業開始資金等がありますが、条件、用途に合わせて有効に利用されているか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

新規就農者への支援に関するご質問でございますが、国・県それぞれいろんな事業がございますけれども、町独自の事業といたしまして、国見町営農業開始支援資金の貸付制度というものがございます。この制度につきましては、町が認定します新規就農者の方に対し、農業経営開始に必要な技術の習得や条件整備のために、一定の貸し付けを行う制度でございます。平成12年度からこの制度が始まってございます。それで、現在の貸付限度額は70万円で、据置期間が5年間ございますけれども、一定の要件を満たせば償還を免除するという制度でございます。

現在までの貸付人数は24人の方で、貸付総額が1290万円。償還期間の5年を経過した人数が20人で、貸付総額が1010万円。いずれの新規就農者の方も当初の就農計画に沿って5年間就農されまして、今後の就農継続意欲も強いということなどから、償還免除となっている状況でございます。それからまた、平成23年の東日本大震災以降の貸付決定者の方でございますけれども、4人の方でございます。その方々もそれぞれ現在も意欲を持って農業に取り組んでいる状況でございます。制度の趣旨に沿った有効活用がなされているものと考えてございます。

なお、国の新規就農者への支援制度といたしまして、青年就農給付金事業や青年等就農資金の利子補給事業等の事業がございますが、人・農地プランの担い手への位置づけが必要等の制約がございますので、現在、町で利用している新規就農者はいないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 新規就農者には、農業関係の学校を卒業と同時に就農する方もおりますが、大部分の方は途中より就農する方でございます。現在、農業は営農者の減少、私たちモモ農家にとっても人員確保に苦慮している現状にあります。新規就農者はもちろん、農業を志す若い人に一翼を担ってもらうのも必要ではないでしょうか。

仮に、新規就農者人材派遣センターなるものを立ち上げ、町内はもちろん、伊達管

内には優良農家がございます。その農家で農業経営、技術の習得、働きながら研修していただく。新規就農者は生活していく上にも、経済面でも、不安があると思います。今後、農業賃金では、町・県農業関係団体で上乘せ補助し、高い賃金で研修しながら働いてもらうことも必要だと思います。現在、消費者は食生活の向上と変化により、農産物に限らず、高級志向、付加価値のある食材を求める時代であります。若い人に担ってもらうには、町の特色の出せるモデル的農業用施設が必要になります。農業には各種の制度資金があり、運用していくことも必要だと思います。そのためにも、町、指導機関に支援いただき、今後、若い農業者に新しい農業形態の事業主体を形成し、農業基盤の核となり、地域農業を担ってもらうことができると思います。来年度開始の道の駅に今後、年間、高級野菜、果物、食材を提供していくこともできると思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

まず、農業全般の担い手の問題と農地を今後どうしていくかというご質問かと思いますが、現在、町で農業の新規就農者も含めまして、今後の農業の担い手をどうしていくか、そして耕作放棄地をはじめとする農地の有効活用をどうしていくかという部分も含めて、人・農地プランの作成を進めてございます。その計画につきましては、地域での話し合いをもって、地域で今後どういう方々に地域の農業を任せていくか、そしてどのような形で集積をしていくか、その中でその地域のリーダーとなる方々も決めていただく、そのようなプランでございます。小坂地区については昨年度に策定をしておりますけれども、そのほかの4地区につきまして、今年度中に策定をするべく、地元の方々の説明会等を開催し、8月には各農家の方々にアンケート調査も実施しております、その集計が終了次第、更に地区の皆様、農家の皆様と話し合いを持ちながら、今後その担い手の問題、農地の集積の問題等々については進めてまいりたいと考えてございます。

それと、もう1点、研修の関係、その地域の新規就農者の技術等を身につけるための研修の制度という部分でございますが、国・県それぞれ相談窓口、研修の資金に関する助成制度もございますので、町にご相談をいただければ、国・県、関係機関と連携をしながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

空き家対策について。

どこの地区でも年々空き家が目立つようになり、町には有識者による空き家対策委員会を立ち上げて検討されております。今後、空き家は用途に応じて有効に利用していくことが町の活性化につながると考えておりますが、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からお答えを申し上げます。

まずは、村上 一議員におかれましては、今回の町議会選挙におきまして、上位でのご当選を果たされました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍を心からご期待を申し上げたいと思います。

さて、空き家対策についてでございますが、これは昨年度でありますけれども、町が先行しまして、実は、国・県の予算1000万円ほどいただきまして、空き家の実態調査を実施をさせていただきました。

その結果、公営住宅、アパートの空き家などを除くと、178戸が空き家となっているところでございます。今後は、この結果をベースにどのようにしていくのか、十分検討してまいりたいと考えております。

特に、議員ご承知かと思っておりますけれども、昨年度制定されました国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されまして、そのまま放置しますと、倒壊など著しく保安上問題があるなどの「特定空家」の認定が法的に位置づけられてございます。そういったことで、町におきましても、先ほど議員のお質しのように、8月に有識者会議を設置しまして、その基本となる計画並びに条例の制定に向けて議論を始めたところでございます。

今後、特定空家につきましては、有識者会議の検討を踏まえまして、条例制定後に協議会を設置しまして、その中で基準の設定、認定について検討をしてまいりたいと考えております。

また、この後の私の答弁になろうかと思っておりますが、空き家の利活用、その辺どうなんだということがむしろ議員のお質しのポイントになるかなと思っております。この利活用についても、しっかりと積極的に対応していく必要があると思っております。

その例といたしましては、国・県と連携をいたしましたふるさと回帰事業、長寿事業というのが、国・県で今から5年、10年前に設置されまして、いろいろと今進められております。そういった事業、それから今、取り沙汰されております空き家バンクの問題、それから今、地方創生事業が始まっております。あるいは、子育て支援事業なども始まっております。まさに農家民泊、レストラン。それから、これは先ほど議員お質しがありましたように、新規農業者のシェアハウス、共同ハウス、こういったものに衣がえできないかとか、あるいは私の発想では、子育て支援の賃貸住宅に衣がえできないか等々も、私の頭の中にあるわけでございますけれども、そういったものにこの空き家が衣がえできないかも含めて、今後いろいろと有識者会議や地方創生事業等々と連携を図りながら対応していく必要があると考えております。特に、どこにでもあるような玉虫色では私はだめだと思っておりますので、国見型の空き家というのは何ぞやということを十分に有識者会議等々で議論いただいて、そういった中から何かを模索してまいりたいと考えておるところでございます。

具体的には、今年度はハード事業はなかなか難しいので、ソフト事業的な部分で何かできないか、十分有識者会議等々で検討をし、そして来年度事業等々において国・県からの事業がどういう形になるのか、これも今後、不透明な部分もありますので、国・県の補助事業等々を十分活用しながら、ハードの整備などにも検討、着手をして

いければと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） ただいま町長からも説明ありましたが、町では、空き家が現在178戸あると、その中でやはり今後ますます増加すると考えられます。これを事前に予想される住宅に対し、調査、対策を講じる必要があると思っておりますが、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

恐らく1人だけのエリアですよ、そういった家族は何人いるかという形になるのかなと思っておりますが、国見町には数多く今、300人から400人の方が1人でお住まいになっておりますので、大体その辺あたりがやはりポイントになるのかなと思っております。現在、災害の関係でそういった方々の把握などもしておりますので、そういったところをベースにしながら、なるべくそのようにならないように、特に東京都あたりに息子さんなんかいるとかいう形の中ではなるべくUターンしてもらって、そういった中で空き家にならないような形等々の対応をすとか、いろいろと手だてがあるのではないかと思っております。ただ、今の世の中の状況を見てみますと、やはり1人でお住まいになっている方がどんどん増えてきていると、それが空き家になっていくというようなシナリオになっていくのかなと考えておりますので、正に高齢者対策です。高齢者対策、健康維持対策をやることによってなるべく空き家にならないようにすること、ここはまず、私、ポイントだと思うんです。空き家になってからだとだめなんです。その前にどうするんだということをベースからしっかりやっていくと。その上で空き家になったときはどうするんだという議論になってくるのかなと思っておりますので、その事前の方策をむしろしっかりやっていくことが私は非常に重要なかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 事例なんですけれども、小坂地区には震災による避難者の方が2世帯、住宅として活用しております。また、泉田新田地区にある空き家がありますが、平屋建ての65坪、敷地も広い空き家があります。その中で有効に利用できる空き家ではないかと見てまいりましたのですが、実際に利用されている事例がありましたら、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

調査につきましては、昨年度しておりますけれども、その中でも利用できるもの、できないもの、また危険で特定空家にならざるを得ないものの振り分けをさせていただきます。更に、今後、議員ご承知のとおり、国見町は、歴史まちづくり計画の認定を受けておりますが、歴史的価値のあるものについて空き家になっているものもございま

す。その辺につきましては、国土交通省なり文化庁なり各さまざまな省庁のいろんな事業、補助制度もございますので、その辺の利活用を含めながら、更には町の計画に基づくものとのマッチングが図れるかどうか、更には先ほど議員からお質しがありました新規就農者の問題がありますけれども、そういった農業研修施設に使えるのかどうかとか、確かに都市計画法上の縛りもございますが、その辺をクリアしながら、最大限、町として利活用できるような対策を講じてまいりたいということで、今回基本計画を策定いたしますけれども、その後に具体的な計画になるアクションプラン、その中でさまざま検討を進めながら考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 改めて私からもご答弁をさせていただきます。

調査によりまして、178戸の空き家が把握できたということでございます。先ほど議員お質しのように、それぞれ個別のいろいろな課題、問題があつて空き家になっていると、私は認識をしておりますので、そういったものを一つ一つどういう形で衣がえでき得るか、先ほど課長答弁したように、土地の規制の問題もいろいろございますので、そういったことも含めて十分有識者会議等々で検討する中で、どういった利活用が一番ベターなのかということも含めて、十分検討しながら今後の空き家対策について鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） ただいま建設課長、町長から、いろいろ説明あつたんですけれども、何かそう言われて進むということでもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

私の質問をここで終わらせていただきます。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時51分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 3番井砂善榮君。

（3番井砂善榮君 登壇）

3番（井砂善榮君） 一般質問をただいまより行います。

国見町の道の駅については、現在、造成工事が順調に進んでいると、先日の現場視察でもご説明を受けたところではありますが、今後の建設工事及び関連する国道、県道などの今後の工事の進捗状況について、確認のため、質問をいたしたいと思います。

まず、1つ目に、本体工事、本体建屋の建設工事の発注についてはいつごろになる予定であるか、お伺いをいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 3番井砂善榮議員のご質問にお答えを申し上げます。

道の駅を含む交流の場の建築工事の発注の時期についてでございますが、現在、建築場所の造成工事を行っているところでございまして、並行して建築確認申請などの手続を行っている状況でございます。

また、資材費、労務費、諸経費の高騰によりまして、設計額が予算をオーバーしていることから、本議会に建築工事の補正予算の計上をいたしてございまして、その後、議決をいただくこととしてございます。

したがって、今議会での補正予算の議決、造成工事の竣工、更には申請中の建築確認の交付などを受け次第、建築発注の手続に入りたいと考えております。具体的な建築発注の手続といたしましては、入札手法の決定、入札の公告、それから工事の仮契約の締結、議会での工事請負契約に関する議案の承認などとなってございまして、これらの手続を踏まえながら、正式な工事の着工に入りたいと考えております。

いずれにいたしましても、建築着工の土俵は全てできておりますので、何とかここまで進めてきております。今後は、国・県・市町村の建築工事の発注、特に入札です、いろいろと今動きがありますので、そういった状況などを十分見きわめますとともに、建築工事の手続などに遺漏がないように鋭意進めたいと考えております。

このさまざまな手続が予定どおり進めば、11月から12月ごろに発注をいたしまして、平成28年度中の建築の竣工を目指して対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） ただいまの答弁で十二分に承知をしたところでございますが、当初の計画によりますと、平成28年10月に完成、そして道の駅の物販コーナー、あるいは交流の場といたしましてオープンする予定と聞いておりますが、10月という月にこだわるのは必要ではないかと思いますが、この完成のおおよその見当をどのようにお考えであるか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

当初、できるのであれば、なるべく早い機会に道の駅の建築着工して、整備をして、なるべく町の活性化、町民の活性化に資するというので、早い期間になるべく竣工できるように、これまで鋭意進めてきておるところでございます。ただ、議員ご承知

のように、さまざまな手続上の問題などがございます。国・県との調整、予算等の問題。今回も、補正予算をお願いしております。資材費のアップ、さまざまなハードルがあって、ここまできております。

先ほど申し上げましたように、土俵ができましたんで、今後は竣工に向けて鋭意対応してまいりたいと考えておまして、今のところ、先ほど申し上げましたように、11、12月ごろに、できれば建築着工してまいりたい。ただ、これも入札の問題がいろいろありますんで、世の中の状況いろいろございますから、そういった状況なども十分見きわめ把握しながら、対応していく必要があるかなと思っております。それがうまくクリアできて、しかも資材などが十分調達できるという条件のもとに進むならば、先ほど申しましたように、恐らく1年ちょっとかかるかと思っております、28年中には何とか竣工できるかなと思っております、目標でありました28年度中に、今度は度になりますけれども、セミオープンも含めて、何らかの形でオープンできればよろしいかなと考えております。

今後、むしろ、これは町のみでできるものではございません。議会の皆様方と十分連携を図りながら、ご支援をいただきながら、国見町の活性化のために、なるべく早い期間に竣工できるように私自身も鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 大変丁寧なご説明でございまして、私たちも一生懸命、この道の駅、広大なプロジェクトチームを立ち上げてやっておるという記事を読んでおまして、町長の答弁に納得いたしまして、なるべく早い竣工をお願い申し上げたいということでございます。

次に、国道4号線、桑折町の田町というところでございますか、そこから改良工事が始まるということでございますが、そして更には、主要地方道の浪江国見線の改良工事はいつからかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答え申し上げます。

国道4号、主要地方道浪江国見線の改良についてのお質しでございますが、まず、国道4号の改良舗装につきましては、国土交通省の福島河川国道事務所におきまして、まずは桑折地区から藤田病院前の交差点付近までについて、本年1月に桑折町の渋谷建設に発注がなされておまして、既にご承知かと思っておりますが、現在、一部施工が始まっているところでございます。

そして、道の駅に接する部分につきましては、JAスタンドかららいふぴあ、日渡交差点付近までですが、これにつきましては、7月2日に国交省のほうでフジタ道路株式会社と契約が完了しておまして、現在、起工測量、更には支障物件移転などの手続等が実施をされているところでございます。

主要地方道浪江国見線につきましては、福島県の県北建設事務所におきまして、8月31日になりますが、伊達市の森藤建設工業と契約が締結をされておまして、

今後、現場に入っていくものと考えているところでございます。

なお、敷地東側に新設する町道につきましても、現在、積算を行っている最中でありまして、今月中には発注をできる見込みとなっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 非常に重要な県道浪江、そして国見線が重要な位置しているということから、ただいまの答弁におきまして、順調に発注をしておるところとお聞きいたしまして、町建設課の皆さんに対しましては更なる努力をしていただきまして、建設を早期に着工するようにお願いいたしたいと思っております。

3番になりますが、国道4号拡幅に伴い、歩行者の安全、そして安心の確保対策といたしまして、横断歩道の設置を行うと思うんでありますが、いわゆる議員団といたしましては、地下歩道を要請したと聞き及んでおるわけでありまして、国交省に対し、町としてどのような横断歩道の要請をしておるかをお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答え申し上げます。

国道4号拡幅に伴う歩行者の安全、安心の確保対策についてのお質しでございますけれども、まず、現在施工中であります藤田病院前の交差点につきましても、以前に拡幅がなされ、現状とほぼ変わらない状況となっております。一部、歩道等の改良拡幅もございまして、現状のとおり確保されるものとなっております。その次の信号、J Aスタンド前につきましても、現状にあわせて横断歩道が設置されるものとなっております。

なお、新設される町道116号との交差点部分につきましては、福島県公安委員会との協議に基づきまして、平成28年度に向けた予算確保の要望を行っている最中でありまして、国道拡幅、更には道の駅の完成に向けて鋭意協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、地下歩道のお話でございますが、この部分につきましては、国土交通省にも再三要望しているところでございますが、その必要性、更には地元住民の合意等々の状況もございまして、あとは安全確保がきちんとされるのかどうかといった問題点の指摘等もございまして、現時点ではまだ前に進んでいない状況でございます。今後、更に協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

その他、安全上必要な交通安全施設につきましては、国土交通省並びに福島県公安委員会と随時、協議、要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） この横断歩道の件なのですが、隣の桑折町でございますが、あの地下歩道を建設するにあたり、横断歩道数の1日当たりの人数を調べたと聞き及んでおります。そうした歩行者の数を、事前に調査をしたという経緯があるとお聞きしたわ

けでございますが、町としては、この地下歩道を要請する場合において、歩行者数の把握はなさっていたかどうかをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 町といたしましては、現時点では、日渡前の交差点につきましては信号がなく、歩行者が横断できる状況にはないということで、データをとれる状況にはないと考えております。

国土交通省につきましては、当然ながら、交通安全施設の設置に関しましては、基本的にはデータに基づく設置の基準がクリアできないとなかなか前に進めない状況もあります。議員おっしゃられたとおり、桑折町の状況もありますが、桑折町につきましては、先日ちょっと警察署に確認しましたがけれども、地下歩道がございますけれども、かなり利用頻度が低いという状況がございます。

あと、聞いたところでは、地下道を通るには女性が不安を持つという状況もあるということもございまして、果たして地下歩道の設置が効果があるのかどうかということの防犯上の問題も1つ考えられるということで、町といたしましては、地下歩道にこだわるわけではないんですが、要するに実績です。道の駅に行かれる歩行者がどのぐらい出てくるのかという予想と実績に基づきながら、逆に地下ではなくて上の横断歩道橋などの設置も視野に入れながら、今後、検討を進めていったほうがいいのではないかと考えてございまして、これにつきましては、福島河川国道事務所と、あるいは福島県公安委員会と協議をしながら、今後、前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 建設課長の答弁のとおり、私も納得はするわけでございますが、桑折町におきまして政務調査をした結果、現在、あの地下歩道を歩行者がどれほど利用しているか把握をしておりますかとお尋ねしたならば、それは、町といたしましては把握はしておりませんと。ただ、残念ながら、すばらしい地下歩道で建設をしたということでございますが、地下を回るのが非常に歩行者にとっては面倒くさがるというか、そんなことで、中には完全に安全確保のために地下歩道を通る方もいるということでございますが、表面に出て歩いてしまう方が非常に多く見受けられるということでございます。

ただ、しかしながら、運営上はいわゆる電気代やエレベーターのメンテナンスで800万円以上は1年間にかかる、そして2カ所で1600万円。なかなか容易でない財政の中において出費があるということで、そんな話も聞き及んでおるわけですが、町といたしましても、そういうことも、そして婦女子の暴行問題等、今、世間で騒がれている非常に痛ましい事件が発生している中において、今、課長がおっしゃったように、いわゆる安全上の問題があるということをお聞きしてきたわけでございますが、今度国見町に新しくできる拡幅した横断歩道に対しましては、やはりいろいろみんなと話をしながら、必ず地下に潜るのではなくてもよろしいので

はないかと私は思うんでありますが、そんなことを言うと、今まで申請をして、地下道でお願いをしていったところに対しまして水を差すような意見になるのかと思いますが、いろいろな観点から、歩行者、歩行弱者の安全確保をお願いをいたしたいと思うのであります。

次に、2番の道の駅における防犯対策についてを議題といたしまして、先日、大阪で中学生2名、女子、男子2名が惨殺されるなど、そして、最近になりまして、秋田県の鹿角市のタクシードライバーが45歳の人間にナイフで刺されるという痛ましい事件が頻度にならって発生していると。その状況もあり、道の駅においても、女性や高齢者、そして児童生徒などの防犯対策が懸念される場所であり、その対応について質問をいたしたいと思っております。

国見町道の駅における具体的な防犯対策についての考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

道の駅の防犯対策についてのお質でございますが、議員ご承知のとおり、道の駅につきましては、多様な用途がございます。1つは国の情報発信施設及びトイレでございます。当然、24時間のオープンスペースとなるもので、国の管理部分につきましては、国土交通省におきまして、定期巡回を含め、安全対策を行っていくものと考えているところでございます。

また、町側といたしましては、指定管理先となる販売施設が24時間営業となることから、安全対策に関する協定の締結も行いながら、安全管理に配慮してまいりたいと考えているところでございます。当然ながら、セキュリティサービスの導入も図りますし、また、警察署や防犯協会、ほかには近隣の自主防災会との連携も図りながら、安全安心な施設として運営できるように対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 非常にすばらしい対策であると認識をするわけでありませんが、私は、福島県警北警察署にお伺いをいたしまして、駐在所の件についてお尋ねをしました。あの建屋は築21年が経過して、そして、駐在所は国見町民全体を守る駐在所であるという話で、そして大きいところの駐在所と2つの駐在所で国見の皆さんの身体、生命、財産を守っているんだとお話を聞きました。この広大な敷地に、70万人という予想でお客さんを見込んでいるということでございますが、私がいろいろ歩いてみると、恐らく70万人どころか80万人の集客ができるだろうという見込みで私は考えておるところでございます。夜間に対してもやはり15%という、相当量の人数が来るということでございます。

そうした中において、やはりこの桑折警察署の北分署に対しましてパトロール体制の充実化を図らなければならないのではないかとお尋ねしたんですが、それは、もちろんパトロール体制は十二分に発揮して、事件を未然に防ぐというすばらしい決意の

もとにお聞きしてきたわけであります。あの広いところに、物販コーナーあるいは道の駅の交流の場が8時から7時ごろまで稼働するというので、その場面が全く暗くなった場合は、コンビニだけが24時間体制と今お聞きしたんですが、そのコンビニに対する防犯体制ですか、国見町にも2つ、3つくらいあるんですが、特別にこの道の駅に対しての防犯体制というわけではございませんが、70万人から80万人を集客できるあの道の駅に対しまして、非常に防犯上問題があると、問題が発生する要素があるということに私は懸念をするわけでございますが、その点についてどのように考えているかをお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、お答えを申し上げます。

道の駅の防犯対策、これは本当に、私も非常に重要な課題と認識をいたしております。特に近々、先ほどご指摘がありましたように、秋田県で道の駅でタクシーのああいって殺人事件もあったということでございますので、これはもうしっかりやらないと何か起きるなという思いを、議員と同じく全く同感で、強くいたしましたところがございます。

それで、私も今、いろいろ考えて頭をめぐらせているんですけども、まずは、これは国の施設もありますから、国交省でいろいろとパトロール巡回もするという話も聞いています。先ほどご指摘ありましたように、警察と連携をして、とにかく立ち寄り所、パトロールのエリアに当然していただくということ、そういった人的な部分がまず私は必要なのかなと思っております。

それから、いろいろと今、会社がございます。セキュリティ、いわゆるさっき言ったように、何かが入ったときにすぐに連絡が行って警察が来るという、そういうセキュリティを施設全体に回す。これは、コンビニをはじめ、全域にどう回すかということがまず、私も必要なのかなと思っております。それと同時に、これは24時間のコンビニはじめ、あるいは宿泊もあるわけですから、すると、常駐の職員が恐らく数人いるようになりますので、そういった人的な配置も当然するという形になるかと思っております。

それと同時に、私は監視カメラではないかと思うんですね。最近、いろいろな面でうまくいっているのは監視カメラなんですね。監視カメラがあるということになると、防犯面で歯止めがかかるということを強く、私、聞いていますので、外と中と防犯カメラが設置できないか等々も含めて、これは十分検討する必要があるかなと思っております。

ベースはやはり、道の駅全体にしっかりとしたものを設置する、人の配置をすること、それをしっかりとやるんです、まずね。それと同時に、そういうものがあるということ、ここだあそこだと言ったら、だめなんですけど、あるんだという、そういう施設なんだということ、しっかりと町民と地域住民に、あるいは全体的に普及啓発をするということ。この2点が、私、非常に大切かなと思ってございますので、そういう観点から、もう既に課長に指示していますけれども、今度の事件で更に強く指示

していますので、今申し上げました4点などを中心に、あといろいろあると思います。そういったものを試行錯誤しながら入れ込んで、正に防犯には非常にすばらしい施設であるという認識を持ってもらって、どんどん人に来ていただいて、それで町の活性化につながると。そういったシナリオをしっかりと描いてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 私の質問でございますが、大きな防犯体制のプロジェクトを作って、まず町民の、そして来客数の多い道の駅の防犯体制、力強い計画がなされているということでございまして、非常に私も安心をしておるところで、再認識をしたところでございます。

私は、これをもちまして、一般質問を終了させていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

10番（阿部泰藏君） さきに通告いたしました、鳥獣被害防止について質問いたします。

近年、本町の中山間地を中心に、農作物の被害が深刻な状況になっています。また、被害地区では、営農意欲が低下し、耕作放棄が懸念されています。

鳥獣被害の状況について伺います。平成25年度と比較して、被害の状況について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 10番阿部泰藏議員の質問にお答えをいたします。

鳥獣被害の状況についてのお質でございますが、被害を受けられた農家の皆様からの通報に基づき現地確認等を行い、集計した被害状況でございます。

平成25年度と26年度の比較ということで申し上げますが、平成25年度が、件数が130件、被害面積が9.2ヘクタール、被害金額が580万6000円。平成26年度が、218件、被害面積8.6ヘクタール、被害金額にしまして678万4000円になってございまして、26年度と25年度を比較しますと、被害件数で88件の増、被害面積で0.6ヘクタールの減、被害金額で97万8000円の増となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これは、被害のイノシシやあるいは熊とかの鳥獣被害の生息、生態数は把握しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

鳥獣の個別の生息数につきましては、鳥獣自体がその地域にかかわらず、当然、移動する部分もございまして、町としまして、鳥獣の個体数を把握してはございません。ただし、鳥獣保護管理法という法律がございまして、県がその保護鳥獣の管理を

する部分もございますので、県では一定程度の数字は持っています。推計という形にはなりますが、そういう数字はあるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、町では、電気柵資材購入助成をしていますが、今年の7月29日に、静岡西伊豆町で電気柵による漏電死亡事故が起きました。事故を受けて、町の電気柵の調査いたしました。電気柵の調査の結果について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

7月21日だと思いますが、静岡県西伊豆町での事故を受けまして、7月末に実態調査を実施してございます。その結果、電気柵設置45カ所ございまして、その中で、表示板の設置されていないものが2カ所、漏電防止対策がなされていないものが1カ所ございまして、それぞれ設置者の方と接触をいたしまして、既に改善をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町では、電気柵購入補助金を交付していますが、補助金の今までの交付件数とその効果などについて伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

まず、補助金の件数の関係でございますが、この事業、平成25年度から実施をしてございますけれども、25年度が17件、金額で77万8000円、平成26年度が18件、68万円。それで、本年度8月末までの実績でございますが、12件で72万円。合計しますと、47件で217万8000円という数字でございます。

次に、効果に関してでございますが、ご承知のとおり、電気柵につきましては、耕作地の周囲にワイヤーを張って乾電池やソーラーパネル等からの電気を通電し、鳥獣の侵入防止を図るものでございます。対象鳥獣によってワイヤーの位置を変えとか、そういう必要はございますが、町の助成によって設置された皆様からは被害がなくなったというような報告も受けてございますので、定期的な下草刈りとか、そういう管理は必要ではございますけれども、十分な効果が得られているものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今年度、小坂地区では鳥獣被害防止のために、全長が6.5キロ、資材予算650万円のワイヤーメッシュ柵を設置する予定ですが、資材の購入先、あるいは購入に対して一般競争入札みたいなのをするのか、あるいは指定入札、購入先は決まっているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

小坂地区の鳥獣被害対策事業としての侵入防止柵の設置の事業でございますが、まず、事業の主体につきましては町の地域農業再生協議会でございます。その協議会が県の助成を受けまして、直接実施をする事業でございますが、資材の購入相手につきましては、今後、協議会での入札によって決定をする予定となっております。

また、防止柵の設置の施工者でございますけれども、そちらにつきましては、地元町内会の皆様をお願いをするということで進めている事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） このワイヤーメッシュ柵を結局、設置するにあたっての、延べ人数はどのくらいになるのでしょうか。

それと、地元で設置するわけなんですけど、これ、誰が見ても立派というか、完全なものになるのでしょうか。やったことない人が設置するわけだから、その不安が感じられますが、どうなんでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

まず、設置するための期間や延べ人数等のお話しでございますけれども、昨年、今年度等と、伊達市で先行事例として実施している事業がございます。それを参考にいたしますと、約900メートルの設置でございましたが、5人1組の3班体制で、2日間で終了したという事例がございます。延べ30人ということで設置をしたと伺っておりまして、それを単純に小坂地区に当てはめさせていただきますと、総延長約6.5キロでございますので、全体で15日程度、延べ220人程度と、計算上はそういうような数字になるということでございます。

それとまた、町内会で施工して完全なものができるのかというお話しでございますが、この事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、伊達市とか福島市、今年度は桑折町でも実施するようなお話を伺ってございますけれども、地元町内会で施工をして十分な効果が得られていると、伊達市でのコメントですけれども、そのような話も聞いてございますので、十分対応できるものと考えてございます。

それでまた、地元町内会で施工するに先立って、落札事業者からという形になるかと思っておりますけれども、専門家の方をお招きして、実際、その現地で設置作業の講習会等の開催を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今回のワイヤーメッシュ柵ですか、この防止には私も期待しているところなんですけど、ほかの地区でもこういった要望が出された場合、来年度もこの事業は継続するのか、あるいは今年度限りで終わるのか、こういった来年度からの予算について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

今回の小坂地区の侵入防止柵の設置事業に関しましては、地元町内会からの要望に基づきまして事業化したという経緯がございます。それで、今後、山崎、石母田、貝田地区等々の中山間地、鳥獣被害の多いところの皆様には今後説明会などを開催しまして、要望があれば、国・県の助成の状況にもよりますが、積極的に対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、町鳥獣被害対策実施隊について伺いたいと思います。

年間に、この鳥獣被害対策実施隊の出動人数なんていうのは、延べ何人くらいなんでしょうか。そしてまた、そういった出動するにあたっての費用はどうなっているんでしょうか。総額でどのくらい、あるいは補助金はそのうちのどのくらいになっているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

町鳥獣被害対策実施隊の関係でございますが、現在、隊員数24名でございます。そのうち職員が8名ということですので、一般の方々は16名でございます。

出動の実績等でございますけれども、平成26年度の実績でございますが、延べで794日、これは17名の方々、昨年17名の隊員で、1人やめられていますので、現在16名でございますが、794日で1,159時間、報酬総額につきましては127万8000円という金額になってございます。17で割り返しますと、1人当たり48日、69時間、年間で7万5000円程度の報酬となっております。

次に、補助金については、実施隊員は町の非常勤特別職という扱いでございますので、その組織自体に補助金という形ではなく、個々人の隊員の方に報酬という形で支給しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、町有害鳥獣捕獲隊の出動日数と報酬額を伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

有害鳥獣捕獲隊の関係でございますが、実質的に、その実施隊のメンバーと同じ方々を、こちらは委嘱という形をお願いをしております。それで、捕獲隊のほうは報酬ということではございませんで、捕獲隊の組織に対して年間10万円を限度に活動費の補助をしているということで、昨年度の実績は補助金10万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 私らは、1つは、猟友会あるいは捕獲隊あるいは実施隊、例えば住宅地に熊なんかが出没したときは、結局、ニュースなどでは地元の猟友会の人たち

によって射殺されましたとあるんですが、その人たちが皆、猟友会委員であり、あるいは捕獲隊員であり、あるいは実施隊員であるんで、皆、やっぱり一緒なので、結局、実施隊は、どこまで何をやるんだか、あるいは捕獲隊はどの部分を捕獲するんだかという規定があるんでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えを申し上げます。

猟友会と実施隊、捕獲隊、それぞれの組織の役割というお話しでございますが、まず猟友会につきましては、これは狩猟免許を持った方々が組織する任意の団体になりますので、県では一般社団法人福島県猟友会という形で、それぞれ各支部で活動をしてございます。

狩猟期間は、11月15日から2月15日、それでイノシシにつきましては、福島県は3月15日までで、特例で1カ月延長してございますけれども、その狩猟期間に限って狩猟が許可されるということです。ただし、人的被害のおそれがある場合については、警察からの要請により、狩猟免許を持った猟友会の隊員の方が捕獲をする場合もあります。

続きまして、鳥獣被害対策の実施隊の関係でございますが、これは平成19年に成立をいたしました「鳥獣被害防止特別措置法」という法律がございまして、それに基づく組織でございます。町では、平成24年4月に組織してございますけれども、隊員の身分につきましては、先ほど申し上げましたが、条例に基づいて町長が任命する嘱託員、非常勤の公務員でございます。

それで、実施隊員につきましては、「鳥獣被害防止特別措置法」に基づいて町が町鳥獣被害防止計画という計画を策定していますが、それに基づく対象鳥獣7種類に限るということで、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、カラス、スズメ、ムクドリ、その7種類に限り、その捕獲や被害防止のための活動を行う組織でございます。

一方、有害鳥獣捕獲隊については、その設置の根拠法令が違いまして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法、現在、鳥獣保護管理法という名称に変わってございますけれども、その法律に基づいて、有害鳥獣捕獲のために町長が委嘱する者でございます。先ほど申し上げました実施隊の対象鳥獣、7種類申し上げましたが、それ以外の有害鳥獣に対して捕獲やその被害防止のための活動を行うということで、対象鳥獣が違うということでございます。

捕獲隊につきましては、昭和の代から組織をされまして、有害鳥獣の駆除に当たっていましたが、それでなかなか被害が軽減されないということで、特別措置法が平成19年度に成立をしまして、町では実施隊を組織して、その7種類の指定鳥獣に限っては、実施隊で捕獲を行うという形で現在に至っているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） そうすると、実施隊というのは、7つの種類の、クマ、イノシシ、

サル、ハクビシン、あるいはカラス、スズメ、あとはムクドリはやはり実施隊でやって、そのほかのキツネ、タヌキ、ウサギなどは捕獲隊で捕獲をすると理解させていただきます。

次に、全国の市町村では、実施隊、捕獲隊の高齢化によって隊員の不足が生じ、今後、隊員の確保と担い手の育成が急務になっております。町の隊員の実態と対策について、どういう考えを持っているのか、伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

町の鳥獣被害実施隊の隊員数でございますが、現在、狩猟免許を持つ方々、先ほど申し上げました16名プラス職員8名でございます。それで、この制度が発足しました24年4月当時は、16人の免許を持つ方々と職員3人ということで、19名の組織でございました。それで、隊員の方々の出入りはございますが、隊員の数16名については変わってはいません。

ただし、議員のご指摘のとおり、年齢構成は年々高くなりまして、将来的な隊員不足は懸念されておりますので、町といたしましては、新規狩猟免許の取得の支援、町単独の助成制度でございますが、そういう支援制度もございます。それとあと、事業の積極的なPR、特に県及び関係機関であります猟友会などと連携を強化しながら、隊員の確保、担い手の育成をしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町の鳥獣被害対策では、実施隊あるいは電気柵の購入支援、緩衝帯整備、狩猟免許の支援など、たくさん多く行っていますが、効果が実態がないのが現状でございます。町の鳥獣被害対策には、専門家やそういった人たちのアドバイスや考えが生かされているんでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

町の鳥獣被害対策におきまして、専門家の考えやアドバイスが生かされているのかというお質しでございますけれども、昨年度につきましては、農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーという認定を受けていらっしゃいます県農業総合センターの職員の方、一昨年につきましては野生鳥獣をはじめ生物の多様性の研究を進める民間の会社の専門職の方をお招きをいたしまして、町の鳥獣被害対策に対するアドバイスをいただいたとともに、町民の皆様を対象にしまして、講習会や現地確認等も行っているところでございます。

それとまた、県及び関係機関の開催する研修会に隊員及び職員を派遣するなどして、専門的知識の向上にも努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町の鳥獣被害防止については、行政の部分、あるいは猟友会の協

力、地域や団体などの協力が必要不可欠でございます。

我々被害を受けている、例えば中山間地の被害を受けた方でも、やっぱりJAあたりの組合員であり、JAからあるいは肥料や農薬を買う、あるいは被害を受けた電気柵なども、皆、購入しております。

この町では、農業協同組合、農協、JAとか、そういうところからの協力の体制が見られないんですが、JAや伊達果あたりの協力というのはあるんでしょうか。桑折町では、被害対策調査あるいは協議会の事務局などを担っているようですが、国見町はそういった協力体制ができているんでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

JA伊達みらい、そして伊達果のお話でございますけれども、この鳥獣被害の関係を協議する場として、町としましては、町地域農業再生協議会というものを組織してございます。地域再生協議会で、鳥獣被害ばかりではないのですが、そのほか、放射線対策やいろいろな事業をやっておりますけれども、その中に、JAさんも「伊達果」さんも理事クラスの方に入っていて、そういう場で協議をさせていただいているということでございます。

それと、あと、JAさんと伊達果さんからは、この鳥獣被害の防止対策のために、それぞれ10万円の負担金をいただいて、一般会計に入れさせていただいて、この鳥獣被害対策に生かさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町鳥獣被害防止計画の中で、有害鳥獣の捕獲目標を計画では設定していますが、この設定計画に対して、それ以上、捕獲してはだめですよということなんでしょうか。例えば、サルに対しては10頭、クマに対しては、これは出ていない、イノシシに対しては40頭、ハクビシン40頭、カラス20、スズメ100、ムクドリ20と、こういう設定目標がありますが、これ以上、捕獲してはだめですよということなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

お質しのとおり、町鳥獣被害防止計画の中に、平成27年度から29年度までの対象鳥獣の捕獲計画数が記載されてございます。この目標数につきましては、先ほどもちょっと申し上げました鳥獣被害特別措置法という法律がございまして、それに基づきます農林水産大臣の指針がございまして、その中で、市町村が策定する被害防止計画につきましては、目標数を記載しなさいという縛りがございます。

そこで、町としましても、前期の実績、今回でございますと24年度から26年度までの3年間の実績、例えばイノシシでございますれば、平成24年度が4頭の捕獲実績でした。25年度が23頭、26年度が30頭ということで、それらの実績を踏まえまして、鳥獣保護管理法の関係で、個体数を調整管理をします県と調整をしながら

ら、現実的な数字で設定をした数字でございまして、必ずしもそれが上限だということではございませんし、この計画自体、随時見直し可能でございまして、そういう点からも含めまして、それに縛られるものではないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 捕獲頭数の実績を見てみますと、やはり、鳥を中心に、あとサルも、これは10頭に対して1頭ですか、イノシシもやっぱり目標にはちょっと遠いような状況なんです、これはどういうわけなのでしょう。遠慮しているのか、それとも国見町にはいないのか、伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えを申し上げます。

捕獲頭数の関係でございまして、町では、実施隊の方々の捕獲なり猟友会とか、そういう方々の協力をいただいて進めているわけではございますが、なかなかイノシシは学習能力が高い。その生態やなんかをいろいろ調べてみますと、そういう部分もございまして、箱わなだけでは限界があるのかなと、捕獲に関しましては、そういう現状もございまして。

それで、県の取り組みということになります、鳥獣、いろいろとその場所を移動して生息するというところでございまして、県で、特にイノシシの関係につきましては、今後、平成31年度までに個体数を調整していきましようということで、市町村の事業とは別に、ことしから法律の改正によってできることになった県が直接捕獲する事業を今年度から実施しようということで進めていると聞いてございます。

参考までに、福島県のイノシシ管理計画というものがございまして、それで推計している数値を申し上げますと、平成6年、県内のイノシシの数は約5,200頭だろうと推計されています。それで、平成26年度には4万9000頭程度、10倍弱でございまして、それぐらいの生息数になっているだろうと推計しています。

それで、人間と鳥獣類が共生できるような、鳥獣被害がなく安定的に共生できる安定生息数というような概念がございまして、それを平成6年度の5,200頭程度と想定をしまして、その差、4万何千頭になります、これから平成31年度までかけて、その頭数を5,200頭まで減らしていこうという事業を進めることになってございます。

そのような計画だと、年間1万7000頭から1万8000頭を捕獲するというところで市町村で捕獲できる部分が、現在、国見町であれば40頭になっていますけれども、その市町村ごとの数字を積み上げて、昨年度実績で1万2000頭ぐらい捕獲をしているということでございまして、その差について、県が直接捕獲事業を実施をして個体数を減らしていきましようということで、今年度から県も本格的にその個体数調整、イノシシ被害の軽減に向けて動き出した状況でございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 被害を受けている方に関しては、イノシシの被害なんかは10年前までは1件の被害報告もございませんでした。これがどんどん増えてくる。やっぱり、片方でそうやって被害目標を設定するということが、被害を容認しているみたいなものと私らは感じるんだけど、そして、やっぱり県なり何なりにそういう目標頭数というか、それを撤廃して、生息頭数をできるだけ減らしましょうと、やっぱりそういう要望も必要だと思うんですが。

この町は農業が基幹産業でございます。農業をこれからも継承していくためにも、鳥獣被害防止の取り組みは本当に重要でございます。今後、町の鳥獣被害防止の取り組みについて、最後に伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

今後の鳥獣被害対策、全体の話についてでございますが、議員ただいまお質しのように、国見町の基幹産業は農業でございます。どのように農業の振興を図るか、重要な課題、その一環としまして鳥獣被害対策にどのように取り組むか、非常に重要になっているものと、私も認識をいたしておるところでございます。

ただ、議員ご承知のように、野生の鳥獣というのは、先ほど話ありましたように、広域的にいろいろ動くと。特に、イノシシについては、いろいろな面で全国的に数がどんどん増えてきておるということで、県も先ほど申しましたように、10倍になっている状況の中で、新しい事業を設置しながらなるべく捕獲していきましょと、なっているところがございます。

こういった中で、先ほど来、課長が答弁しましたように、町としましても、町の鳥獣被害対策実施隊、県が実施する捕獲による鳥獣の個体数調整、緩衝帯の設置、さまざまな事業をやってきておるところでございます。特に、国見町のみではなかなかこの問題は解決できないということで、広域的に対応していくことが非常に重要になっているものと認識をいたしております。

町におきましては、昨年度、鳥獣被害防止対策の特別措置法の改正に伴いまして、県がこの見直しを行いまして、侵入防止柵の設置を含めて実施しようという計画にさせていただいたところがございます。これらについて、今後、総合的に実施すると同時に、国・県、近隣市町村、関係機関と十分連携を図りながら、安全安心な農業経営が確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

特に、やはり今後の起爆剤につきましては、正に先ほど申しました広域的な対応が必要だということで、侵入防止柵設置ですね、これをどのようにするんだということが非常に重要な部分かなと思っております。今年度、小坂で実施をしていただきます。その効果を見ながら、効果があるということで伊達市あたりからも聞いてございますので、町全域で対応できないかを十分検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、町のみでできることではなくて、広域的な視点、国・県それから桑折町、伊達市、福島市等々、関係市町村と十分連携を図りながら対応すると、正に敵もさる者でございますので、効果的な対策は何

なのかも十分踏まえながら、十分模索しながら、今後、町としてこの問題にしっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

10番（阿部泰藏君） これで質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時15分まで休議いたします。

（午後2時04分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成27年第5回定例会にあたり、質問させていただきます。

内容は、マイナンバー制度のスタートに伴う、当町の対策と今後の利活用についてであります。

平成27年10月5日にマイナンバー制度が始まるということで、マスコミ等にいろいろ報道されておりますが、昨日、総務省名で各家庭に配布されたチラシがありました。その内容について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） マイナンバー制度の8月7日に町内会長を通じて全戸に配布したチラシについてお答えいたします。

マイナンバー、いわゆる番号利用法が平成27年10月5日に施行されることとなったことに伴いまして、この10月以降、国民の皆様一人一人の住民票の住所地にマイナンバー、いわゆる個人番号が、「通知カード」という形によって通知されることとなります。

しかしながら、東日本大震災による被災者やDV等被害者の方々で住民票を残して別の場所にお住まいの方、また長期間にわたって医療機関、施設等に入院、入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していない方など、これらやむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方については、現在、お住まいの場所を登録していただければ、そこに通知カードを送付することも可能となります。そのため、該当する方に、そのお住まいの居所情報の登録申請をお願いするために、議員ご指摘のチラシを全戸に配布したものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま課長からの説明にありますように、大変わかりやすく言っ

ていただきましたが、残念ながら、このチラシにおいては一方的なチラシであり、やはり町、自治体独自の性質は何も感じられません。はっきり言えば機械的に配られただけで、住民に理解してもらいたいとは思いがたいぐらいのものだと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

前の質問でもお答えしたとおり、この制度につきましては、番号法の施行に基づきまして国が主体的に進めているものでございます。10月5日から通知カードが送付されることにつきましては、国から通知のあったチラシを増し刷りいたしまして、町民の皆様にお配りをしたところでございます。

また、制度の内容につきましては、年金の情報漏えい問題などを契機としまして、国会において一部変更がなされるなど、実施主体である国においてまだ固まっていない部分もありますことから、町としては、現在のところ非常に周知しにくい状況にもございます。ご指摘のとおり、町民の皆様への周知度から申しあげますと、まだ理解が進んでいない状況にあることを認識はしているところでございます。今後、さまざまな機会を通しまして周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、政府が進めているこの制度はどのようなもので、この制度が住民生活に与える影響はどのようなもののでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

マイナンバー制度は、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法といたしまして、平成25年5月24日に成立をしたところでございます。現在、行政機関、自治体等においては、対象となります個人について、年金の基礎番号や介護保険の被保険者番号、あるいは自治体内での事務に利用する宛名番号のように、各分野におきまして、あるいは組織ごとにもいろいろな番号が存在しているのが現状でございます。

この法律の趣旨は、名前のとおり、特定個人を識別するために国民一人一人に新たに12桁の個人番号を付番いたしまして、各分野、各機関で横断的に利用することを目的としているものでございます。

また、住民生活に与える影響についてでございますけれども、平成28年1月からの利用開始におきまして、社会保障分野においては、雇用保険の資格取得、確認、給付、あるいはハローワーク事務、医療保険の給付請求、福祉分野の給付等の手続の簡略化等でございます。

税の分野におきましては、税務署に提出いたします確定申告書、あるいは事業所における給与支払い報告に係る手続の簡略化でございます。

災害関連分野では、防災、災害対策に係る事務、あるいは被災者生活再建支援金等の給付に係る手続の簡略化が期待をされているところでございます。将来的には、医療分野、そしてまた、金融機関との連携も想定されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） この制度は、先ほども出ているように、国民全てに12桁の番号をつけて、管理をするだけで自治体が業務を簡単にできること、やはり自分たちにはメリットはないのではないのかという話がネット上では拡散しております。その点についてはどう考えておるか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

住民の皆さんがメリットと感じる点については、前の質問におきまして答弁したとおり、社会保障分野、あるいは税分野、そして災害関連分野に係る手続の簡略化等でございます。将来的には、先ほども申した医療分野、金融機関との連携も想定されていると申し上げたところでございます。

また、町においては、個人番号により連携できます独自事務について、条例に定めることによりまして事務の簡略化を図り、町民の皆さんにも素早い対応が可能となることから、町民の皆さんの利便性にもつながるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁により、住民にとっては相当のメリットがあると。そのメリットを有効に使うかは町民次第でありますけれども、確かにいいものですよと言っておりますけれども、やはり町民一人一人についてはまだまだ認知度が低いというものは先ほども出ております。それに対する具体的にこういうことをして町民に知らしめたいという部分があったら、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをします。

お質しのとおり、マイナンバーに関する住民の皆さんに周知がされているのかという状況については、先ほど申し上げたとおりでございます。その制度の内容が、正確に住民の皆さんに伝わり、理解をいただいているのかといいますと、先ほど申し上げましたとおり、非常に厳しいところがございます。国において、制度の内容あるいは進め方が固まっていない部分などがございまして、町への情報についても小出しに流れてきている状況でございます。そのために、非常に周知しにくい状況だということも先ほど申し上げたとおりでございます。

いずれにいたしましても、町として、町民の皆さんに対する情報提供につきましても、国・県と連携を図りながら、その都度、わかりやすい方法で周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長の答弁で、大分、自分なりには理解していると思います。

やはり今後、10月1日以降に通知カードが送付されることになりましたけれども、そのカードは住民にとって大切なものであることは理解するかどうか、今の時点ではすぐわからない部分があると思うんですけれども、それにあわせて、事業者の責務において、従業員の情報を把握、管理しなくてはならないというのもついて回ります。その辺について、事業者に対する方策というか、その情報はあるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

通知カードによりまして、申請をし、交付を受けるマイナンバーを記載した個人番号カードにつきましては、公的な身分証明書となり得るものでございます。また、民間各事業者におきましても、平成28年1月以降に税や社会保障の手続で従業員などのマイナンバーを把握、管理するとともに、自治体などへの提出書類に記載する必要が出てまいります。民間事業者の皆様へは、国が県や商工会を通じて通知を行っているところでありますけれども、これらの周知も含め、国のパンフレットの活用、あるいは国に依頼を受けて行う県の説明会などの情報につきましても、国・県と連携を図りながら、町、町民の皆さん、そして事業者の皆様にも周知をしてみたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今のお話であれば、十二分にやっていきたいということではありますが、昨日の報道によれば、先ほども申しました通知カードの送付後に、申請を出した後に個人番号カードが届くというシステムでありますけれども、本人の確認の際は窓口に来てほしいと、窓口対応になっております。その上、チラシによれば、申請が必要な方は、申請書はお近くの市町村、あるいは総務省のホームページなどで入手またはダウンロードいただけますと書いております。

しかし、ひとり暮らしで、医療機関あるいは施設に入っている方は、やはり家族か施設の方々の協力がなければ、その申請をすることはできないのではないかと思っております。その場合に、その家庭の理解を得るためには、住民会議と申しますか、やはり町民会議を開いて理解を深めてもらい、少しでも不安を解消させるべき方策が必要ではないかと考えますけれども、その点についてのお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

お質しの、ひとり暮らしや医療機関への入院、あるいは介護施設等への入所などで窓口に来られない方への対応、あるいはインターネットを利用できない方などへの対応についての件でございますけれども、一般的には代理人への委任状、あるいは未成年者であれば成年後見人制度の利用等が考えられるところでございますが、先ほどか

ら答弁しておりますとおり、制度の内容が詳細に決まっていない状況がございます。細かい手続の面でははっきりしていないのが現状でございます。

したがいまして、今の段階では明確にお答えはできる状況にはございませんが、町におきましても、先ほど来、申し上げておりますとおり、国・県と連携を図りながら、できるだけさまざまな方法で、町民あるいは事業者の皆様に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり国からまだ明確な方向性が出ていないということで、自治体もそれに対して動きができないという答弁でありました。

国が動いていない限りは、末端というか、自治体もそう簡単に動けないというのが事実だと思っております。しかし、今後の動きがどのように変わっていくかわかりませんが、変わった時点で、このように変わっていきますよというような部分は、いち早く町民にお知らせすることを願いたいと思っております。

またその上で、マスコミ、テレビ等の報道では、やはり先ほど課長も言ったように、健全者対応になっております。つまり、高齢者及び、私たちは当たり前なことなのですけれども、視覚障害者、聴覚障害者に対しても、やはり情報の提供、相談については細かく説明されていない状況ではないかなと思っております。つまり、国も自治体に任せっ放しではないかと考えております。となれば、相談する場所は町に頼ってくると思われます。そのためにも、自治体独自で対応しなければならないと思っておりますけれども、その辺についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

このマイナンバー制度につきましては、国が主体となって進めていることは先ほどからお話をしているところでございます。しかし、町民の皆さんの利便性を図るための町の独自事務についても洗い出しをして、マイナンバーとの連携を図れるように対応しなければならないのも事実でございます。

国のほうでは、福祉関係の事務所あるいは経済団体、それから金融機関等、各種団体を通じて広報する計画を持っているところでございます。そうした観点からは、お質しのとおり、町も積極的に、先ほど来申しているとおり、国・県との連携を密にしながらか対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、総務課長のお話のとおり、どんどんやっていただければと思います。

そして、やはりマイナンバー制度というのはどんどん、そのナンバーカードによって全てのものがどんどん広がっていくような国の政策であります。そうした場合に、社会保障、税金、災害対策の分野に展開していくことになれば、さまざまな課が携わ

ることになると思いますけれども、課によって連携は整っているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

町では、番号制導入に向けまして、平成26年1月9日に、副町長を本部長に全課長を本部委員としまして、番号制導入対策本部を立ち上げてございます。更に、以前から設置しておりました町内情報連絡員会議を実働部隊として位置づけてございまして、具体的には5月16日に初めての会議を開催し、活動してきたところでございます。

今回の番号制の導入にあたりましては、総務課におきましては、個人情報保護に係る条例などの整備や事業主としての対応、それから企画情報課におきましては、セキュリティも含めたシステム改修関係の対応、住民生活課においては、町民の皆さんへの番号の付番関係、いわゆる通知カード、番号カードの交付関係でございしますが、これらを担当しているところでございます。

更に、各課で番号を利用するにあたりまして、社会保障事務については保健福祉課、そして税務などは税務課において、役割分担をしているところでございます。今後とも、番号制導入対策本部会議におきまして、庁内の連携は図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の課長の答弁では、副町長が中心となり、そういう会議が開かれているということでもありますけれども、では、具体的にこの会議は、今まで会議を設立して何回ぐらいの会議等で対策指示系統がなっていたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

今回の番号制導入に係る会議につきましては、先ほども申し上げましたとおり、番号制導入対策本部会議等を3回ほど開催しているところでございます。

なお、先ほどの質問にお答えしたとおり、各課においてはそれぞれ役割分担を行っているところでございまして、各担当部署におきまして随時、協議、検討を行ってございます。その中で、全体の工程あるいは進捗管理、協議検討事項などの必要が生じた場合につきましては、本部会議を開催して、全体の調整を行いながら、制度の構築の推進を図っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、会議の回数は今、3回ほどやっていると、そのほかに各課でそれに対する対応の会議を開いているという答弁だと思います。少なくとも、やはり会議を開く内容の濃さだと思います。やはり町民に説明できるように、職員

1人が誰に聞いてもマイナンバー制度についてはこうですよと、その中身の中心的な部分には企画情報課あるいは税務課あるいは住民生活課に行ってくださいよという流れを作れるとは思いますが、職員の意識向上はもう既に十分理解を得られたというような判断でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

職員が町民の皆さんに説明できるよう理解したのかというお質しかと思いますが、制度の概要は、当然ながら、このマイナンバー制度が法的な制度面での保護対策、あるいは情報システム面での保護対策が十分に機能するように構築をし、そしてまた、番号法で定めた事務と今後洗い出しを行って、町の条例で定めていくこととなる独自事務につきまして、マイナンバーを活用した連携を図っていくためには、現在、役割分担をしている各課において、しっかりと理解をしながら制度を作り上げていくために、それぞれの役割を果たしていく必要があると考えているところでございます。その過程の中で、何回も申し上げますが、国・県との連携を図りながら、町民あるいは事業者の皆さんにわかりやすく周知を図っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、続きまして、次の質問と移らせていただきます。

やはり、これは国民の利便性の向上、公平、公正な社会の実現の社会基盤です。住民一人一人が公平に扱っていただきたいと思いますので、重ねてお願いいたしますとともに、行政のたらい回しにならないように重ねてお願いを申し上げます。

国は、個人情報の安心安全を確保いたしますとっておりましたが、昨日の日本年金機構の個人情報漏えいが発覚した事件を見れば、個人情報の保護における安全管理はどのようになっているのかと、不安でいっぱいになっております。その上で、町はどのような対策を考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

個人情報の保護に係る安全管理のご質問であります。大きく2つの方策が考えられています。

1つは、制度面としての保護対策であります。その内容は、主に4つございます。

1つは、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集、保管が禁止をされていること。2つ目に、なりすまし防止のために、マイナンバーを収集する場合は本人確認が義務づけられていること。3つ目に、マイナンバーが適切に管理をされているか、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視、監督をすること。町もこの監督を受けることとなります。4つ目に、法律に違反した場合の罰則が従来に比べ強化されていることとあります。

もう一つは、情報システム面での保護対策であります。その内容は、主に4つござ

います。

1つは、個人情報、従来どおり、年金は年金を所管する事務所、税金に関しては税務署というように、1つに集中して管理するのではなく、分散されて管理をされるということで、芋づる方式の情報漏えいを防ぐこと。2つ目に、行政機関同士での情報のやりとり、いわゆるマイナンバーのやりとりであります。これは、マイナンバーを直接使わないというシステムになってございます。3つ目に、システムにアクセス可能な者を制限、管理をして、通信をする場合については暗号化をすること。4つ目に、平成29年1月から情報提供等記録開示システムが稼働予定でございます。いわゆるマイナンバーを含んで、自分の個人情報が、いつ、誰が、なぜ提供したのかということが、不適切な照会、提供が行われていないか、ご自分で確認をすることが可能になるシステムであります。この4つが、情報システム面での保護対策であります。

法律に規定されて制度を進めるということになってございますので、国も地方公共団体も制度面の運用からシステム面の運用まで、個人情報の取り扱いにつきましては、今まで以上の取り組みで保護することとしてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の情報で、素晴らしい動きがあるのだなど、実際、それがどう動くか、どうなっていくのかは大変難しい部分はあるとは思いますが。

ネット上では、政府は、サイバー攻撃による情報漏えいを防ぐために、各自治体の情報セキュリティ対策を講じるように指示してあります。その対策として、今、当町でもやっている住民基本台帳システムネットとインターネット用の端末を完全に分けられるようにとされておりますが、当町においては、この部分に対してはどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、パソコンやサーバー、情報システムに障害を引き起こすいわゆるコンピューターウイルスと脆弱性を狙った攻撃は全く別物であるをご理解いただきたいと思いません。

年金機構における情報漏えいの件ですが、これは標的型攻撃と言われ、相当なる期間と周到な準備、これは年金機構のネットワークあるいはシステムの構成を調べ上げた上で、まさに年金機構を標的として実行されたとわかっています。

しかしながら、年金機構と同様の標的型攻撃を受けた場合は、現在の技術では確実に防ぐことはできないことから、これまでのセキュリティの考え方であります不正な侵入を阻むことに加えて、年金機構のような標的型攻撃をされた場合、これは防ぎようがないことを前提に、侵入されても情報は外部に出さないとする考え方に変える必要がございます。

このため、特定個人情報を含む基幹系、いわゆる住民基本台帳システム、あるいは税システムといわれる基幹系のシステムと情報系のこれは財務システム等、内部のシ

システムを指しますが、情報系のシステムを論理的に分離をする、あるいは仮想化をするということで、標的型攻撃を受けても情報は外部に出さない、より高いセキュリティレベルに引き上げる対策をとることとしてございます。

具体的には、基幹系と情報系を分離することで、特定個人情報扱う基幹系にインターネットに接続できる情報系からの侵入を防ぐ方法であります。この方法の、デメリットは、大ざっぱに言って、職員1人につき基幹系のパソコンと情報系のパソコンの2台が必要になるところであります。もう一つは、基幹系と情報系について、現状のパソコン1台で共用できるというシステムを作りながら、サーバーやアプリケーションの仮想化によって、たとえインターネットから侵入されても仮想空間に閉じ込めることで、影響を防ぐ方法がございます。こちらのデメリットは、仮想空間を作り出すためのシステムを新たに導入する必要があることとございます。どちらの方法を選んでも、求められるセキュリティは確保できることとなります。

町といたしましては、セキュリティのレベルを上げながらもコストあるいは使い勝手も含めてシステムを選択すべく検討を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長の説明で、私は、ネット上の云々かんぬんというのは全然想像もできないぐらいすばらしいものだなと私も感じておりますし、自分もまだまだ勉強不足であることが感じられます。

やはり、このような情報の管理が既になっている、今後もやっていくという力強い中身につきましては大変喜ばしいことで、町民がやはりそれを望んでおりますし、町民はそこに安心、安全を求めていますので、更なる鋭意協力等、お願いをしたいと思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。

この制度によって、住民生活がかかわる部分がたくさんあると思います。先ほどもいろいろな部分がありますけれども、今後の展開として、どのような利活用なり、どのように推進していくのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

いわゆる番号制度の住民生活への利活用の推進についてでございますが、先ほど来、議員からご質問がありましたように、近々のこの私どもの町の行政事務の中でも、非常に重要な、そして難解な課題の一つかなとまず感じております。

まず、私は、基本的な考え方、国で制度化したものですから、何だかんだ言うわけにはいきませんが、基本的には、やはり単に行政側の利便性、税などの公平性が担保できると大手を振って言っているわけでございますけれども、そうではなくて、私は、いかに国民、町民の目線で、何に利便性、利活用があるのかをまず大々的にアピールしないとだめなのかなというのが、まず私の基本的な感覚でございまして、町民の目線でこの問題は対応しなくちゃならないということで、小出しに国で情報が

ろいろ出てきていますから、一括的に出てきていないんです、実は。私もテレビでしか知っていません。はっきり言いまして。

そういう状況でございますから、やはりこれはまず、私は基本的には、国民の目線、町民の目線をまず大切にすべきではないかなというのが、ベースからも、これはちょっと違うんじゃないかという考えでありまして、これは、私、一番重要なところではないかなと思っております。

ご承知のように、そういった中で、番号制導入によって申請する際に、あるいは事務をいろいろ申請するときに、住民票、税のあれも要らないよと、庁内で連携できます。そして、手数料もかかりません。300円かかりますよね、住民票ですと、それもかかりません。そういったメリットが当然、町民にもあるわけですよ。そういったことをまずしっかりと私は言うべきではないかなと、まず思います。煩雑でなくなります、1カ所に行けば全部できますから。全部、庁内で連携していますから。だから、税務課に行って、保健福祉課に行って、住民生活課に行って、ということがなくなりますから、1本でできます。そういうメリット、利活用がまずあることがまず、これは私は非常に重要ではないかと思っております。

それから、法律によって、法律9条で98の事業を明定化しています。この事業をやりなさいと言っていますけれども、やはり、それだけでは私、だめではないかなと思っておりますから。町で条例化しているいろいろな事業があります、子どもの医療費とか、あるいは高齢者の皆様方の医療助成費とかを条例に追加して、やはりプラスしていかななくちゃならない。簡単にできるようにしていかななくちゃならない。そう思っています。これは、12月に一応条例化するように今度検討していきたいということで、今もう指示していますので、12月にこれもやりまして、なるべく町民の利便性の向上を図る観点でやってまいりたいと思っております。

更に、これは、私ではなくて報道、国でいろいろ取り沙汰しています。消費税の還付、4,000円上限という話なんかも、きのう出てきたんですよ、実は。私もきのう初めて知ったんです。そういう話とか、それは自民党と財務省で合意したということでしょう。そういうのが小出しに来るんです。それは、先ほど総務課長が言った、まさにそのとおりなんですよ。おとといでしたね、月曜日でしたかね、合意したという話でありますよね。

あとは、コンビニの証明書のお話とかも、これもやったらええべという話も出ています。住基ネットの関係もありますけれども、住基ですと、今やっているのが、あれですね、県でもほとんど少ないんですね。大きな市のみで、結局、経費がかかるんです。初期投資、それからメンテナンス、維持経費がいっぱいかかります。件数からしますと1件当たり10万とか5万とかかかってしまうんで、これは、なかなか突入できない。

大きな市町村であれば金があるからできるということもございますし、あとは年金の一元化、特に銀行での対応なんか出てきてます。これはどちらかというと、税の対応なんですね。利子税とか、そういった対応ではないかなと私は読んでいるんですけ

れども、その辺のさまざまな部分があったり、どんどん出てきていますので、そういった部分は非常に不透明なんですよ、実はね。

ですから、どんどん出てきたものについては、しっかり私どもも勉強して今やっておりますけれども、私は、やっぱり基本的には町民にメリットのあるもの、これは積極的に私は導入していきたいと思っています。メリットがない部分についてはどうなのかとも思いますけれども、先ほど申し上げましたように、消費税の還付なんかは、これは今度は10%になりますから、再来年からですか、2%分戻るといことですから、これは悪いことではないんでね、これはいいことだろうと思います。

あるいは、コンビニの問題なんかは、どちらかという、私は後ろ向きですね。これは経費がかかります。国で支援していただけるかどうかわかりません。実際、今まで実はいろいろ経費かかっていますけれども、なかなかご支援がいただけないのが頭が痛いところで、常に職員を叱咤激励しています、その件で。国で支援をやると言っているんですが、なかなかご支援がいただけない部分があるので、これも非常にジレンマに入っておるかなと思っています。

いずれにしても、町民のメリットにあるもの、これをやっぱりベースとしながら普及啓発していくと、あるいは実施していくということで、これは副町長が座長の番号制の導入対策本部会議でも十分検討しろよと指示をさせていただいておりますので、そんなことで対応してまいりたいと考えております。

それから、先ほど来の質問で、私、気になった2点ほどありますので、あわせて答弁させていただきたいと思いますが、1つは、制度の普及の問題です。広報普及。正に渡辺議員のおっしゃるとおりなんです。実は、国が主体的にやりますよと言っていましたけれども、チラシを急に配布してください、何枚かよこしていただいて、全戸にコピーとって配布してねというご指示でありましたので、すぐやらせましたけれども、これはそういうことでやらせました。

ただ私は、やはりその番号制度に問題はいろいろあるだろうと思っていましたので、実は広報くにみの8月号、若干、小さくですが載っております。それから今度、9月号に大々的に載せました。1ページ。ごらんください。きのう配布になっていますけれども、大々的にすぐ指示して、載せろということで指示しまして、載せましたので、それをごらんをいただきたいと思っています。等々、経費の絡む問題でございますので、今後、先ほど課長が答弁したように、国・県と連携しながら、この広報はやっぱり重要だと思いますので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

実は、この厚い、「いよいよマイナンバー制度が始まります」という冊子が来ているんです。これ、ページ数が20ページぐらいあるんですが、全文を読むとわかりづらいんです。総務省の資料だと思うんですが、できたらこれを配りたかったんですが、ところがなかなか在庫がないというお話でできなかったんで、これから頭を練って、この中のエキス、つまり重要な部分、結構、ページ数多いですから、全部やってもわかりづらいから。この前、パンフレット配ったように、あのページでよろしいと思うんです。必要な、重要なところをぽんぽんと小出しで皆さんにお配

りをするをちょっと検討したいなど。今、頭の中に入って、指示をすぐさせますので、広報も十分意識をして対応してまいりたいと思っております。

それから、先ほど企画情報課長が個人情報の保護の制度の問題を今回、条例でお願いしております。これは当然、制度化しないとだめなわけですから、これをしっかりとまず制度化すると、制度的な面でしっかりとやると。それと同時に、情報システム面でしっかりとこれも担保していくことが大切なんです。細かい点は、先ほど企画情報課長が答弁したとおりでございますので、そういったもの、幾つものハードルをしっかりとしながら、セキュリティをしっかりと担保して、個人情報が漏れないようにすることだろうと思います。

町には、セキュリティ対策本部会議という会議がございます。結構、数多く事務レベル、そして課長レベルで今検討していますので、そういった中で十分その連携を図って、漏れなどのないように既に指示をしておりますので、そんなことで対応してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、私は、この問題は、今、3点あると思っております。

1点は利活用、利便性の向上、メリットが何なのかを視点にこのマイナンバー制度をしっかりと訴えていくこと。それから、制度的な部分の中身がちょっとわかりづらい、小出しに来ているということでございます。先ほど議員お質しのように、1回やったらいいのではないかと、そのとおりですね。変わったら、それ、またやればいいんですよ。ということで、なるべく早い機会に、こういう制度だよと、今の段階でいいですから、それを近いうちオープンにさせます。

と同時に、10月から、実は今、議会に臨時職員の予算をお願いしています。ご議決いただきますと、10月から窓口なども含めた対応をさせます。これも臨時職員でありますけれども、正職員と一体となってやらせますので、とにかく広報の部分もしっかりとやってもらいたいと思っておりますし、また個人情報の保護の問題です。この問題もしっかりやっていくというその3点が、私、この問題の一番重要な課題かなと。

私自身も、最近1カ月ぐらいです、実際、勉強が始まったの。そこまではなかなか情報が出てこないんで、議員の質問の前から勉強していましたから、ということで、私はこの3点かなと。それで、一番は町民のメリットをどうするんだということをやったりポイント的にやっていかないと、この制度は崩れますよ。

そこが重要だと私は思っていますので、町として、まだできることは小さいことですが、十分、今の意識を持って町としてはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長の答弁をいただきまして、本当にありがたいと思います。利便性も、利活用という部分に関しても、随分、細かく説明いただきましてありがたいと思っております。

町長が先ほど中で、今後はコンビニエンスストアにおける証明書の発行が可能となるという部分もちょっと触れていただきましたけれども、それもやはり市町村の区域を超えて、やはりどこでもワンストップで証明書を受け取ることができることは、住民カードでも十分対応できるということを前に聞いていたんですけれども、それがなくてもそれ以上の効果があるという判断でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

個人番号カードが、住民基本台帳カード以上の利活用の効果があるのかというお質しでございますが、現在進めております番号制度におきましては、町長の答弁に集約されるとおり、住民基本台帳も含め、さまざまな用途や利用ができる地域の範囲の拡大が考えられているところでございます。

まだまだ固まっていない部分も多くありますけれども、将来的には住基カードとは比較にならないほどの利用の活用が図られるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の総務課長の話ですけれども、そうすると、やはりコンビニ交付の参加予定ということで、国にあわせて調査をしているという部分が出ておりますけれども、当町においては、その部分に限っては、もう参加をしないという判断をしているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

先ほど、町長が答弁いたしましたように、今後、消費税の還付、あるいはコンビニによる証明書の交付、年金の一元化等、さまざまな検討がなされていることは先ほども申し上げたとおりでございます。

町民の皆さんの利便性や利活用にメリットがあるものにつきましては、国に積極的に働きかけるとともに、町で設置しております番号制導入対策本部会議等におきまして、町民メリットの視点から、費用対効果も十分に検討いたしながら、利活用の推進が図られるものについては積極的に導入をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはりコンビニは、今の生活の中ではもう切っても切れないような、生活の一部になっておりますので、コンビニでできるということになれば、先ほど町長が言われた利便性を兼ねているとなれば、その辺も十二分に検討の中に入れていただければと思っております。

やはり、メリット、デメリットは必ず存在いたしますので、情報をお知らせすることが大切なこととなります。その上で、自分にとってメリットと思えるものは利用すべきだと思いますけれども、当分は相談等がたくさんあると思います。やはり職員の

方々の対応も大変だと思いますけれども、更なる対応をお願いするとともに、個人情報保護における安全管理をお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 最後に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 9月定例会にあたりまして、一般質問を行います。

通知しておりましたのは、「くにみ市場」の開催にあたりましての質問であります。道の駅オープンに先立ちまして、出張道の駅「くにみ市場」が連続して開催されることになっております。「（仮称）里まち文化ステーション」の直売業務の試行との位置づけで継続した取り組みとして進められております。

くにみ市場を開くことについては、道の駅出荷組合の協力は欠かせないものと思っております。6月議会におきましては、230人の方が組合に加入しているとの答弁がまちづくり交流課長からありましたけれども、その後の進展についてお尋ねをしたいと思います。

出荷組合会員はどこまで組織されたのでしょうか。また、出荷組合加入申込書には、販売委託希望品目の記入欄がありましたけれども、何種ぐらいの申し込みがありましたでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えを申し上げます。

くにみ市場の出荷組合会員の組織と出荷品目についてでございますが、まずは、この出荷組合につきまして申し上げますけれども、道の駅を含む交流の場の運営の中核をなす農産物加工品の直売、商業者が製造する商品などの安定供給を図ることや組合員同士の情報交換によりまして、農産物などの生産技術の向上を図ることを目的にいたしまして、去る3月23日に設立総会が開催されて、組織化されたのが正にこの出荷組合でございます。

この目的を達成するために、組織としまして、本部と品目別部会などが設けられておるところでございまして、それぞれ部会長、副部会長を核として運営がなされておるところでございます。

会員についてのお話しでございますが、会員につきましては、規約によりまして町内外、個人、法人を問わず加入することができるようになっておまして、8月末現在で、先ほど6月段階で230人とおっしゃいましたけれども、8月末現在で230人になってございます。現在も加入を勧奨いたしておるところでございます。その内訳を申し上げますと、230人中、町内が160人、町外が約70、それから農業者関係が170、それから商業者関係が60という形になってございます。その中で、法人が約30社程度ですか、そういった流れとなっております。

品目等については、農業者の方が中心で、野菜、果物、米、これが農産物。それから、花、パン、納豆、豆腐など、これは商業者、いわゆる町の商工会、商業者を中心とした方々が加入されておると。それから、町外ですと、魚とか花とか果物とか、し

ようゆ、牛乳等々で組合員として加入がなされておる状況でございます。

また、実はこの前、くにみ市場を開催いたしましたして、6日間ですか、実質6日間で、3回、花市も含めて実施をさせていただきました。その際、約50人の会員が、約70品目、約9,000点をご出荷いただいたという形になってございます。

今後、10月以降もくにみ市場を開催する予定にしておりますので、更に組合員の増加を図ることはもちろんでございますが、出店品目も拡大を図ってまいりたいと考えております。

道の駅においては、ベースは、私は、町内の皆様方の農産物、商業者の産品加工品等々、それをベースにしなが、近隣の皆様方にも数多く、先ほど申し上げましたように約70名に入っております。福島、伊達、桑折、白石等々入っておりますので、そういった方々をしっかりと担保していく。そこで、どうしてもないものがありますね、お母さんたちが来たときに、これは絶対欲しいというものがありますので、その辺で調達できないものがございます。そういったものは市場等々で調達をしながら、全体的に運営できるようにしてまいりたいと思っております。

ベースはあくまでも、先ほど申しましたように、町内であり、あとは近隣の市町村の皆様にご加入いただいた組合の方々をベースにして対応していくと考えておりますので、今後、道の駅オープンに向けて数多くの会員を増やしていき、更に、このくにみ市場も拡大的に開催をして、オープンが是非円滑にいくようにつなげていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今、町長がおっしゃったように、この組織ですけれども、完璧ということには全くいかないと思っております。今後も、いろんな状況の中で発展させられていくものと考えております。そして、これらの組織の機能については、オープンをしてから本当の力を発揮させるべく、今取り組みをされているんだろうと思っております。

そういう中におきまして、何回か、くにみ市場が開催されておりますけれども、開催日ごとの売り上げ、そして利益についてはどのような金額になっているか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まず、くにみ市場から申し上げます。7月4日分が32万3000円でございます。5日分が30万1000円、そして25日分が22万1000円、26日分が13万8000円でございます。

続いて、くにみ花市も8月に実施をしておりますので申し上げます。8月12日分が32万7000円、13日分が40万9000円でございます。

また、利益につきましては、出荷した組合員の中には売れ行きが良く、追加搬入をしたり、あとは完売をしたりした出荷組合員もございました。「開催して良かった」

とか、あるいは「自信を持った」といった声が寄せられたところでございます。出荷者全体としては、応分の利益があったものと考えております。

一方、まちづくり会社といたしましては、くにみ市場の開催にあたり、看板やテント、あるいは商品を並べるテーブル等、資材調達の初期投資などがございました。現時点では赤字が想定されるところでございますけれども、今後十分に試行を重ね、道の駅オープンにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） いわゆる道の駅については、町民にとりましては、本当に大きな関心事になっております。私が考えるに、オープン当初から黒字とはいかないと思っておりますけれども、何とせよ成功させる必要がある事業と考えております。

そのための試行ということで今回、くにみ市場を開催しておりますけれども、試行という段階でありますので、丁寧な検証が必要なのではないかと考えております。特に、出荷される方への配慮も必要なことと思っておりますけれども、開催日の集荷の方法、そしてまた売れ残り商品の処理についてはどのような形で行っていただけるでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まちづくり会社や出荷組合が、農家を周回をして出荷物を集荷することは現在はありません。くにみ市場当日、出荷者自身が会場へ搬入をし、検品の後、価格シールを張り、係員の指示により販売台へ並べることでございます。

なお、完売できなかった場合につきましては、出荷組合の規定に基づきまして、当日のうちに出荷者自身が引き取ることでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 出荷する方が自分で持ち込んで並べるということで開催をすることになっておりますけれども、出荷する方については、その前の段取りもかなりの時間を要しているのではないかと考えております。

準備、そして、今、課長が申し上げましたとおり、売れ残った商品の引き取り、こうしたことに対する対応も結構大変な部分があるという声も聞こえております。そういう中におきましては、出荷された品物については、どうしても売り切る段取りも大事なのではないかと考えております。

そのためには、開催時間の設定あるいは消費者の購入意識等の調査もする必要があるのでないかと考えております。これまでは、午前9時から午後2時までとなっておりますけれども、この開催時間の設定の根拠としたものはどのようなものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

くにみ市場の開催日時や場所等の実施内容につきましては、道の駅出荷組合の役員会が決定をしたものでございます。

くにみ市場の開催につきましては、道の駅そのものの開設を今の時点からお知らせをするための事業であること、そのためには多くの方々が来場しやすいよう、土曜日、日曜日に実施すること、更には本格開業に向けた道の駅出荷組合員自身の助走、テストラン、試行としての取り組みであること等を勘案して決定したものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、単なる出荷組合の現時点での対応だと思いますけれども、何といたしましょうか、消費者が買いやすいといいますか、消費者の訪れる時間、そういったものへの配慮は今の課長の答弁からは聞こえてこなかったんですけれども、そうしたことへの対応も必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

ただいまご指摘のあった点でございますが、来週、出荷組合の役員会を開催することとしております。10月からまた再開をいたしますので、7月と8月に開催をしたこの「くにみ市場」と「くにみ花市」の反省点も含めて、10月以降、お客様により多く来ていただけるかといった、そういった知恵もいろいろと皆で話し合う役員会の開催、そしてその後に、組合員に関しても役員会で決定をされた事項について周知をする必要があろうかと思っておりますので、全体会議の開催についても現在、検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 試行の段階ですので、今、課長の答弁のとおり、いろんな議論をしていただいて、今後の道の駅に向けた取り組みに生かしていただきたいと思えます。

今、完売ということで、私、質問しましたけれども、もう本当にこれは容易なことではない、相当の努力あるいは力量が求められる仕事かなと思っております。

そのためには、このようなものを売る仕事、いわゆる商売に精通した方が重要な鍵を握るのではないかと思っております。そのかなめとなるものが、いわゆる駅長さん、最終的にはどういう名称になるかわかりませんが、駅長さん、直売に関する部分を担当いたします駅長さん、この就任はいつごろを予定していらっしゃるでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

「（仮称）里まち文化ステーション」につきましては、単なる道の駅ではなく、道の駅機能を核とした、全国的にも例を見ない複合交流施設でありますことから、取締

役会におきまして、運営の現場責任者につきましては、単なる駅長ではなく総支配人とすることが決定をされております。

更に、当初、早期にこの総支配人を決定することとしておりましたが、先進事例等を参考に検討した結果、外部から招聘するカリスマ的な方が必ずしもいい結果を生むとは限らないこと、国見町とこの周辺地域の歴史、食文化、生活文化を受け入れるその度量と出荷者等との良好な関係を構築できること、そして何よりも、この施設が設置者である町の施策実現のための重要な実行機関との位置づけがなされること等から、総支配人は道の駅を核としたこの複合交流施設に十分対応でき得る、国見型の人物を慎重に選定してまいりたいと考えたところでございます。

したがって、今後、道の駅整備のハード事業、そしてソフト事業の両面の進捗状況を十分に踏まえ、取締役会などで審議をしながら決定してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、当然のことながら総支配人は必要かと思えますけれども、総支配人があらゆる全ての分野、直売、それからレストラン、そのほか宿泊施設、そういったものを全部統括することになりますと、相当大変ではないかと思えますけれども、現時点では、この直売に関する分野についてのみの責任者は置かない考えなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

それぞれ、この施設には部門がございます。直売の部門であったり、レストランの部門であったり、あとはカフェの部分であったり、あとはママカフェ等、あるいはコンビニもこの施設には入ることになっておりますので、それぞれの部門ごとに副総支配人を置いて、その部門の統括をさせる。そしてそれを取りまとめるのが管理部門の長たる総支配人という組織構図を現在考えて、調整をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、先ほどから質問をしております直売部門についても、そうした副支配人を置きたいという考えだと思えますけれども、その辺について、再度になりますけれども、この就任はいつごろになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

これも、総支配人の人選とあわせて考えるべきものと考えております。ただ、現在、まちづくり交流課には任期つき職員が4名、昨年11月から4名という体制でおりますので、まず、彼らを核にしていろいろな事業展開をしているところでございますので、まずはそういった現在、道の駅を担当している職員がそれぞれの担当のところで採用の時期まで頑張ればいかなと思っているところでございます。

総支配人、副総支配人の決定につきましては、先ほど答弁をしたとおり、それぞれのハード、ソフト面の進捗状況等も勘案しながら、時期が来た時点で決定をしたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

一応、私、まちづくり会社の社長の立場でございますので、取締役会等も仕切る立場で申し上げたいと思いますけれども、この道の駅のヘッドといえますか、これは先ほど課長が答弁したように総支配人制度とすると。これは、やはり、道の駅のみであれば駅長でよろしいんですよ。ところが、宿泊もあるよと、そのほか交流もあるよと。それで、いろいろ調査しました結果、大体は7：3ぐらいですかね、7が駅長で3が総支配人制度という、いわゆるマネジャー制をとっているんです。

やっぱり、うちの施設というのは、対外的にこれからいろいろと観光的な部分で売っていかなくちゃならない。そうしたときに、やはり総支配人、マネジャー制というものを是非導入すべきではないかというのがベースの発想にありまして、そこから入りまして、そういった検討になったということでございます。

それから、時期でございますが、これも課長が先ほど答弁しましたように、ソフト、ハードの状況、それから道の駅準備室の準備の状況などいろいろございます。そういった状況などを勘案しながら決定する形になりますけれども、平成28年度のなるべく早い機会に決定しないと、なかなかそのセクションがうまくいかなりますので、なるべく早い機会に設置をして、1年ぐらい試行してスタートする形になるのかなと、社長の立場としては認識をいたしておりますので、そんなことで鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 先ほども言いましたけれども、町にとりまして本当に大きな事業であります。住民の立場に立った進め方が必要なのではないかと思っております。

オープンまではいろんな声が聞こえてくるものと思いますし、我々の耳にも入るんだらうと思っております。いずれにいたしましても、これは成功に向けて努力していくことが大事だということを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。あしたは午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

なお、3時40分から委員会室において議員懇談会を開催いたします。

皆様、長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 3 時 2 3 分)

第 3 日

平成27年第5回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年9月10日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第13号 健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第14号 資金不足比率の報告について
- 第 3 報告第15号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 4 議案第55号 国見町個人情報保護条例の全部を改正する条例
- 第 5 議案第56号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第57号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第58号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第59号 平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第60号 平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり交流 課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第13号 健全化判断比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第13号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 報告第13号、健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告のみといたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第14号 資金不足比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第14号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 報告第14号、資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告のみといたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第15号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第15号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 報告第15号、町が出資している法人の経営状況についてをご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、出資法人の経営状況につき報告のみといたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第55号 国見町個人情報保護条例の全部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第55号「国見町個人情報保護条例の全部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第55号、国見町個人情報保護条例の全部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 国見町の個人情報保護条例の全面的改正ということでございまして、これはマイナンバー制度導入に対する対応ということでございます。それで確認したいんですけども、これまでの個人情報保護条例の基本的考え方、精神があるかと思うんですが、この改正によって基本的な部分は私は変わらないとは思いますが、その部分について、所見をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 基本的な部分は変わりはないのかというお質しでございますが、基本的な部分は変わりはないということでございまして、更に取り扱いの中で強化をしていくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 総務課長にお尋ねします。

いわゆるマイナンバー制度ということでの条例になっておりますけれども、これは以前、住民基本台帳ネットワークがあったと思っております。これについては、福島県矢祭町が拒否をした実例があるわけなのですけれども、今回についてはそういったことは法律上可能なかどうか、まずお伺いしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 浅野議員のお質しでございますが、これは義務でございますので、法律上は否定できないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） もう一点お尋ねしたいと思っております。同じく総務課長、お願いします。

間もなく通知カードが送られてくることになっておると思いますが、これについて、1月になりまして個人カードにかえられるというシステムで今後進められていると思うのですが、このカード、必ず個人カードに変えなくちゃならないという義務があるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

その義務はないということでございますが、国としてはマイナンバーを持ってもらっているところなどに活用していただきたいということでございますので、そういった周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

まずこのナンバー制度の問題で、今新聞紙上で解説等々が出ていますので大分理解してきたんですけども、わからない点が二、三ありますので質問します。

まず、総務課というよりもこれ住民生活課で発行しましたので、このマイナンバーカードは国見町民カードがスタートだと思います。これは希望する人は発行すると。これの使用は、印鑑証明は手続不要でこのカードでもらえるというものでございます。

そこで住民生活課長にお尋ねしますけれども、このカードの利用者はどのぐらいで、これから審議される次の議案にも関係するんですけども、再発行などがあって、このカードの問題点はなかったのかどうか。まず、使用者数と使用頻度、問題点がなかったかどうかお尋ねしたいと思います。

これは私でございます。この町民カードを作ったときは、これには暗証番号がございます、カードには暗証番号があるのが多いんですけども、ほとんどの人は自分が書いたときの暗証番号を忘れるんです。私もきょう持って来て、この暗証番号何番だか見て、あ、なるほどなと思ったんですけども、そういったことで、このカードがどれほど使われて問題点がなかったかどうか、住民生活課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 住民生活課長です。

13番八島議員からのお質しでございます。お持ちの町民カードの利用状況ということでございますが、町民カードが対応していました自動交付機がございました。役場と文化センターに置いてあったと思うんですけども、そちらで住民票並びに印鑑登録証等の交付を行ったわけでございます。実際町民カードの交付枚数というのが、ちょっと手許にあるんですけども、延べ2,700枚ほど出た実績はあるようです。

実際の利用状況というのが、その資料は今手許にないものですから、ただ言えるのは、町民カードがあつて自動交付機で交付していましたが、実際自動交付機の運営経費も含めてかなりの経費がかかったことも踏まえて、交付機の更新時期に合わせて、町としては当時検討したようでございます。新たに自動交付機を再度設置するのではなくて、代替措置として今行っています、毎週木曜日の窓口延長に変えたということで、現在の戸籍窓口の延長に関する部分については、平成22年度からスタートしたということでございます。

実際、町民カードそのものについては、枚数としては2,700枚ほど発行されていた実績がございます。システムの更新に合わせて、代替として平成22年4月1日

より毎週木曜日の戸籍窓口の延長業務が始まったという経過でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

そこで総務課長にお尋ねします。

今回のマイナンバー制度で問題点が幾つか指摘されておりますし、私もわからないところがございますので質問したいと思います。

1つは、最近2年後を目途に研究して、3年後には全面的にマイナンバーカードは預貯金も全部それに登録するという報道がされております。と同時に、きのう、おととい財務省で発表したのには、消費税の中で酒類を除いた食料品は、8%のままで、10%中2%がこのマイカードで還元されるという新聞報道もされておる。

そこで私も思ったのは、1つは、生まれた人から亡くなる人まで国民全部がこのカードに登録される。人のカードは使ってだめだというんですけれども、子どもが生まれて子どもを育てるときにマイナンバーカードが支給され、その子どものカードを使うことは母親はできるんでしょうか、できないんでしょうか。他人のカードですからどうなのでしょう。総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバーにつきましては、国で国民一人一人にそれぞれ番号を振るということで通知カードがまいります。しかし、マイナンバーカードにつきましては、通知カードをもとに本人が申請をしてカードの交付を受けるということでございまして、カードがなければというところもございますけれども、小さいお子さんであればそういった申請もされない部分もあるのかなと考えられますので、その部分については、マイナンバーの適用もされない場合もあるということかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

関連するんですけれども、消費税1人年間4,000円の頭打ちなのでございますけれども、還付するという、これから自民党、公明党と政府の話し合いがあって決まっているんですけれども、その場合、子どもが生まれたときに、子どものミルクとか何か相応な金額になります。そのとき母親の持っているカードを使ってやりますと年間4,000円上限、そうすると8万円買ってあとは還付されないんです。

だから、子どものカードを使ってやれば、毎月例えばミルク代くらいの中で年間8万円以内におさまって、4,000円ももらえるという問題も出てくるんです。そのときに、母親がそれを使って還付する申請のときに、子どもの名前で申請できるかどうか、どうなのでしょう。

もう一つは、同じことが、お子さんが生まれると、私のうちもそうですけれども、養育費のために遺産相続を生前贈与するときに、子どもにやれば遺産相続から引かれ

る手だてがあります。その場合に、子どもに入れた預貯金は、一目瞭然でお母ちゃんがそれができるのかどうか。その辺ももしわかったらで結構ですからお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

まず、消費税の部分で、お子さんの分はどうかというところがございますが、制度的にはまだこれからというところがございます。ただ、基本的な部分としまして、消費税の還付は支払った方が還付を受けるのが原則でございますので、お金を払った方が申請をして還付を受けるということかと考えているところがございます。

更に、2番目の相続に関する部分でございますが、そういったところについて、子どもさんあるいは大家さんのところの相続についてどうなんだというところがございますけれども、これもまだ制度的に細かいところまで詰まっていけないというのもございます。

ただ、今までのやり方については、そのまま踏襲しましてできるということがございますので、今までの方向で相続なりを手續していかなければいいのかなと考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 4回目。特別ではもう一回だけ。

13番（八島博正君） 申し訳ない。まだ内容が決まっていない部分がいっぱいあると思います。よって、町民にその辺を十分理解してもらって、この制度を有効に目的どおり使うような配慮を願いたい。

今子どもの問題と言ったんですけれども、同じく自分のうちで、自宅で介護をしているいわゆる動けない人だ、それが家族のやったときは同じことが出てきます。そういつたいわゆる弱者対策をどうするか。個人の保護法と一緒にあわせて運用上の問題、住民というか利用する方に十分理解をさせてもらう。

きのうの一般質問でも出ましたのである程度の理解はしますが、その辺の運用をよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、総務課長いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

私どももまだまだわかっていないさまざまな今後の重要な課題のご提言を逆に議員からいただいたかなと思っております。

したがって、きのう私も一般質問でご答弁申し上げました。3日前、自民党、公明党の中で、消費税の還付の話なんかも一応あそこでやろうと意思決定された。それが恐らくは今後財務省の中で十分練られて、どういうシステムを組むのが一番いいのかということで、それ事務レベルがこれからやるんです、基本的に大枠は決めますけれども。そして、それが総務省を通じて県に入って、県から町に来るようなシステムになっています。

ですから、なるべくそれはスピーディーにやっていただくように今後対応していき

たいと思っていますし、またそのほかのいろいろな課題がいっぱいあるんです。きのうご質問いただいたコンビニの問題はじめ、それから銀行の関係です。これもまだ義務化ではないですから、あくまでも義務化でないということを皆さんがまず理解してください。必ずやらなくちゃならないということではないんです。

やればメリットが得られるという部分をいかに私どもがその中で、渡辺議員がおっしゃいましたようにいかに利便性を理解すればできるのかという部分をやはり十分集約しながら、今後このマイナンバー制度を普及啓発しながら、この部分でいくとすごく利活用になるんだという部分、その部分をしっかりとやっぱり私どもは訴えていて、マイナンバー制度をどんどん普及啓発し、最終的には全国民がこのマイナンバー制度になるのが、国の最終的なもくろみなのかなと私は思っていますので、そのためには私はやっぱり利活用、利便性、メリットをどんどん国が出さなくちゃならないと思っています。ですから、そこからどう入っていくかを真剣に私どもは考えたり、あるいは町で検討したり、あるいは国に申し上げていくということが必要なのかなと思っております。

今わかっている情報はいろいろあります。8月号、9月号のご報告にも載せました。きのうも私ご答弁申し上げましたように、20ページくらいの冊子があるんですけれども、あれもわかりづらいんです。あれをうまくチャレンジして4ページくらいの、なるべく今の段階でわかりやすく町民がメリットが得られるような、そういったものを作りますから、それをなるべく早い機会に公募することも含めてなるべくメリット、理解するようなメリットが何なんだということをやっぱりベースに、これは普及啓発しなくちゃならないかなと考えております。

また、個人情報保護条例の問題ですけれども、この問題はやはり今までしっかりやってきていますけれども、いわゆる年金の漏えいの問題なんかいろいろありました。更にやっぱり強化したい、そういう観点からも含めて、これをしっかりと条例化をして、対外的にも遺漏のないようにするというところで制度をさせていただきますので、これはむしろこのことによって町民が担保されるということになりますので、どうぞ十分ご理解を賜りながらご議決を賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

6 番村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 6 番村上正勝。

今のマイナンバー制なのですが、これは10月5日に仮ナンバーの配布をされると。これ町民がそれを申請しなければそのままにいるということですか。そして、詳しいことは法手順にいろいろなことが出てくると思うんですが、今までは、町民の人が役場に行って住民票、印鑑証明、これは自分のあれを持って行って申請してもらっていると。家族間では年寄り、子どものならば代理でもらっていたんですが、このマイナンバー制になればこれが大変になると私は思っているんですが、まだ我々も理解していないんですから町民の方もよくわからないぞと。

その中で、例えば申請しなければ今までどおりやられるんだか、申請しなくたって仮ナンバーでというか、10月5日以降に来た通知カードで、当然それに申し込まなければだめなのか、今までどおりなのか、その点お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 10月5日以降に通知されるのは通知カードといたしまして、国からそれぞれの個人にあなたは番号ですと振られる番号の通知をするカードでございます。それをもとに番号カードの申請をしまして、28年1月からいろいろな用途に利用するというのがその法の目的でございます。通知カードをもらえば必ずその番号カードにかえなければならないのかということでございますが、そこは任意でございますので、あくまでも利用をこちらでメリットをお伝えして、なるべくその番号を使っていただく趣旨でこれから周知をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第56号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第56号「国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第56号、国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねします。

今の説明の中で、住民基本台帳法によることで、第2条が基本台帳のカードの交付の部分の削るとの説明なのですが、そうしますと、今まで住民基本台帳カードを作ってやっていたと思うのですが、それをやめるという判断かなと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のお質しにお答えいたします。

住民基本台帳が10月5日から使えなくなるのかという部分でございますが、この住民基本台帳カードにはそれぞれ有効期限が入っておりますので、この有効期限までということでありますので、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 私はカードの有効期限ではなくて、この基本台帳自体のシステムをなくすと判断をしたので、そのシステム自体をやめてしまうのかということなのです。

つまり、きのうの新聞にも、住民の個人情報を守るために住基ネットにつながるほうがいいのではないのかという国の政策に対して、むしろ住基ネットにつながりもなくすべきだという判断をしてそういう保護法をやったのかとお尋ねしたわけでしたけれども、それについてどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 申し訳ございません、もう一回、趣旨。

7番（渡辺勝弘君） この住基ネットにつながっているカードではなくて、この自体のシステムを全てなくすのかということなのです。結局カード自体を削除と手数料云々ということは、住民カードは使えないこともあるんでしょうけれども、そのシステム自体をやめてしまうという判断でいいかどうかです。よろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

このシステムがなくなるのかというお質しでございますが、このシステムについては、発展的にマイナンバーと連動する方向に進めていくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。総務課長にお尋ねします。

この手数料が2つに分かれて、最初の通知カードは期間が短い。通知カードの再交付は500円ですけれども、ナンバーカードをもらって再発行に800円、これは全国一律の使用料なのでしょうか。それとも国見町だけ特別500円、800円という措置が出てきたのでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 13番八島議員のご質問にお答えいたします。

通知カードの500円の再交付、あるいは個人番号カードの800円の再交付の料金で、これはどうだというご質問でございますけれども、今回のマイナンバー制度にかかる通知カード並びに個人番号カード、最初の交付については、全て全国民の方無料で、国から財源の措置がされます。ただ、諸般の事情でなくして再交付する場合について、このような形で手数料をいただくということでございます。こちらの手数料の金額等については、それぞれ全国的な部分で必要な分としてこのぐらいの料金が必

要ということで、ある程度の通知がまいてございます。

ただ、条例でございますので、それぞれ自治体の中でも手数料条例を改正となるわけでございます。国見町といたしましては、国からの通知も含めて、あるいは近隣の自治体との兼ね合いもありますけれども、どこでもこの近隣については、通知カードの再交付は500円、そして個人番号カードの再交付は800円で、現在それぞれの自治体で条例改正等進めてございます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

全国恐らく共通だと思いますし、この通知カードはスタートとしてやりますので、それからそのほかの番号カードの再交付はそれ以降、もう来年の1月以降ずっと長く続くもので、これは逆なのではないかと。短いほうは高くとも、それから何年もずっとやるのなら安くてもできるのかなと思いましたがけれども、このカード発行は町単独でやるときにカード発行機械でやるのですか、それともどこかのカードを発行する会社に発注して作るんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 住民生活課長です。お答えします。

今回の通知カード並びに個人番号カードですが、八島議員のお話されていた期間の問題とあったんですけれども、先ほども総務課長が話しました、10月5日以降それぞれに通知カード、紙製でちょっと透かしの入ったなかなかののだと思うんですけれども、そちらについては、お話があったとおり個人番号カードはそれぞれ申請書を出さないと交付されないわけです。その中で、個人番号を申請されない方は、手許には通知カードしかないわけです。個人番号カードを申請しますと交付する際にお手持ちの通知カードと引きかえになりますので、通知カードか個人番号どちらかを持つようになります。

あともう一つ、カードはどこで作るんだということがございます。今回のマイナンバーについては、それぞれ市町村長が発行するという形になります。実際の業務については、地方公共団体情報システム機構に全市町村が業務を委託します。ということで、カード作成そのものについては、そちらの地方公共団体情報システム機構で作成するようになります。

我々市町村の窓口といたしましては、そちらで作成された個人番号カードが我々の窓口に来ますので、住民の方にカードができましたとお知らせをして、窓口に来ていただいて、カードをお渡しするのが役割となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

この再発行するときのただし書きがあります。町長が再発行のために申請あったときは、やむを得ないと認めるときは無料だという条項があります。やむを得ない事情

とは具体的に言えば何でしょうか。よろしく申し上げます。これは総務課長お願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 町長が認める場合を除く点かと思いますが、例えばカードそのものがそもそもできが悪く使えなかったとか、そういった場合を想定してのことでしょうか。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

6 番村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 通知カードのことをお尋ねします。

先ほど尋ねたのは、仮の通知をもらって、それを申請しなくても何ら問題ないのかなと思っていたら、今、来年になればナンバーをもとに申請をして、カードをもらわなければこれからいろんな申請ができないんだか何だか、その点です。申請しなければ、仮の通知を受けたままで不便がなければそのままにして申請しないと。そして、今度来年から施行されるそのナンバーで申請して自分用のカードをもらおうと、個人の。先ほどはいろんなものは手続しなくてもいいという話でしたが、ナンバーを来年交付され、そのナンバーで申請しなければいろんなものができないのかどうか、その点お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、10月5日以降に来るのは番号の通知カードでございます。あなたの番号は何番ですと、その番号でもって申請をして番号カードを今度もらうわけですが、そこのところは任意でございます。あくまでも本人の考えで。ただ、今までの番号をもらわないからどうかというところかと思っておりますけれども、その部分について、今までどおりの申請で対応できるということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

ただ、例えばどこかの会社に勤めていて、従業員としてその会社にいろいろ申告する場合には必ず番号カードが必要となりますので、そういった場合については交換をして事業所に届け出をすることになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 11時まで休議いたします。

(午前10時51分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時00分)

◇ ◇ ◇

◇議案第57号 平成27年度国見町一般会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第6、議案第57号「平成27年度国見町一般会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(菅野信朗君) それでは、議案第57号、平成27年度国見町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番井砂善榮君。

3番(井砂善榮君) 4ページの2款4項でございますが、いわゆる71万2000円という選挙費なのでございますが、国見町におきまして、18歳以上の有権者となられる人数は何人ほどかお尋ねをいたします。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(菅野信朗君) ただいまの井砂議員のご質問でございますが、ちょっと手許にまだ資料を持ってございません。後ほどお答えをしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 井砂君、いいですか。

そのほかございませんか。

5番佐藤定男君。

5番(佐藤定男君) 今回の一般補正予算の金額6億5500万円、その内訳としまして大きな金額を占めますのが6款農林水産費のうちの交流の場推進で3億2000万円、そして土木費におきまして同じく交流の場推進で1億2000万円、計4億4000万円でございます。

補正の理由といたしましては、人件費及び資財高騰でやむを得ないかとは思いますが、改めて道の駅、交流の場の総費用、全体で幾らになって、そのうち町負担となる金額は幾らなのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

総費用でのお質してございますけれども、まだ発注をしておりませんので最終的な確定額にはならないと思っておりますが、この事業につきましては、平成25年度の基本設計から始まりまして昨年度決算でもお話をさせていただきますけれども、用地買収なり用地補償なり実施設計なりということで事業を行ってまいりました。本年度につきましては、これから現在造成工事発注中でございますが、今後建築工事発注をしていくということで進めているところでございます。

現在のところ平成25年度につきましては、4140万円ほどの基本設計と物件調査でかかっています。26年度につきましては、国分も入りますが総額で5億7500万円、町分でいきますと4億1000万円ほどになってございます。平成27年度につきましては、今回の補正予算を含めるとトータルで、国分の27年度の総額ですから18億1600万円ほどになりますので、それを合計いたしますと最終的に、国分入りますけれども、26億四、五千万円ほどの事業費になる予定でございます。このうち国の負担分が約5億円になりますから、町としての総事業費となれば21億円ほどになろうかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 建設課に伺います。

26ページ、工事請負費15節の施設修繕工事、これは仮設住宅の住宅計画に従って移行するために修繕工事を行うわけなのですが、5300万円、これは入居予定者は何名くらいなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

仮設居住者につきましては、震災以降毎年アンケートをとっております、その中で自主再建が不可能な方につきましては10件ほど、ただ、若干未定の方もいらっしゃいますが、10件ほどになっています。

よって、再建不可能ということであれば、公営住宅法の趣旨に基づきまして町の福祉対策である公営住宅に入居させるしかないと考えておりまして、10件を入れられるような体制を整えるべくこの5300万円を計上させていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 仮設住宅はいつまで使用できる計画なのでしょう。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

仮設住宅につきましては、本年国の決定がなされたことにつきましては、平成

29年3月31日までになっております。

ただ、その先が継続入居できないのかでございますが、特例としてそういったことも認められますけれども、国見町といたしましては、そうなる前に福祉対策として早目の手当をして、なるべく平成29年3月31日までには仮設から町営住宅に移行していただければいいのかなと考えて計上したものでございますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） もう一度建設課長にお尋ねします。

まず、今阿部議員からも出ました住宅のことなのですが、まず住宅改修に5300万円をかける住宅は何件ほどを予定しているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

住宅の戸数でございますが、ただいま阿部議員にもお答えをいたしました。自主再建不可能な方が10件でありますので、10件を目安にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今仮設住宅に入っている件数は10件以上かと思えます。そうしますと、今言った建設不可能だという方々に対しては10件の提供をいたしますけれども、残り9件の方、つまり再建できるだろうという可能性がある方に関しては、平成29年3月という日にちが決まっておりますけれども、それに対する対応はどのようにするかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

再建可能な方への対処ということでございまして、実際今再建中の方もございます。現在国見町の方で仮設に入居されている方につきましては、全部で19件ございます。そのうち現在再建中または建築予定の方が5件ほど、あとは高齢者で施設に行かれる方もいらっしゃいます。あとは民間住宅に行きたいという方もいらっしゃいます。あとは町外に行きたいという方もいらっしゃいます。そういった方を差し引いて、現時点でお金がなくて再建に至らない方を絞っていきますと10件程度になるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

12番志村良男君。

12番（志村良男君） 24ページの土木費の5目の交流の場建設推進費として1億1995万8000円を計上されておりますけれども、その内容について建設課長、詳しくお聞かせいただければ、よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 内容でございますけれども、建設費に不足する分で、当初の經常予算13億6000万円ほどだったんでございますけれども、議員もご存じのようにインフレという状況にありまして、労務費が予算計上時点よりもはるかに上昇している。更に資材費も高騰している。あとは諸経費率の見直しも平成27年度以降にまた変わっておりまして、それらも高騰しているということで約3割から4割程度上昇している状況もありますので、その不足分でございますけれども、あと農林水産業費に活力あるプロジェクト事業分につきまして3億2000万円を計上してございます。これにつきましては、農林水産省の補助金をもらう関係上、款を分けての契約になりますから、それを合算して約18億円程度になってございますので、そういった形でのトータルで4億4000万円ほどの増額になったとご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 第6款の農林水産業についてなのですが、先ほど総務課長からの説明に、ため池の調査の部分で370万円ほどの金額が入ったと、収入ですけれども、やるということなので、そうしますと、住宅除染はもうある程度終わったという判断でため池の調査に入るといふ、除染のほうのということ判断してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 7番渡辺議員の質問にお答えをいたします。

ため池除染の関係でございますが、22ページの6款農林水産業費の農地費に4470万8000円ほど計上させていただいております。それで、このため池除染につきましては、本年3月に国でため池の放射線対策マニュアルを作成しまして、それに基づきましてため池の放射線対策を進めましょうということで動き出した事業で今回補正をお願いするものでございます。住宅等の除染とは別建てで進んでいる事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、ため池はもう住宅に関係なくやりますという判断だと思っておりますけれども、そうしますと、いつごろから調査に入りまして、最終的にはこのため池の改修はいつごろから始める予定を考えているかお尋ねしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

ため池の放射線対策につきましては、今回基礎調査が5カ所、詳細調査13カ所ということで積算をいたしまして予算をお願いしてございます。基礎調査につきましては

は、詳細調査の前段の調査ということで実施をしまして、国の定めます8,000ベクレルという基準がございますけれども、それを越えたため池につきましては詳細調査を行いまして、その詳細調査の中でどういう工法で放射線対策をするかを検討いたしまして、終了後、来年度になろうかと思っておりますけれども、詳細な設計を行いまして、早ければ来年度中にも放射線対策の事業に、実際現場に入れるかなとは考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今8,000ベクレル以上のあるものに対してはやっぱり国の政策で今までもやっていると思うんですけれども、やはり一消防団員といたしましては、ため池及び保有防火水槽、防風林がどうしてもそれを使えない状況が続いております。今言ったようにあしたにもやれというわけにはいきませんが、早急に消防のため池に限っては、ため池といっても消防だけではないと思うんですけれども、防火用水を早目をお願いしたいと、要望したいと思っております。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 30ページです。これは生涯学習課のその中の15節の大木戸小学校の改修工事、継続事業で5000万円なのですが、これは完成はいつごろの予定なのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） それではお答えいたします。

こちらにつきましては、継続事業ということでことしの11月、12月ぐらいから工事を着手し、来年の7月、8月等のめどで工事を進めたいと考えています。なお、その中には文化財の展示等の関係もありますので、会館のオープンについてはそれ以降になると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） そうすると、機能がオープンするまではまだまだ日にちがかかるということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 施設自体につきましては来年の7月、8月あたりの竣工を目指しておりますが、そこに展示する展示物の関係の準備もございまして、それにつきましては若干の時間を頂戴したいと考えております。そちらについては、具体的にはこれから検討させていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 15ページ、これ総務費の中の6目交通安全対策費の右の端に負担

金としてなりすまし詐欺未然防止対策事業とありますが、この負担金はどこに納める負担金なのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 松浦議員のご質問でございます。

交通安全対策費の負担金、なりすまし詐欺未然防止対策事業でございます。こちらについては、なりすまし詐欺の対策としまして、警察署が主体として防犯協会に対応となりますので、そちらに納めるようになります。

なお、この負担金としては、構成団体である桑折町、国見町、あと金融防犯協会が警察の防犯協会に負担金として納めて、事業を展開するという内容でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。21ページです。

労働費の補正でマイナスした件ですけれども、対象外事業になったので2637万6000円を減額するという説明でございました。ちなみに今回の決算議会で配られた26年度の「一般関係における主要施策の成果」の27ページに26年度のこの決算が出ております。それによりますと、この継続でやってきた26年度の緊急雇用創出基金事業には事業の明細としてアからシまでありますけれども、2項目が去年はやりませんでおととしだけになっていますので、コまでで10件が26年度に執行される。ことしはこのうちの対象にならない事業が出たので2600万円減額しますというけれども、この10件のうちで27年度に対象外になった事業はどれなのでしょうか。そして、そのものは今度は別な科目に振りかえて別な事業をやるはずですが、詳しい内容を答弁願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のお質しでございますが、緊急雇用対策事業について、前年度の決算の資料からすると何が減額になってどこに降りかかったのかというお質しでございますが、この26ページ、27ページにわたる資料によりますとウの部分でございますが、くにみももたん広場の指導員配置事業、更にその下のエの部分でございます、農業多面的機能再生復興事業、更にク、道路施設巡視維持管理事業が対象となくなったために、労働費からそれぞれを費目に一般財源としまして計上し直したという内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） そうしますと、今話した以外のものは全部27年度もこれから実施することになりますか。総務課長お願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それではちょっと具体的に申し上げます。

先ほどももたん広場については緊急雇用対象にならなくなったと申し上げましたが、

ただ、別な補助事業を導入しまして配置しているという内容でございますので、ご理解をいただければと思います。具体的に補正後でございますけれども、対象となっているのは健康管理事業、それからももたんFMの事業、それから国見バーガー販売事業、更に自家用農作物測定事業、それから幼稚園の補助教諭配置事業ということで、これら、更にももたん広場はこの事業ではございませんけれども、ほかの補助を活用して配置しているという内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） わかりました。ここでこう、今まで大変助かった事業もでございます。例えば道路の施設の巡回、応援もあって軽自動車ですっと歩いていろんなところをやってもらった経験が、実績がございますので、それを今後どういう形でどういう予算でやるかは是非検討してほしいなど。やっぱりやってみてよかったというのは、対象外になったからぴたっとやめてしまうと、町民から、去年までやったけれどもだめなのかという疑問も出てきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせてもう一件別な問題で恐縮ですけれどもお願ひいたします。建設課長に答弁願ひたいと思ひます。今回の補正予算の中で、公民館関係の中で電気自動車に対する充電器の設置という項目が出てきました。そのことについて、建設課長詳しく説明願ひます。

と同時に、恐らく国交省あたりが全国にこれから電気自動車を普及するために充電器を設置しようという形なので100%恐らく補助事業だと思うんですけれども、それもあわせてこの内容についての説明を願ひます。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

この充電インフラの設備の関係でございますけれども、これにつきましては、もともとは道の駅にEV充電器を普及しようということが基本になってございます。道の駅を含む、あとサービスエリアです、それを普及させるために本年4月に経産省と国土交通省が力を入れて、それにかかわる企業との連携によりましてイーオアシスプロジェクトというのを立ち上げてございます。こちらが主導してこのEV充電器を普及させようというのが本来の取り組みであります。

事業の細かい中身になりますが、道の駅につきましては原則ゼロ円で設置可能です。それで、国見町としても道の駅整備中でございますので、手を挙げようかというお話になったんですけれども、現在まだ建築工事に入っていない状況がございまして、この事業については使えないことになりました。

ただし、道の駅だけではなくて各地方公共団体が持っている施設についても対象可能でございまして、ただ、これにつきましては工事費はほぼクリアできますけれども、資材、約300万円とか400万円するんです。その辺の購入費につきましては3分の2まで補助できるということでございますので、町としましては、では3分の1の購入費でできるのであればということで、今回総務費の庁舎管理になりますけれども

90万円、あと生涯学習課で文化センターに90万円という費用を計上させていただいたということでございます。一般的にやれば1000万円程度がかかるということでございます。

今回それに手を挙げれば、仮に道の駅に移設も可能でございます。ただ、来年度以降も経済産業省ではこの事業を継続したいとなっておりますが、それが100%の補助でできるのかどうかというのはまだ不透明な段階でありますので、町といたしましては、1割程度の費用負担でできるのであれば今回計上して、更に来年の国の予算の動向を見ながら道の駅に移設するかどうか、更には別に手を挙げて補助をしてもらうかについて検討していきたいと考えているところでございます。

なお、今回計上した金額、この事業まだ4月に立ち上がったばかりでございますので、工事費、備品購入費についてはある程度の金額が明示されておりますが、今後の保守とかの対応につきましても費用負担も若干出てくる可能性がございます。これについては固まり次第また予算なり補正予算でお願いする場合もございますので、その辺はご了承をお願いしたいということでございますのでよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 今の件なのですけれども、議案の説明会では2カ所に、1カ所は役場に、1カ所は文化センターにと説明がありました。役場は地下の駐車場に充電器をつけると説明がありましたけれども、この件については2回目なのですけれども、今恐らく役場には電気自動車はないと思うんです。それから、町民のために文化センターにつけるといふものも、これも一体何台ぐらい国見町に電気自動車があるのか。その辺の実態をつかんでいるのかどうか、これは建設課長にお尋ねします。説明によりますと、お金を入れて、そして人がいなくても管理できるような施設だといふので安心したんですけれども、ひとつよろしくお願ひします。

あわせて町長にお願ひと考え方を聞きたいと思ひます。

4日前の新聞で、日産自動車ではこの電気自動車が普及するために各市町村に1台ずつ、手を挙げて欲しければ1台ずつ貸与しますという話がございます。せっかく日産自動車の、例えばトヨタ自動車のプリウス、1台ずつ普及するために各町に対して、今町長使っていますけれども、各町で町長が使った実績もありますので、町長には是非手を挙げてもらって、国見町も日産の電気自動車を貸与してほしい、頑張ってもらいたいと思うんですけれども、ひとつよろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からまずお答えを申し上げます。

この日産の電気自動車の件、確かに私も承知はしておるんですけれども、正に今後はハイブリッド、それから電気自動車、どちらかになってくるんでしょう。トヨタが今ハイブリッドでがんがんこの前もいろいろと、1リットル40キロで走るということをオープンしておりました。一方、日産は電気でどうしようかということ、全世界でいろいろとそういった動きがあるわけございまして、やはり町としても今後道

の駅の整備などもございまして、そういったところに電気自動車の端末も入れることにもなりますから、やはり前向きに取り組んでいく必要があるかなと考えております。私も十分状況を把握しておりませんが、町としては非常にメリットがあると考えておりますので、今後関係機関あるいは事務レベル等々と協議をしながら、前向きにその件については検討していきたいと考えております。

あと、前段の件は建設課長からお願いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 車の台数の件でございますが、普通車につきましては、町で把握できませんので軽々には申し上げられないんですけども、私が見かける限りでは、恐らく10台以上はリーフは見かけるかなと思っています。ただ、その他のハイブリッドなんかも結構走っていますので、それなりの需要はあるのかなと思っています。

イーオアシスの試算によりますと、1日平均10台程度の利用があれば、運用の中で電気代の従量料金の半分が原資に補填をされる状況になりますので、その後については、ランニングコストはゼロになるというお話もいただいておりますので、特に道の駅、役場であればそれなりの利用者がいるという状況もありますし、また、広告の仕方によってはそこで利用される方もいるということで、十分利用価値が図られるのかなと思っています。

そういったことから、町といたしましては文化センター、更には役場につきましては課金システム、一般的にはスマートフォンとかフェリカカードでタッチして、もう登録をしてすぐに充電できるような課金制度を導入いたしましてきちんとした管理をしていきたいなど。設置場所については、文化センターも役場も地上ということで、一般の方が利用できる環境に設置したいと考えているのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございますか。

総務課長、お願いします。

総務課長（菅野信朗君） 先ほど井砂議員から質問がございました選挙費の中のシステムの委託料で、18歳の方はどれぐらいいるのかというご質問の答弁でございますが、ことし6月2日の定時登録時におきまして、18歳の皆さんは193名でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） よろしいですね。

そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第58号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第7、議案第58号「平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) それでは、議案第58号、平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第59号 平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第59号「平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第59号、平成27年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第60号 平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第60号「平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） それでは、議案第60号、平成27年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、午後1時から議案調査会、現地調査を行いますので、地下駐車場にご参集願います。関係課長はよろしく願いいたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前11時59分）

第 4 日

平成27年第5回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成27年9月16日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 平成26年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成26年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について会期決定
- 第 3 認定第 3号 平成26年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成26年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成26年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成26年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成26年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成26年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成26年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 平成26年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第11 議案第61号 平成26年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 第12 常任委員長報告
 - 陳情第 8号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書

（追加日程）

- 第13 議案第62号 工事請負契約について
- 第14 同意第 5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第16 発議第 5号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書
- 第17 議員派遣について
- 第18 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇認定第1号 平成26年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第1、認定第1号「平成26年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し、平成26年度主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。

おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑にしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ数及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第20款町債までであります。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質問がないようでありますので、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費について、質疑ありませんか。

26ページです。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に2款総務費について、質疑ありませんか。26から42ページです。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数は32ページになります。2款総務費、1項総務管理費、6目の交通安全対策費の中の11節の需用費で、住民生活課長にお尋ねいたしたいと思えます。

まずはじめに、電灯等費で約42万7000円ということなのですが、これ

は町の街路灯だと思えますけれども、まず、その個数は何個ぐらいなのかお尋ねしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

ここにあります防犯灯について、何灯に関する電気料かでございますが、平成26年度の数字でありますけれども、防犯灯の数1,072基と住民生活課では把握してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、こちらにあります一般会計における主要な個別施策の成果におきますと、総事業費は721万3000円と。その中で、今言った街路灯の電気代というのが427万円ですね。そうしますと、総事業費の約6割が電気代に消えていますということになれば、非常に事業としては電気代をただ投じているんじゃないかという感じに見受けられます。

そこで、補填というわけではないですけれども、町にも街路灯という意味合いでLED化が進んでいるわけなのですけれども、そのLED化によってどのぐらいの消費電力が変わるのかなという意味合いで、ご提案させていただきますけれども、町の商工会で106基の街路灯をLEDにしまして、約115万円の電気料が25万円に下がり、やはり電気料に限っては、相当の効果があるということで、商工会としてもそういう部分を進めていました。1基あたりの設置料は確かに高い部分はありますけれども、1基あたりの対応年数も違いますし、あわせて機械自体の寿命も違うということでLED化が各市町村でも始まっているのではないかと。やはり今、千何基を全てかえることはできないと思えますし、それなりの予算も必要となりますので、今後将来的には、1個でも2個でもLED化はできると思うんですけれども、LED化はまず進めるべきではないかということなのですから、その点について課長の答弁をいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

渡辺議員のお話のとおり、LED化されると電気料が下がるということで、実際商工会でもされたと聞いております。かなりの電気料が削減になったということでございます。実際、LEDのその後については電気料が下がるだけではなくて、LED電球の耐用年数についてもなかなか長い間もつということも含めて、またLEDの色ですね、明るいということで、犯罪の抑止効果もあるとも聞いてございます。

そういたしますと、やはり町といたしましても、現在ある蛍光灯タイプの防犯灯については、LED化に向けて検討すべきだと思っております。お話しのとおり、交換するのはかなりの事業費がかかるということもございますので、今後、支援等も含めて、あるいは周辺自治体等も確認しながら、そのLED化に向けた検討を進めてまいりたいと現在は考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 同じく32ページの15節工事請負費のところでは防犯灯設置工事とありますが、新しく設置したのは何基か。また、その下に機器設置工事とありますが、この機器とはどういう機器なのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

15節工事請負費の防犯灯設置工事123万1000円でございます。こちらについては、防犯灯の新設であったり、あるいは建てかえの工事で、平成26年度については14カ所、14基について工事をしたものでございます。

更に、同じ15節のその下、機器設置工事120万9600円につきましては、交通安全対策事業の中のカーブミラーの設置をしたものでございまして、平成26年度は7カ所の設置工事をしたものの事業費でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 34ページです。これは企画情報課になると思うんですけども、諸般の施策ということで、ガラッと変わって申し訳ないですけども、東京くにみ会事業で、235万4232円を使ったということで、東京くにみ会におきましては、東京に住んでいる方の気持ちで大変喜ばしく、大変良かったというお話を聞きまして、本年度も続けて事業としてやっていくと聞きましたけれども、本年度は当然おもてなしという部分も含めて、どういう形で考えていらっしゃるのか、その中身について詳細を聞きたいと思っております。

議長（東海林一樹君） このことについては、今回は決算議会でありますので、そういう質問はご遠慮いただきたいと思います。

7番（渡辺勝弘君） はい、了解しました。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、決算議会なのでその先のことで言いますけれども、では、この東京くにみ会は、今後も続けていくとは町長も進めてやっていらっしゃると思うんですけども、やはり次回につなげるというのは、今回のみではなく、これから10年先も続けていきたいという趣旨はあると思うんです。そうした場合に、地元を離れて東京にいらっしゃる方が地元に残りの恩返しをしたいというお気持ちがいっぱいあると聞いております。

それで、次回につなげるために、やはりそうした方のために、町としてはつなげるための何かをしなければならぬと思うんですけども、その点、中身について聞きたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 何回も言うようなんですけれども、あくまでも、決算議会でございま

すので、これからどうするのだという内容の質問については別の機会にお願いしたいと思えます。

そのほかございませんでしょうか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 庁舎建設推進費、ページ36ページになりますが、18節の備品購入費で1億800万円で、支出済みが4300万円、不用額が6400万円となっておりますが、予定したよりも、事務用機器という費用の面で大分削減されたようなのですが、その辺の内容についてお願いしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

当初予算で1億800万円ほど予算をいただいたその備品購入費の部分でございます。不用額が多いのではないかとということで、その内容はということでございますが、備品購入にあたりましては、いろいろな業者を選定しながら庁舎に合ったものを選ぶ、更にはその購入の部分では、なるべく安価に仕入れているというところで、その結果がこういった不用残になったということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 36ページの13節委託料のところ、下から2番目、IP電話システム導入ということですが、私勉強不足でわかりません。IP電話システムを簡単に説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

IP電話とは何かということでございますが、いわゆる通常の電話と違いまして、インターネットを経由した電話でございます、導入経費は少し高いんでございますが、運用の部分ではかなり安価に上るとということで、このシステムを導入したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 38ページの2目の賦課徴収費、その中の委託料なのですが、抹消登記手続請求委託、これは町の結局滞納者の訴訟によって、根抵当権の登記抹消を弁護士に委託した費用と思うんですが、こういった滞納者による委託は訴訟を起こす側で経費を支払うのか、あるいは皆滞納者がやっぱり起こしたことだから滞納者が支払うのでしょうか、その見解を伺います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 10番阿部議員のお質しにお答えします。

この抹消登記手続請求委託につきましては、差し押さえた物件に対しまして根抵当

権がついていたということで、この債権者の企業がそれを主張してくる状況が考えられましたので、町の顧問弁護士に対して財産管理人となっただきまして、その抹消登記の手続を話し合ってもらったということで、この費用につきましては弁護士に支払われる費用でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に3款民生費について、質疑ございませんか。

42ページから52ページです。ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、4款衛生費について、52ページから57ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次5款労働費について、57ページ、58ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に6款農林水産費について、58ページから65ページです。質疑ございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 60ページです。産業振興課長に聞きたいと思うんですけども、13節の委託料の中で、調査委託914万9220円、この中身についてもう一度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 7番渡辺議員の質問にお答えをいたします。

13節委託料の調査委託941万9220円の中身ということでございますが、こちらは、土壤放射線量の調査で、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故によります水田関係の放射線の吸収抑制対策の基礎資料とするために、土壤中の放射線セシウムの濃度とカリウムの濃度をそれぞれ計測をしたものでございます。水田450カ所で調査をした業務の委託料でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、その土壤、単純に言えば、土壤を改良するために昨年言った塩化カリを入れるのに、どのくらい塩化カリを入れるべきなのか調査をするのだと感じているんですけども、やはり安心・安全に関しては塩化カリを入れて土壤を改良することが最大の目標であることは国の施策でわかるんですけども、やはり食味という部分に限っては、塩化カリは必要ないと私は思っております。しかし、それは入れるべきではないとは言えませんが、やはり塩化カリを入れている土地と塩化カリを入っていない土地があった上でそういうものを作らないと、塩化カリ

を入れなくても現実にセシウムが出てこないとなれば、むしろ必要性は低いのではないか。そうした場合に、やはりこの国見町独自で、塩化カリを入れられない土地を耕作をして、その結果に基づけば、国見町の米には塩化カリは必要性がないぐらいになるのではないかと思います。やはり塩化カリは、今も言ったように私は必要性がないと思っておりますけれども、その辺について、今後どのように考えているかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

米の吸収抑制対策の関係でございますが、こちらにつきましては議員もご承知のとおり、国・県でそれぞれ研究機関がいろんな分析をしまして、塩化カリが米のセシウムの吸収抑制対策に役立つということで、それぞれ先ほど申し上げました調査等の結果をもとに、県で国見町については、ことはこれぐらいの塩化カリを入れましょうということで示されたものに従って実施をしているということでございます。

それで、その実証ほ場等を作って、入れるところ、入れないところを作って比べたらいいんでないかというお質しでございますが、こちらにつきましては、国の考え方としまして、米の全量全袋検査をやってございますが、機械の計測下限が25ベクレルで、その全量全袋検査の結果、全てのものが25ベクレル未満の市町村については、次年度以降、そういう実証ほ場を作って、その塩化カリを入れるところと入れないところを作って比較をしながら、それで塩化カリを入れなかったところでセシウムが検出されないとなれば、翌年度以降、その吸収抑制対策については実施をしなくてもいいのではないかと国の方針が示されております。町の場合は、26年度、一袋ですが25ベクレルを超えているほ場がありましたので、今年度につきましては、そのような形で対応をさせていただいてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） なお、渡辺議員に申し上げますけれども、先ほどから申し上げていきますように、決算議会でありますので、なぜこうなったんだ、なぜこうしなければならなかったんだということについてはいいんですけれども、こうしたほうがいいのではないかとということについては別の機会にお願いしたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

そのほかございませんでしょうか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 61ページの上のほうで、19節負担金、補助及び交付金の不用額がかなり大きいんですけれども、これは翌年度に繰り越されると考えてよろしいんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 松浦議員の質問にお答えをいたします。

負担金、補助及び交付金の不用残の関係でございますが、2876万1137円の決算額でございます。翌年度に繰り越すべき金額、繰越明許費につきましては、そのほかということで2475万円繰り越しをさせていただきます。この不用額が約

2800万円ということで高額になった理由につきましては、次のページになりますけれども、上から6段目ですか、福島県営農再開支援事業で9283万6860円ほど支出してございます。この中に放射線対策としての果樹の改植事業がございまして、果樹の改植事業は御存じのとおり、果樹の収穫が終わってからになりますので、今年度もこれから説明会等を開催して、これから事業に着手することになりますので、3月の補正の時点で見込み数量が確定していなかったため、このような不用残となったとご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に7款商工費について、65ページから68ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に8款に移ります。8款土木費について、69ページから75ページです。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 建設課長にお尋ねします。

今定例会で26年度一般会計における主要な個別施策の成果という資料を作ってもらって、非常に参考になりました。素晴らしい資料だと思います。

そこで、その中で、まず74ページと、その次が76ページ、同じような内容で建設課長に質問をいたします。

まず、この74ページのいわゆる町道の維持管理事業費が、前年度1億2946万4000円に対して、26年度は2716万3000円で21%まで減額しております。いわゆる去年に比べて1億230万1000円マイナスになっておる。その原因についてお尋ねしたいと思います。

同時に、次は76ページの道路整備事業関係でも、前年度5906万5000円に対して、26年度は2400万円、約58%まで落ちております。その2つの原因についてお尋ねします。というのは、各町内会からの要望を聞きますと、道路の改良、あるいは舗装等々の要望が多くて、そのときの町当局の答えは、金が少ないので勘弁してくださいと、順序がありますと、順序まだ来ませんからできませんみたいな答弁になるんですけども、26年の決算においてもその原因について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

道路維持費、道路改良費の前年度の比較ということでございますが、1つは道路維持費につきましては、一昨年、25年度につきましては、LEDの工事、議員の皆様にも視察していただいたところでございますが、あの五千何百万円の工事を道路維持費でとってございましたので、これは社会資本整備総合交付金事業で、このままそっくり減っている状況がございまして。あとは、社会資本整備総合交付金事業に係る部分の

25年度分の事業が減ったというところもございます。

あと、道路新設改良8・2・4のほうですけれども、これにつきまして25年度と26年度の比較で言いますと、委託料で1000万円程度の減額があるということでございますが、これにつきましては、道路関係、社会資本整備総合交付金事業に係る設計費の分が減ったものでございます。

工事請負費につきましては、トータルで2000万円ほどの減額になっております。これは繰越明許費が24年度から25に繰り越した繰越明許費が決算に加算されていることもございまして、その分が例年の工事の平準化にならなくて、決算上は25年度のほうが金額が増えたという状況になっております。

そのようなことで、8・2・4につきましては26年度に比べれば約2500万円程度の金額が減っているという状況になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に9款消防費について、75ページから80ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に10款教育費について、80ページから100ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に11款に移ります。11款災害復旧費から14款予備費について、100ページから102ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、今度は歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 26年度の一般会計における主要な施策の成果という資料をいただいております。第2表で、一般会計収支決算の状況で記入がありますけれども、本年度の歳入が111億5600万円、歳出が105億5600万円、差し引きまして6億円の黒字でございます。

ずっと数字を追っていきまして、実質単年度収支が、今年度が3億5100万円でございます。前年度と比較いたしますと、歳入歳出は今年度より少ないんですけれども、歳入歳出の差し引き額は6億5100万円と前年度はなっています。

実質単年度の収支を見ますと、昨年度はマイナスの1億6000万円でございますが、その内訳を見ますと、翌年度に繰り越すべき財源が、前年度3億5200万円ありました。今年度はそれより2億2900万円ほど減少しておりますが、これは大型の繰り越し事業があったせいだと思います。

もう一つは、財調基金の取り崩し額が2億3200万円、去年ありました。今年度

はゼロです。この差が最後の単年度収支にあらわれてきているのではないかと思います。が、財調基金の残高を見ますと、8億5100万円ほど26年度はありました。

私は、国見町の標準財政規模から行きまして、金額的には少し多いのではないかと思います。が、町としての財政規模のあり方といいますか、幾らくらいが適正と考えているのかお聞きしたいんですが。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

財政調整基金の適正規模は幾らと考えているのかというご質問でございます。

財政調整基金の適正額につきまして、一般的には標準財政規模の3%から10%ぐらいと言われていたところでございますが、国として明確に示した指針はございません。ただ、国見町としましては、毎年度、当初予算編成時には財政調整基金を取り崩した予算を組まなければならない状況にあるということもございまして、そして、収支のバランスを図るためにはこの財政調整基金を活用して取り崩した予算の中で組むということも今申し上げたとおりでございます。今、8億5000万円ちょっと財政調整基金ございますけれども、この規模につきましては、先の大きな事業も考えれば、この水準は維持はしたいと考えてございます。

ただ、余裕があって、もし積み立てができるような状況になれば、例えば各施設整備基金に積み立てをして目的基金を増やすことも一つの選択肢かと考えてございますので、ご理解をいただければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 9ページの11款2節ですね、一番下です。児童福祉費負担金のところで、児童施設運営費一部負担金とありますが、これはどこの施設で、この収入未済額というのは誰が納めるべきものを納めていないのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

児童福祉費負担金、児童施設運営費一部負担金につきましては、保育所の保護者が納めている保育料の料金になります。この中には、保育料、延長保育、一時預かりの保育料も含まれております。

そして、その下に放課後児童健全育成事業負担金とありますが、これは国見こどもクラブの負担金になります。それぞれの金額であります。この収入未済額25万7860円の内訳になりますが、保育料の未納額が17万6060円の3件になります。こどもクラブが8万1800円、8件という内訳になります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 10ページの住宅使用料について伺います。

収納率、現年度と過年度を合わせて、これはどのくらいで何%なのでしょう、伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

住宅使用料につきましては、現年、過年合わせまして83.9%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これでは同じ入所者間の公平性について、もっと収納率を上げなければ不公平感が生まれると思うんです。住宅使用料は公金なのでからもっとみんなで上げていかなければ公平性は保てないと思うんですが、もっと収納率を上げられなかったのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 収納率を上げなければならないのではないかとのお質しですが、平成26年度におきましては、これは議員御存じのとおり、町建設課といたしましては、明け渡しの請求にかかる訴訟、更には支払いを求めるための調停も行っております。それを踏まえて、明け渡しをすることについては、私債権である使用料を増やさないことがまず第一前提になりますので、そういった措置をとったところでございます。

あと、調停につきましては、払う意志がある方につきましては、町としても分納という形で整理をさせていただきまして、時間をかけてその私債権を納めていただく措置を図っているところでございます。

なかなか生活困窮者もいらっしゃいますし、公営住宅につきましては、御存じのとおり福祉の意味合いもございます。ただ、納めなくてもいいということではございませんので、町といたしましてはきちんと厳しい対応もしますけれども、納められる方については分納という形をとっていく。あと、通常につきましては、当然毎月督促状も出しますし、催告もいたしますし、臨戸訪問もいたします。更には、生活相談などにも応じながら個別の対策を全員行っているような状況もありますので、今後ともそれに努めていきたいと考えております。滞納繰越額につきましては、昨年度より約70万円弱は減っていますので、これについては今後とも少しでも回収できるように努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 不納欠損額は26年度で111万9200円ほどございますが、こうやって毎年不納欠損額を出す。もう少し民間手法のようなものを取り入れて、滞納者にももっと厳しく、家賃は、町では収入に応じて民間なんかよりもずっと安くして設定しておくんですから、そこで民間手法をもう少し見習って、徴収率を上げていただきたいと思います。もっと上げられないのか、こういうような民間手法を取り入れられないのか伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えをいたします。

住宅使用料、議員も御存じのとおり、私債権でございますので、基本、民法に準じて行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） ただいまの件と関連しますけれども、議長にお尋ねします。

今回の定例議会において、質問していいのかわからないんですけれども、監査意見が出ております。監査の意見書についての対応について質問しようとしているんですけれども、それはいいんでしょうか。というのは、この26年の監査の報告書は1年間の報告で、これによっていろんな決算理解ができておりますので、その基本的なことを質問したいと思うんですけれども、結構でしょうか。議長の見解をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 先ほど渡辺議員にもお話し申し上げましたけれども、今議会は決算議会ということですので、決算にかかわる質問については結構です。ただ、こうすべきだったのではないかということについては別の機会にお願いをいたします。
八島博正君。

13番（八島博正君） 決算の意見書は今定例会に出たら決算なので、この中での監査から出された意見を基本として決算の質問が成り立っていると思いますので、その辺はご了承願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） それは結構です。

13番（八島博正君） そこで、総務課長にお尋ねします。

2ページから3ページ、いわゆる26年度決算審査意見書の2ページから3ページにおいて、一般会計の収入及び支出に対して、監査委員から指摘事項が何件かございます。それに対して庁内で対応策はどうとったのか、それについて質問。特に、ただいま阿部議員との関連で、この不納欠損金の処分、あるいはまた未収金の取り扱い等々は、単に建設課、税務課ではなくて、役場庁内全体が取り組まなければならない問題で、説明会においては、副町長を筆頭にその対応策の委員会をつくっているという意見が出ております。もし、総務課長からの答弁願えなかったら、その委員会を取りまとめ役の副町長にお願いしたい。どちらでも結構です、よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 13番八島議員のご質疑にお答えをいたします。

ただいまご指摘されております滞納でありますけれども、これにつきましては平成26年度より国見町の債権管理本部を立ち上げております。これにつきましては、従来の未収金の対策本部にかわるものでありまして、本部長につきましては、副町長の私が務めております。

目的につきましては、国見町の債権の管理に関する庁内の連携及び情報の共有を図

るため設置をしているものであります。

所掌事務といたしましては、債権の調査に関すること、更には債権の解消対策に関することでありまして、町税はもちろん住宅使用料等についても連携を図り、収納の効率化に努めているところであります。

今回の議会の初日に町長の行政報告の中にありましたように、個人県民税の優良市町村ということで感謝状をいただいております。これにつきましては、現年及び滞納分を合わせまして国見町の個人県民税収納率が98.3%という高い収納率でありまして、9年連続感謝状の贈呈が行われ、高い収納率を誇っているわけでありますけれども、未納の方がいるとなれば著しく納税している方等に比べますとバランスを欠くわけでありまして、100%を目指して今後も取り組んでいきたいと思っております。

なお、税務課におきましては、ファイナンシャルプランナー等によります生活改善相談も催しまして改善に取り組んでおるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 監査の指摘の中では、ただいまの収納率98.3%はすばらしいと。今後とも引き続き、町税は基本線であるので未収金の回収に努められたいという要望が出ております。ただし、この不納欠損金の問題あるいは未処理金の問題は、それよりも6行下に、さらなる未収金の解消に向け、長期滞納者には毅然とした対応が必要と思われる。これは指摘事項で、もう要望ではないです。こうしなさいという監査の指摘事項だと思うので、副町長には、その辺を踏まえてよろしくお願ひしたいと。

同時に、これは総務課長にお尋ねします。今度は支出の面でございます。

これは先ほどの5番議員の佐藤議員の質問にも関連してくるんですけども、監査の指摘では、予算の不用額が5億1250万21円あると。これはやはり多いよと。最後には今後とも計画的な予算執行に図られたいという結論になっております。

総務課長、この監査の指摘について、どのような考えと、それから対応をするんでしょうか、よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

まず、監査の指摘の事項の部分でございます。不用残が多いというところでございますけれども、これは原因がございまして、まず消防費の中で原発災害対策費の部分、更には総務費には庁舎建設の部分で、それぞれ不用残が。庁舎の部分で備品購入の部分でちょっと安価に購入したことから、先ほどご説明したとおり6000万円ほどの不用残が出たという中身でございます。更に、原発災害対策費のところにおきましては、25年度から26年度への繰り越し事業があつて、その補正の部分の減ができなかったのが原因でございまして、これは予算措置のところに対応できれば良かったのかなと反省はしてございます。

いずれにしましても、予算執行におきましては、適正な予算措置をしますとともに、執行についても厳格に対応してまいりたいと考えてございます。以上、答弁とさせて

いただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 61ページが一番最後のところに、耕作放棄地再生支援事業とありますが、どこでどんなことを行ったのか、説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 松浦議員の質問にお答えをいたします。

この耕作放棄地の再生支援事業の関係でございますが、こちらの14万8010円につきましては、直接事業を実施します国見町の再生協議会への補助金で助成をしてございます。

それで、中身につきましては、耕作されなくなって雑草や雑木が生えている農地を再生するというところで、昨年度につきましては6件で、約6,878平方メートル、6反歩ほどの農地を再生をして、雑草や雑木を刈り払って、そばを植えたりして農地を再生する事業を実施したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 58ページの1項失業対策費、この中の13節委託料、緊急雇用創出基金事業なのですが、この中で、委託事業で空き家対策実態について昨年度調査いたしました、これは当初住民生活課でやっていた事業なのですが、何で建設課に行ったのか。建設課ばかりでなく、税務課もあるし、あとは景観が悪くなったり、そうすると保健福祉課もあるんですが、何でこれ、建設課所管に移ったんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 所管の問題につきましては、町の専権事項でございますが、事業的には国が進める空き家対策につきましては、町の住宅マスタープランなり、そういったもので網羅されるものということで、多種多様な事業を担当するために建設課で所管をすることになったと理解をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 私どももこれから空き家対策はますます重要になってきます。町民の方々もこれに興味のあるところですが、この実態調査について、全くこれはいまままで知らされていなかった。町の情報公開の条例に照らしても、これは公開すべき事業だと思うんですが、実態について伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 調査の結果の実態でございますけれども、現在空き家対策に関する検討委員会も立ち上げておまして、その中で議論をしながら計画を策定をして皆さんにお示しをしたいと考えておりましたけれども、現時点でお話しできる部分、

当然、個人の住宅ではございますから、個人情報保護の部分があります。全てがつまりらかにできるものではございませんけれども、昨年度の結果、27年3月の調査報告の結果につきましては、国見町における空き家の戸数につきましては、全部で203戸ありました。うち25戸につきましては、公営住宅及びアパートで、それは除外をいたしまして、住宅としての空き家となっている分については178戸現在あるということでございます。ただ、4月以降まだ変動がございますので、それについてはまた追加調査は必要ですけれども、3月末現在では178戸と。うち法律に基づく特定空き家と思われる住宅につきましては35戸がございます。ただ、これにつきましては、法施行前の調査でございます。法施行前の調査ということは、当然個人の敷地には立ち入りができない状況でございますから、あくまでも目視した中で、屋根とか壁が壊れているとか、草が伸び放題になっているとか、そういった状況を踏まえた中で法が施行になる前のガイドラインといいますか、それにあつた形の特定空き家と思われるものが35戸あつたということでございます。今後その数値をもとに計画を策定しながら対策を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 原発災害対策課長でいいかと思ひます。22ページなのですけれども、東京電力より賠償金で1億5000万円いただいておりますけれども、本町では原発災害対策課といった形で災害対策に対する新たな課まで設けましていろいろな仕事をやっているわけでありすけれども、この賠償金の賠償はどの範囲になっているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

22ページの弁償金1億5000万円につきましては、上下水道課所管の県北浄化センターの関係での弁償金で、東京電力株式会社に対する町としての損害賠償請求につきましては、原発事故に起因して実施しました事業に要した費用や対応職員の人件費について請求しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、この金額は対東京電力との関係では、これで全ての賠償がされたということになるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） この1億5000万円については、町に対して周辺環境整備臭気対策ということで、これで一応済んでいるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） そうすると、今後町では東京電力に対する賠償は求めないという理解でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） ただ、今後また出てくれば、継続的に賠償を求めていきます。

あと、上下水道課ですが、水道、下水道の減収分も請求してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

1 3 番八島博正君。

1 3 番（八島博正君） 2 6 年度一般会計の主要な施策の成果の参考資料が出ていますので、その 7 ページから 8 ページについて質問をしたいと思います。

いわゆる国見町の経営収支比率が 8 2. 6 % に、前年よりも 3. 5 % 下がっている。この経費は、その差額が自主的に町で使える金になりますので、大体多いほうがいいんですけども、町村では、この資料にも書いてある 7 5 % 目標にしているんですけども、地方財政ますますもって大変になる。

今回の決算の説明の中では、特に公民館活動、青少年活動等々、国の補助事業をなくして町の自主財源であった事業がいっぱいございます。同時に、少子高齢化社会に向かってこれから助成金も出てくるんでしょうけれども、その対応等々を考えたときに、このやはり経常収支比率、なるべく自分で使えるような財源を増やす方法も考えないと大変になってくるのかなど。地域町民の要望に応えるためにもこれを増やしていかなければならないと思います。それについて、まず総務課長にお尋ねします。よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のお質しにお答えを申し上げます。

経常収支比率のお話かと思いますが、経常収支比率につきましては、ここの解説にもございますとおり、普通会計におきます人件費、扶助費、公債費等の義務的経費、いわゆるこの経常経費になるんですが、これらに地方税、地方交付税、地方譲与税等の経常一般財源ですね、これの割合が高いか低いかということの指標でございまして、ここの部分は低ければ低いほど財政に余裕があるという部分でございまして、

八島議員お質しの部分は、多分財政力指数の部分だと思いますけれども、これが地方税の収入等にかかわる率になりまして、ここのところが 1 に近ければ近いほど財政に余裕がある状況でございまして、

したがって、税の徴収の部分ですとか、いわゆる一般財源の収入確保につきましては、今後とも努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

1 3 番（八島博正君） 私の説明が悪くて、いわゆるこの町の職員の人数は規定されておりますので、ある程度の枠の中で運営されますけれども、そのほかの人件費、いわゆ

る臨時、あるいは嘱託その他の人件費が増えておりまして、これはいろんな町の事業をやるために増えている。そのために人件費が多くなっているのが現状だと思います。また、やはり町民の要望に応じていくには、この事務的経費をなるべく少なくして、別な事業ができるような経費にしていくのが基本だと思うんですけども、違うんですか、総務課長。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、この経常的にかかる経費を少なくすることが、いわゆる町民の方のためになっていくという部分では、議員お質しのとおりでございます。

ただ今般、災害、いわゆる原発事故に絡みますその災害復旧ですとか、復興の関係におきまして事業費がものすごく増えているのも事実でございます。その予算を執行するに当たりまして、やっぱりそれなりの人が必要だということも現状でございます。今現在、必要最小限のところを確保しながら事業をしているという状況が、先ほどの経常収支比率が悪くなっている部分に影響しているのも言われるとおりでございます。

ただ、この復旧事業、復興事業はいつまでも続くものでもないと考えてございまして、いずれこの事業が少なくなれば、当然それに伴います人件費も少なくならなくてはならないということもございまして。そういった部分では、将来的な人の採用も含めて、資質に配慮しながら、その人員採用も考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） ただいまのこの経常収支関係とあわせまして、次の先ほど言った財政力指数等々について質問をしていきたい。

何でかという、これ関係あるんですよ、実は。昔から地方自治は3割自治と言われて、ほとんど交付金とかその他の国県の補助金であったんですけども、その3割自治からも落ち込んでおりまして、今回も国見町では0.283、いわゆる前年度よりも0.004ポイント下がったという傾向になっている。これについては、40ページに国見町の財政指数の推移が出ています。これを見るとおり、いろんな時代の原因がございましてけれども、そのときそのときの町長の町政に対する運営、方針なり、仕方にも影響されてきておる数字が載っております。

そういった要因がございまして、ここで少なくとも経費を削減しながら町民が使える金を多く使えるようにしていく。あるいはまた、自主財源を多くして、この財政力を高めていくという形では、課長に聞くよりも町長かなと思いますので、もし、この意見について、町長の答弁があったらと思うんですけども、どうでしょうか。では、副町長をお願いします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 13番八島議員のご質問にお答えをいたします。

財政力指数を高めていくことが大事じゃないかということで、私もそのとおりだと思います。

議員もご承知のように、現在震災からの復旧・復興を余儀なくされております。待ったなしの対応をしているわけでありまして、職員もやや増加させる、あるいは嘱託員、更には臨時職員等で対応している状況であります。

おかげさまで、復旧・復興も少しずつ形になっておりまして、庁舎も完成した。更には浄化センターの汚泥も6月1日から運び出しをして、更には住宅除染についても25、26、27年の計画を半年前倒しで終われそうだということでありまして、職員を挙げて、町を挙げて、現在取り組んでおるところであります。

更には、現在、地方創生あるいは歴史まちづくり事業、そして道の駅事業、こういったものにも果敢に取り組んでいるということでございます。

やはりこの税収を上げるには、人口が減少したのでは、これはもう本当にウイークポイントになるということで、いろいろ庁内にも専門部会を立ち上げまして、少子化のこと、あるいは地方創生に取り組んでおるところでありまして、やはり税収を上げる、財政力指数を上げていくことにつきましては、総合的に町の施策の一つ一つを確実にこなしていくことが大事なのかなという感じであります。

副町長としてそういった施策に積極的に取り組んで、財政力の指数、財政状況を良い状況にしていけるように努めていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

11時20分まで休議いたします。

（午前11時12分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

◇認定第2号 平成26年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

議長（東海林一樹君） 日程第2、認定第2号「平成26年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） それでは、認定第2号、平成26年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第3号 平成26年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第3、認定第3号「平成26年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） それでは、認定第3号、平成26年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第4号 平成26年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議長（東海林一樹君） 日程第4、認定第4号「平成26年度国見町公共下水道事業特別
会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） それでは、認定第4号、平成26年度国見町公共下水道事
業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 上下水道課長にお尋ねします。

やはり監査報告書の中からの質問なのですが、この中で不納欠損について
負担金の収納率は78.9%だけれども、この8人の不納欠損をすると、56万
3000円。それから使用料を払わなかった人の中で2人、1万500円も不納欠損。
この10名は現在も下水道は使っているのでしょうか、使っていないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） 八島議員のお質しにお答えいたします。

この10名につきましては、下水道はまだ使用してございません。使用料の2名に
ついては、現在町外に転出して、所在がわからない状況になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 収入未済額の92万円のうち残っているのが49万円だったから、
これは努力した結果だと。やっぱり担当課ではこの時効によって不納欠損処分するま
での間、やっぱりそれなりの努力はしているんでしょうけれども、期限がちゃんとわ
かっているわけだから、不納欠損にならないように一生懸命いろんな仕方があると思
うんです。例えば、生活困窮者ならば生活保護を受ける体制をとるとか、あるいはま
た年金等々があるのだったら少しでも納めてもらうとか、時効が来る前にそういった
対応はしたんでしょうか、上下水道課長にお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） ただいまのお質しでございますが、職員が毎回徴収に訪問
はしてございます。なかなか徴収の見込みができなかったものですから、今回不納欠
損をせざるを得なくなった次第でございます。

今後につきましては、ほかの滞納のある方につきましても、町の債権管理条例に基
づきまして、誓約書などをとりながら徴収に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本認定は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第5号 平成26年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

議長（東海林一樹君） 日程第5、認定第5号「平成26年度国見町後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） それでは、認定第5号、平成26年度国見町後期高齢者医
療特別会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第6号 平成26年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議長（東海林一樹君） 日程第6、認定第6号「平成26年度国見町国民健康保険特別会
計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 認定第6号、平成26年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これも滞納の部分なのですが、国民健康保険税は大きいもので、たまりますとこうした保険制度は崩壊してしまう恐れがあります。そういった意味で、滞納者は各課のそういった使用料あるいは税金多重債務みたいに持っていると思うんですが、役場庁舎内で全体のそういった取り組みが今後必要だと思うんですが、収納率向上のために、現在そういう取り組みは全体で行っているんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 阿部議員のお質しにお答えいたします。

未収金等の対策でございますが、私ども国保税、介護保険料等の収納がございまして、そのほか税であったり住宅使用料であったり、阿部議員お質しのとおり、複数の滞納されている方が大勢いらっしゃるということで、当然その収納対策部分につきましては、各課連携して対策にあたっているところでございまして、そういった情報交換等を密にしながら収納にあたっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。

午後1時まで休議いたします。

（午後0時02分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇認定第7号 平成26年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第7、認定第7号「平成26年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） それでは、認定第7号、平成26年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 1ページの収入未済金について100万円あるんですが、これ年とってからこれを払わないと非常に大変で介護サービスは難しいと思うんですが、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 井砂議員のご質問にお答えいたします。

保険事業勘定の歳入、介護保険料の収入未済額の内訳、何名かというご質問ですが、現年課税分については17名、滞納繰越分ですが31名、合計48名分になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第8号 平成26年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第8、認定第8号「平成26年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 平成26年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第9号 平成26年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第9、認定第9号「平成26年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） それでは、認定第9号、平成26年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 決算の概要によりますと、歳出におきまして財産管理費が、本年度決算888万円、前年度が632万5000円で255万4000円ほど今年度は増額となっております。この原因についてお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

この250万円ほど増えてございますが、当初、石母田のポンプの修繕を予定してございました。それで250万円ほどの修繕費の増があったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第10号 平成26年度国見町水道事業会計決算認定について

◇議案第61号 平成26年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

議長(東海林一樹君) おはかりいたします。

日程第10、認定第10号及び日程第11、議案第61号は、企業会計の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第10号及び議案第61号を一括議題と決しました。

日程第10、認定第10号「平成26年度国見町水道事業会計決算認定について」及び日程第11、議案第61号「平成26年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) それでは、認定第10号、平成26年度国見町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

上下水道課長(遠藤喜正君) 次に、議案第61号についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

5番(佐藤定男君) 企業決算報告書で支出の部ですが、特別損失210万7186円。

内容について私聞き漏らしたかもしれないのですが、もう一度お願いしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(遠藤喜正君) 佐藤議員のお質しにお答えいたします。

特別損失210万7186円は、過年度分賞与引当金の繰入額209万3663円と過年度分損益修正損でございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 過年度分といいますと、すべき年度にやっていなかったということではないのですか、どうなのですか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） この過年度分賞与引当金の繰入額なのでございますが、制度の改正がございまして、それで賞与は6月と12月に支給されますが、これがそれぞれ6月1日、12月1日の基準とされてございます。6月の賞与は前年度の12月2日から6月1日までになってございます。したがって、6月の賞与分については、前年度の12月2日から3月31日までの4カ月分の職員の勤務に対する債務が含まれてございますので、その分についての過年度分となってございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 上下水道課長にお尋ねします。

業務報告書の中で、10ページに書いてあります資料と、私のこの意見は合わせて監査報告書の中にありまして、問題が指摘される事項でございます。

いわゆる26年度の年間配水量は114万3013立方メートルです。にもかかわらず、その中でお金をもらった、いわゆる有収水量は91万5297立方メートルで、この差額は22万7716立方メートルがどこかに行ってしまったとここに載っております。

この中で、まず質問ですけれども、去年は75.5%で、ことしは80.08%に有収率が上がっています、5%。この有収率は、近在町村、例えば桑折町とか伊達市とか福島市に比べて、高いんでしょうか、低いんでしょうか、まず質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） 近隣の有収率でございますが、70%台が国見町と二本松市です。あとは、桑折町、伊達市、福島市が八十三、四%の有収率になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 今、5%上がったという形ですけれども、これは恐らく漏水が見つかって、漏水を補修したから5%上がったと思うんです。26年度の漏水件数はどのくらいあったんでしょうか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） ご質問にお答えいたします。

まず、業者に委託している漏水調査がございまして、26年度では70件の漏水が発覚してございます。あとは、町で漏水の修繕をした件数が40件、あとは個人の給水管で、メーターから先の宅地内、その漏水件数が92件となっております。

以上であります。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） その差22万7716立方メートルを、この資料である、いわゆる給水原価244円で掛けますと5,556万円になります。これだけの水がどこかに行ってしまうと町の収入になっていない。例えば、これが10%台になりますと、2,778万円になりまして、水企業団から水はその分買わなくて済む。しかもやった水はそれだけ金になるとなれば、行くと来るとの違いがあるんですよ。

ことしの測眼で見ますと1,800万円くらいが純益として計上されますけれども、例えば、今漏水している半分、有収率を90%くらいに持っていきますと、今2,778万円がプラスになりまして、4,500万円の利益が出るんですよ。

ここで監査指摘事項もありますので、この漏水対策を十分にやっていないと、このままでは本来はこの水道会計は認定できないことになるんですよ、町民の立場からすれば。

しかし、5%年間で有収率を上げたという功績を考えますと、これも収入に絡むんですけれども、その辺の対策、いわゆる27年度に向けて、26年度の決算から見て、その辺はどう考えているんでしょうか、上下水道課長、よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） ご質問にお答えいたします。

町の上水道の開始が昭和32年でございます。小坂が38年、山崎が45年、石母田が56年と、結構古い管になってございます。そのため、町でも、今広域化施設整備事業で統合に向けた泉田の配水管の布設がえ工事をやっております。あとは旧簡易水道組合の古い管の更新もやっております。あとは、最初から上水道事業として工事を行っている徳江とか森山とかも計画的に進めてございます。

去年は石母田藤ノ町、特にあそこは田んぼの中に入っている管でなかなか漏水が見つからないところだったのでございますけれども、その入れかえ工事も行いました。ことしも森山新田地内の漏水が頻繁にある箇所への布設がえをしてございます。

今後とも引き続き、計画的に古い管の更新事業をやっていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島議員、4回目になりますので。

13番（八島博正君） 一問一答方式の別の案件でありますから。

議長（東海林一樹君） 別の案件ですか。

13番（八島博正君） はい。

議長（東海林一樹君） では、八島議員。

13番（八島博正君） 長い間国見町は簡易水道がございました。上下水道課長の報告だと、あと2年ぐらいで泉田簡易水道が町に入ると。この問題は、長い間水道事業の大きな問題でございました。

そこで、予定どおり総会で議決されておりますので、町の水道に入って、町の上下水道課に入ってもらおうということはすばらしい業績だと思って評価しておりますので、

よろしく申し上げます。

同時に、私たちもそうだけれども、山崎簡易水道も簡易水道組合でやったときは、市道とかをみんなで水道管を入れたんですよ。そのところ、ジョイントするときも、昔ですから接着剤も使わないでやった経過がございます。

よって、貝田簡易水道をはじめ、石母田、山崎、小坂、いろんな問題出てきましたので、その問題が出ないように、この決算書の中でもいろいろ問題出ていますから、是非お願いしたいと思うんですけども、課長、どのように考えていますか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） ただいまのお質してございますが、やはり今後とも古い管、とくに簡易水道組合の古い管等についてはそういうご事情もあったようですので、計画的に順次布設がえの更新事業をやっていきたいと思っております。どうぞお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決しました。

これから、議案第61号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり処分することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり処分することに決しました。

◇

◇

◇

◇ 常任委員長報告（陳情第8号）

議長（東海林一樹君） 日程第12、常任委員長の報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第8号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第8号の審査の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会は、9月8日午後1時より、委員会室において、委員全員の出席のもとで開催しました。この会議には松浦税務課長が説明のために、職務として羽

根田議会事務局長が出席しております。

陳情第8号は、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情であります。

所得税法第56条は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」との条文の趣旨により必要経費として認められていません。

家族従業員の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。所得税法第57条の青色申告では家族従業者の給料は必要経費として認められていることと比べますと第56条の家族従業者への差別は明らかであります。

家族の人権を認めない所得税法第56条は、廃止すべきと全国でおおよそ400自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第56条は女性に不利益を与えるのではないか」と異議が出されています。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、家族従業者の人格、人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めています。

このような状況を考慮しますと家族従業者の労働を正當に評価し、人権を守る上から所得税法第56条は廃止すべきであるとの意見が本委員会の多数意見であり、この陳情を採択すべきものと決しました。

ただし、審査の過程では、家族従業者の給料を必要経費と認めた場合、事業主の所得が従来よりも少なく計上され、意図的に所得税を低く納入するなどの弊害も考えられるとして反対の意見もあったことを申し添えます。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立8名）

議長（東海林一樹君） 起立8名です。

したがって、陳情第8号は採択と決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後 1 時 5 8 分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後 2 時 0 0 分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり 6 件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この 6 件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 追加議案について書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第 6 2 号「工事請負契約について」は、観月台文化センターの太陽光発電設備設置工事について 9 月 7 日に入札会を開催し、契約予定相手方が決定したところではありますが、予定価格が 5 0 0 0 万円以上となりますことから、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

また、同意第 5 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、佐藤和哉委員が 9 月 3 0 日をもって任期満了となりますことから、その後任として赤坂正行君を適任と認め選任したいため、同意を求めようとするものでございます。

また、諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、佐藤幸子委員が 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となりますことから、新たに佐藤勢津子君を適任と認め候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決並びにご同意等を賜りますよう、お願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇議案第 6 2 号 工事請負契約について

議長（東海林一樹君） 日程第 1 3、議案第 6 2 号「工事請負契約について」の件を議題

といたします。

本議案について説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 議案第62号、工事請負契約についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今回、指名競争入札でございますが、何社による指名競争入札なのか。また、落札率を伺います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 今入札につきましては、7社で入札を実施いたしました。

落札率につきましては94.7%ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

12番志村良男君。

12番（志村良男君） 7社ということでございますけれども、町内だけの業者なのか、町外の業者なのかお聞かせいただきたい。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 志村議員のお質しでございますが、町内業者については2社、町外については5社でございます。うち、1社は伊達市、あとの4社につきましては福島市でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第14、同意第5号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第5号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第5号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第15、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 諮問第3号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから諮問第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、これを適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇発議第5号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第16、発議第5号「「所得税法第56条の廃止」を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第5号及び意見書を朗読)

議長(東海林一樹君) これから提案者より説明を求めます。

8番松浦常雄君。

8番(松浦常雄君) 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立8名）

議長（東海林一樹君） 起立8名です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第17、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

書記に朗読いたさせます。朗読。

（書記 議員派遣についてを朗読）

議長（東海林一樹君） 本件は、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第18、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査についてそれぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） それでは、議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案について原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見等を十分踏まえながら町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄ご自愛の上、今後とも復興、町政伸展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成27年第5回国見町議会定例会を閉会いたします。

なお、2時30分より委員会室において議員懇談会を開催いたしますので、ご参集ください。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後2時17分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月16日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 村 上 正 勝

同 署名議員 渡 辺 勝 弘